

## 6. 所管部局：商工労働部

### (1) 補助金の概要

No.	41
補助事業名称	運輸事業振興助成補助金
所管課	商工労働部 商工振興金融課
開始年度	昭和 51 年度
終了年度	未定
補助目的	運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則により定める算定表に基づいた金額を交付することにより、トラック業界の健全な発展を推進する。
補助対象事業の概要	公益社団法人熊本県トラック協会が実施する交通安全、環境対策及び貨物輸送サービスの改善・向上等に関する事業。
交付要綱などの名称	熊本県商工労働補助金等交付要項 熊本県運輸事業振興助成補助金事務処理要領
主な補助対象者	公益社団法人熊本県トラック協会
補助対象経費	(1) 緊急物資輸送体制整備事業費 (2) 交通安全対策事業費 (3) 共同施設整備運営事業費 (4) 輸送サービスの改善事業及び近代化対策事業費 (5) 福利厚生事業費 (6) 基金造成事業費 (7) 交付金一般事業管理費 (8) 適正化事業管理費 (9) 中央出損事業費
補助率	定額（運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則により定める算定表に基づいた金額）

補助金の効果測定方法	<p>「運輸事業の振興の助成に関する法律第3条第1項の事業を定める政令(平成23年政令第300号)」に規定された事業(安全の確保に関する事業、サービスの改善及び向上に関する事業等)の実施に本補助金を活用している。</p> <p>なお、補助金の効果測定については、実績報告及び下記のデータ等により行っている。</p> <p>① 事業用貨物自動車の業務中における事故発生状況(令和4年中)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>目標値</th> <th>実際値(前年対比)</th> <th>参考値(平成29年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発生件数</td> <td>60</td> <td>73(+11)</td> <td>125</td> </tr> <tr> <td>死者数</td> <td>0</td> <td>2(-2)</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>負傷者数</td> <td>80</td> <td>98(+17)</td> <td>191</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 過積載運航に対する行政処分件数(車両の使用停止)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管内・年度</th> <th>令和2年</th> <th>令和3年</th> <th>令和4年</th> <th>参考値(平成29年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>九州運輸局管内</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>熊本運輸支局管内</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 苦情処理件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和2年</th> <th>令和3年</th> <th>令和4年</th> <th>参考値(平成29年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転マナー</td> <td>44</td> <td>45</td> <td>38</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>労働関係</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>19</td> <td>39</td> <td>27</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>63</td> <td>88</td> <td>71</td> <td>63</td> </tr> </tbody> </table>				項目	目標値	実際値(前年対比)	参考値(平成29年)	発生件数	60	73(+11)	125	死者数	0	2(-2)	5	負傷者数	80	98(+17)	191	管内・年度	令和2年	令和3年	令和4年	参考値(平成29年)	九州運輸局管内	2	3	1	10	熊本運輸支局管内	0	2	1	3	区分	令和2年	令和3年	令和4年	参考値(平成29年)	運転マナー	44	45	38	46	労働関係	0	4	6	4	その他	19	39	27	13	合計	63	88	71	63
	項目	目標値	実際値(前年対比)	参考値(平成29年)																																																								
	発生件数	60	73(+11)	125																																																								
	死者数	0	2(-2)	5																																																								
	負傷者数	80	98(+17)	191																																																								
	管内・年度	令和2年	令和3年	令和4年	参考値(平成29年)																																																							
	九州運輸局管内	2	3	1	10																																																							
	熊本運輸支局管内	0	2	1	3																																																							
	区分	令和2年	令和3年	令和4年	参考値(平成29年)																																																							
	運転マナー	44	45	38	46																																																							
労働関係	0	4	6	4																																																								
その他	19	39	27	13																																																								
合計	63	88	71	63																																																								

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位: 千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額*	260,260	258,653	272,895
交付確定額	260,225	258,179	271,788
交付先件数	1	1	1

\*上記予算額は、最終予算額(繰越額を含む)とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	○	○	○	○

(4) 監査の結果及び意見

指摘・意見区分	指摘事項・意見
表題	納付額の算定方法と証拠書類の保管期間について
監査要点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助対象の適切性、公益上の必要性</li> <li>・ 県独自の単独補助金としての妥当性</li> <li>・ 補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性</li> <li>・ 補助金額の算定及び交付時期についての適切性</li> <li>・ 補助事業の実績報告についての適切性</li> <li>・ 補助交付団体への指導・監督についての適切性</li> <li>・ 補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性</li> <li>・ その他</li> </ul>

<発見した事実もしくは現状>

「令和4年度(2022年度)熊本県運輸事業振興助成補助金事務処理要領」によると

<p>(財産の管理・処分の制限等)</p> <p>第8条</p> <p>2 規則第21条第2項に規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する期間を準用するものとする。</p> <p>3 補助事業者が、規則第21条第2項に規定する財産の処分をするときは、別記第5号様式による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>4 前項の承認に係る処分をしたことによる収入があったときは、知事は、その収入の全部または一部を県に納付させることができる。</p>
---

と定められている。

一方で「熊本県商工労働補助金等交付要項」には

<p>(財産の処分の制限)</p> <p>(証拠書類の保管)</p> <p>第14条 規則第23条に規定する別に定める期間は、経過後5年間とする。ただし、知事が別に定める場合を除く。</p>
---

と定められている。

また、平成28年4月18日付け総務部財政課長事務連絡『熊本県補助金等交付規則第21条に基づく知事の承認について』では以下のとおり定められている(一部抜粋)。

## 1 財産処分承認の取扱い

(1) 近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、また、既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、取得から概ね 10 年経過した補助対象財産については、補助目的を達成したものとみなし、補助事業者から財産処分承認申請があった場合においては、原則として、補助金返還の条件を付さず、これを承認するものとする（有償譲渡又は有償貸付の場合を除く。）。

## 2 補助金返還の取扱い

上記 1 により補助金返還の条件を付さずに財産処分の承認を行うもの以外の財産処分の承認に当たっては、次により算定した額の補助金返還を条件として付すものとする。ただし、補助金交付時における補助事業の目的が財産処分後も引き続き達成される場合等は、この限りでない。

なお、本取扱いによりがたい場合（①、②以外の財産処分を含む。）にあつては、個別に財政課と協議のうえ、財産処分に付する条件を決定するものとする。

### ① 有償譲渡又は有償貸付の場合

譲渡額又は貸付額（貸付期間にわたる貸付額の合計の予定額）に総事業費（補助基準額を超える補助事業者負担分を含む。）に対する県補助金額の割合を乗じて得た額。ただし、補助対象財産に係る県補助金額を上限とし、取得から概ね 10 年経過前の補助対象財産の処分の場合にあつては、補助対象財産に係る県補助金額に処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。以下同じ。）の割合を乗じて得た額（土地等の場合は県補助額）とを比較していずれか高い方の額とする。

### ② 無償譲渡又は無償貸付及び取壊し（廃棄）の場合

補助対象財産に係る県補助金額に処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額（土地等の場合は県補助額）とする。

## <問題点>

財産処分の制限が設けられており、取得した資産の耐用年数に相当する期間はその処分に制限がかかるが、その期間中に売却があった場合、この売却代金の全部または一部を県に納付させることができるとされている。

しかしながら要項・要領上、金額の厳密な算定方法（全部なのか一部なのか、また一部の場合どう算定するのか）が不明確である。

また仮に、5 年を超える耐用年数の資産の取得があり、6 年目に売却した場合、納付額を財産の取得価額や補助金の交付額に基づき算定するのであれば、証拠書類の保管期間を過ぎており、詳細が分からず納付額の算定が困難となる。

そもそもこれについては、平成 28 年 4 月 18 日付け総務部財政課長事務連絡『熊本県補助金等交付規則第 21 条に基づく知事の承認について』にて、既に通知がなされていたが、「令和 4 年度(2022 年度)熊本県運輸事業振興助成補助金事務処理要領」に、反映されてい

なかった。

<改善策>

財産処分があった場合の納付額の算定方法について、要領などで明確にすべきである。

証拠書類の保管期間についても、一律5年とするのではなく、「財産処分の制限期間または5年のいずれか長い方」といった期間にすべきである。

(1) 補助金の概要

No.	42			
補助事業名称	商店街振興組合指導事業費補助金			
所管課	商工労働部 商工振興金融課			
開始年度	平成3年度			
終了年度	未定			
補助目的	熊本県商店街振興組合連合会が商店街振興組合法等に基づいて行う県下商店街振興組合等に対する指導、情報提供及び研修事業等に要する経費について補助を行うことにより、商店街の活性化、魅力ある商店街づくりを推進する。			
補助対象事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 指導事業</li> <li>(2) 商店街青年部・女性部活性化推進事業</li> <li>(3) 情報提供事業</li> <li>(4) 中心市街地等広域商店街活性化事業</li> </ul>			
交付要綱などの名称	熊本県商工労働補助金等交付要項 熊本県商店街振興組合指導事業費補助金交付要領			
主な補助対象者	熊本県商店街振興組合連合会			
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 指導事業（旅費、事業費）</li> <li>(2) 商店街青年部・女性部活性化推進事業（謝金、旅費、事業費）</li> <li>(3) 情報提供事業（謝金、旅費、事業費）</li> <li>(4) 中心市街地等広域商店街活性化事業（謝金、旅費、事業費等）</li> </ul>			
補助率	定額			
補助金の効果測定方法	組合・組合員数の推移			
	商店街振興組合		熊本県活性化協議会	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数
	令和3年6月14日現在	18 781	25 1,101	
	令和4年4月30日現在	18 760	25 1,085	
	令和5年4月30日現在	17 730	29 1,220	

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額*	3,361	3,361	3,361
交付確定額	3,361	3,361	3,361
交付先件数	1	1	1

\*上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	○	○	○	○

(4) -①監査の結果及び意見

No.41「運輸事業振興助成補助金」納付額の算定方法と証拠書類の保管期間について（指摘事項）と同様である。

(4) -②監査の結果及び意見

指摘・意見区分	指摘事項・意見
表題	検査調書について
監査要点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象の適切性、公益上の必要性</li> <li>・県独自の単独補助金としての妥当性</li> <li>・補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性</li> <li>・補助金額の算定及び交付時期についての適切性</li> <li>・補助事業の実績報告についての適切性</li> <li>・補助交付団体への指導・監督についての適切性</li> <li>・補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性</li> <li>・その他</li> </ul>

<発見した事実もしくは現状>

検査調書は

補助金名	令和4年度(2022年度)熊本県商店街振興組合指導事業費補助金
補助金額	3,361,000円
補助事業者	熊本県商店街振興組合連合会
履行場所	熊本県商店街振興組合連合会
検査年月日	令和5年(2023年度)3月30日
立会人	参事 職員名

検査結果	良好
<p>上記のとおり検査しました。</p> <p>令和5年（2023年度）3月30日</p> <p>検査員職氏名 主幹（商業・組合支援担当） 職員名</p>	

<問題点>

検査調書には、検査結果として「良好」と記載されているのみであり、どのような検査を実施したのか不明である。

<改善策>

チェックリストを作成するなど、どのような検査を実施したのか分かるようにすることが望ましい。

（1）補助金の概要

No.	43
補助事業名称	熊本県組織化指導費補助金
所管課	商工労働部 商工振興金融課
開始年度	昭和31年度
終了年度	未定
補助目的	中小企業の組織化及び中小企業団体の育成指導を促進するため。
補助対象事業の概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 組合等の指導及び情報提供事業</li> <li>2 地域産業実態調査事業</li> <li>3 組合指導情報整備事業</li> <li>4 中小企業連携組織等支援事業</li> <li>5 創業・経営革新支援施設提供事業</li> <li>6 ニュービジネスコーディネート推進事業</li> <li>7 組合等再生支援事業</li> <li>8 地域資源等普及推進事業</li> <li>9 経営力向上・新事業展開推進事業</li> <li>10 組合等DX推進事業</li> <li>11 中央会指導員の資質向上のための事業 等</li> </ol>
交付要綱などの名称	熊本県組織化指導費補助金交付要項
主な補助対象者	熊本県中小企業団体中央会

補助対象経費	1 人件費 中央会指導員及び職員設置費（俸給、扶養手当、通勤手当、期末手当、住居手当、超過勤務手当、福利厚生費、福利環境整備費） 2 事業費 （1）組織化指導事業を実施するために必要な備品の取得等 （2）上記補助対象事業を実施するために要する経費（謝金、旅費、資料作成費、通信運搬費、施設使用料、広報費等）												
補助率	定額（知事が定める交付基準額の範囲内）												
補助金の効果測定方法	会員組合数 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>会員組合数</th> <th>年度中新規加入組合数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R5.3.31 現在</td> <td>565</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>R4.3.31 現在</td> <td>564</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>R3.3.31 現在</td> <td>566</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table>		会員組合数	年度中新規加入組合数	R5.3.31 現在	565	10	R4.3.31 現在	564	6	R3.3.31 現在	566	8
	会員組合数	年度中新規加入組合数											
R5.3.31 現在	565	10											
R4.3.31 現在	564	6											
R3.3.31 現在	566	8											

（2）過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 （単位：千円・件）

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額※	128,372	130,574 (うち国庫 2,018)	131,250 (うち国庫 2,310)
交付確定額	121,294	125,631 (うち国庫 2,018)	124,350 (うち国庫 2,310)
交付先件数	1	1	1

※上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

（3）必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	○	○	○	○

（4）監査の結果及び意見

No. 41「運輸事業振興助成補助金」納付額の算定方法と証拠書類の保管期間について（指摘事項）と同様である。

（1）補助金の概要

No.	44
-----	----



補助事業名称	熊本県シルバー人材センター連合会補助金
所管課	商工労働部 労働雇用創生課
開始年度	(不明)
終了年度	未定
補助目的	県下全域においてシルバー人材センター事業の一層の発展、拡充を図るため。
補助対象事業の概要	公益財団法人熊本県シルバー人材センター連合会の運営費に対する助成。
交付要綱などの名称	熊本県補助金交付規則、熊本県商工労働補助金等交付要項、令和4年度(2022年度)熊本県シルバー人材センター連合会補助金交付要領
主な補助対象者	公益社団法人熊本県シルバー人材センター連合会
補助対象経費	連合会の運営に要した次に掲げる経費で、令和4年(2022年)4月1日以降に生じたもの ○人件費 職員基本給、職員特別給与、職員諸手当、社会保険料、法定福利費、福利厚生費、職員退職給与引当金、退職金掛金 ○管理費 旅費、備品費、消耗品費、会議費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、公租公課、借料及び損料、保険料、諸謝金、賃金、社会保険料、法定福利費、福利厚生費、退職金掛金、研修費、訓練委託費、雑役務費
補助率	定額
補助金の効果測定方法	(効果測定方法) 事業計画書・実績報告書により事業の公益性を確認。また、補助事業の検査と別に公益法人として毎年度事業計画・事業報告を審査・承認、概ね3年に1回立入検査を実施。 (発現効果) 〔効果測定指標〕 県内シルバー人材センターの就業延人員数 【R3】 875,036 人日 → 【R4】 880,349 人日・・・5,313 人日(0.6%)の増加

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額*	7,474	7,474	7,474
交付確定額	7,474	7,474	7,474
交付先件数	1	1	1

※上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	○	○	○	-

(4) 監査の結果及び意見

指摘・意見区分	指摘事項・ <b>意見</b>
表題	補助事業の内容等の変更に係る事業変更計画書の申請要件について
監査要点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象の適切性、公益上の必要性</li> <li>・県独自の単独補助金としての妥当性</li> <li>・<b>補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性</b></li> <li>・補助金額の算定及び交付時期についての適切性</li> <li>・補助事業の実績報告についての適切性</li> <li>・補助交付団体への指導・監督についての適切性</li> <li>・補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性</li> <li>・その他</li> </ul>

<発見した事実もしくは現状>

交付決定後の補助事業の内容などの変更がある場合、「熊本県補助金等交付規則」第7条に基づいて、事業者は変更申請書を作成・提出する必要があるが、当該変更申請書の提出要件については、規則及び要項などにおいて以下のとおり定められている。

・熊本県補助金等交付規則

(補助事業等の内容等の変更)

第7条 補助事業者等は、前条の規定による通知を受けた後、補助事業等の内容等について別に定める変更事由が生じたときは、別に定めるところにより、変更申請書に事業変更計画書を添えて知事に提出しなければならない。

・熊本県商工労働補助金等交付要項

(補助事業等の内容等の変更)

第5条 規則第7条第1項の補助事業等の内容等の変更事由は、別に定める。

・商工労働部所管補助事業便覧

計画変更申請要件：補助事業の内容に著しい変更が生じた場合

このように、当該補助事業に係る変更計画書の提出要件としては、『著しい変更が生じた場合』という記載しかなく、具体性に欠ける内容となっている。

ただし、実際には当初申請時及び実績報告時において、変更計画書の提出が必要と考えられるような事業内容及び補助対象経費金額の重要な変動は生じていないことから、変更計画書が提出されていないことについては問題ないものと判断した。

#### <問題点>

補助事業の内容や補助金額に変更を及ぼすような状況変化については、補助金の交付主体である県としては、適時適切に把握する必要がある。

しかしながら、『発見した事実もしくは現状』に記載したように、変更計画書の提出要件が定性的で具体性に欠ける内容である場合、変更計画書の提出の判断は補助事業者の主観的な判断に拠ることとなるため、仮に変更計画が提出されなかった場合には、実績報告時点まで状況変化を把握できない可能性があり、望ましくない。

#### <改善策>

例えば、変更計画書の提出要件として、商工労働部所管補助事業便覧に「補助対象経費が〇〇%以上変動した場合」など、定量的な要件を付すなどして、個人の主観が介入しにくいように明瞭化することが望ましい。

### (1) 補助金の概要

No.	45
補助事業名称	事業革新支援事業費補助金
所管課	商工労働部 産業支援課
開始年度	平成 23 年度
終了年度	未定
補助目的	地域における新たな事業の創出を促進し、中小企業の振興、経営の安定及び活力ある経済社会の構築に寄与するため、県内中小企業に対し各種支援を行っている公益財団法人くまもと産業支援財団に対し、補助金を交付するもの。
補助対象事業の概要	①事業革新支援人材設置事業 中小企業者等が抱える経営上の問題に対し、各種支援施策等を提案・紹介するための専門スタッフの配置に係る経費補助。 ②専門家派遣事業 経営の向上を図る中小企業の要請を受けて民間の専門家を派遣する事業に係る経費補助。 ③大都市圏ビジネスエージェント設置事業

	首都圏等の企業と県内中小企業との取引斡旋等を行うビジネスエージェントの東京都内及び福岡県内への配置に係る経費補助。
交付要綱などの名称	熊本県事業革新支援事業費補助金交付要領
主な補助対象者	公益財団法人くまもと産業支援財団
補助対象経費	①事業革新支援人材設置事業 謝金、旅費、人件費（給料、扶養手当、期末手当、勤勉手当、調整手当、住居手当、共済組合事業主負担金、健康保険事業主負担分）、庁費（会議費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、資料作成費、通信運搬費、消耗品費、使用料、負担金、備品費等）、委託費 ②専門家派遣事業 謝金、旅費 ③大都市圏ビジネスエージェント設置事業 謝金、旅費、人件費（給料、扶養手当、期末手当、勤勉手当、調整手当、住居手当、共済組合事業主負担金、健康保険事業主負担分）、庁費（会議費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、資料作成費、通信運搬費、消耗品費、使用料、負担金、備品費、保守点検費、補助職員手当等）、委託費
補助率	10/10 以内（上限 68,970 千円）
補助金の効果測定方法	当該補助金を財源とする各種補助事業の実績（合同広域商談会の実施、専門家派遣、ビジネスエージェント設置等）。

（２）過去３年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 （単位：千円・件）

年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
予算額※	68,970	68,970	68,970
交付確定額	68,970	68,970	68,970
交付先件数	1	1	1

※上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

（３）必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	○	○	○	○

（４）監査の結果及び意見

No. 44「熊本県シルバー人材センター連合会補助金」補助事業の内容等の変更に係る事業変更計画書の申請要件について（意見）と同様である。

(1) 補助金の概要

No.	46
補助事業名称	熊本県地場企業立地促進補助金
所管課	商工労働部 産業支援課
開始年度	平成 23 年度
終了年度	未定
補助目的	地場企業の県内生産拠点拡大を促進するための財政措置を講じることにより、その立地を容易にし、もって県経済の活性化を図るとともに、雇用機会を確保し県民生活の安定と向上に寄与することを目的とする。
補助対象事業の概要	地場企業の県内事業所等の新設又は増設に係る費用及び事業所の増設に伴う新規雇用の実施に対して補助金を交付する。
交付要綱などの名称	熊本県補助金等交付規則 熊本県地場企業立地促進補助金交付要項
主な補助対象者	県内に本社を有する企業（主に製造業）
補助対象経費	県内に事業所等を新設又は増設するために要した投下固定資産額等
補助率	別表 4 参照
補助金の効果測定方法	当該補助金の交付対象企業の認定件数。

補助率（熊本県地場企業立地促進補助金交付要項 別表4）

別表4（第7条関係）

算定方式は次のとおり  
 補助金額（千円未満は切り捨てる）＝①（投下固定資産分）＋②（新規雇用分）  
 ※ スモールスタート研究開発業にあっては、①に事業所の年間賃借額（敷金、権利金その他これらに類する経費費を除く）を含む

事業区分ごとの投下固定資産額・新規雇用者数の基準及び補助金の算定方法は次のとおり

①投下固定資産分の算定方法

業種	投下固定資産額等	新規雇用者	(投下固定資産分)の算定方式	限度額
セミコングラタ関連 モビリティ関連 新エネルギー関連 食品バイオ関連 IT・コンテンツ関連	3億円 (食品バイオ関連は1億円以上) 2.0億円未満 2.0億円以上 4.0億円未満	5人以上	投下固定資産額等×3%	1.5億円
	5.0億円以上 50人未満	5人以上	投下固定資産額等×3%	
	5.0億円以上 50人未満	5人以上	投下固定資産額等×3%	
	5.0億円以上 50人未満	5人以上	投下固定資産額等×3%	
	5.0億円以上 100人未満	5人以上	20歳×3%+(投下固定資産額等-20歳)×4%	
	4.0億円以上	100人以上	20歳×3%+(投下固定資産額等-20歳)×4%	
	4.0億円以上	100人以上	20歳×3%+20歳×4%+(投下固定資産額等-100歳)×5%	
研究開発業 (スモールスタート研究開発業を除く)	8千万円以上	3人以上 20人未満 20人以上 50人未満 50人以上	投下固定資産額等×5% 投下固定資産額等×7% 投下固定資産額等×10%	1.5億円
スモールスタート研究開発業 ※令和6年(2024年)3月31日までに新たに県内に事業所等を設置して操業が開始されるもの	1千万円以上	3人以上	1 投下固定資産額等×10% 2 事業所の年間賃借額(敷金、権利金その他これらに類する経費費を除く)に1/2を乗じて得た額(操業開始から4年間) ※ 適用事業所の指定を受けた1事業所当たりの前述2の算定額は3.3㎡当たり月額1.5万円を上限とし、1年間の補助額は1,500万円を上限とする。	1億円
物流施設関連	1億円以上	5人以上	投下固定資産額等×3%	1億円
一般製造業	3億円以上	5人以上	投下固定資産額等×2%	5億円
大規模投資企業(新設のみ)	5.0億円以上	100人以上	15歳+(投下固定資産額等-500歳)×5%	5.0億円

※ 限度額は、①投下固定資産分と②新規雇用分との合計額とする。  
 ※ 投下固定資産額等とは、投下固定資産額と投下リース資産額の合計をいう。  
 ※ 投下固定資産額等の全て又は極めて高い割合で国の補助金が含まれる場合は、投下固定資産分の補助金は交付しないこととする。  
 ※ 新規設立企業及び大企業の新規雇用者数について、研究開発業を除き、表中で「5人以上」とあるものは「10人以上」と読み替えるものとする。  
 ※ 投下固定資産額等、新規雇用者数の要件に加え、労働生産性向上目標の達成が必要。ただし、研究開発業を含む企業、新規設立企業、大企業は除く。

②新規雇用分の算定方法

1人当たりの助成金額(県内居住者のみ)×新規雇用者数

雇用に対する助成金は下表のとおりとする。

業種	新規雇用者数	1人当たりの助成金額
スモールスタート研究開発業以外	～49名まで	5.0万円/人
	50名～99名まで	6.0万円/人
	100名以上	7.0万円/人
スモールスタート研究開発業		5.0万円/人

※ 非正規雇用者1人当たりの助成金額は1/2とする。  
 ※ 正社員及び非正規社員の新規雇用者数は各々積み上げるものとする。  
 ※ 過疎、離島、半島の適用地域への新規雇用分の算定は助成金の2割増とする。  
 ※ 補助金の支払いは1認定当たり、単年度3億円を限度とする。

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額※	77,256	325,055	150,918
交付確定額	70,646	296,999	98,301
交付先件数	3	3	5

※上記予算額は、最終予算額(繰越額を含む)とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調査書
○	○	○	○	○	○

(4) 監査の結果及び意見

No. 41「運輸事業振興助成補助金」納付額の算定方法と証拠書類の保管期間について(指摘事項)と同様である。

(1) 補助金の概要

No.	47
補助事業名称	リーディング企業創出支援事業費補助金

所管課	商工労働部 産業支援課
開始年度	平成 22 年度
終了年度	未定
補助目的	県経済の中核となるリーディング企業 <sup>※1</sup> の創出を加速化し、本県産業の活性化と本県経済の上昇を図る。 ※1：年間付加価値額 10 億円等の条件を達成した県内中小企業
補助対象事業の概要	リーディング育成企業 <sup>※2</sup> の新規性を有する技術開発や事業化展開に対する助成に関する事業、県内企業のマーケティング及びマッチングの促進に関する事業。 (令和 3 年度以降、県から公益財団法人くまもと産業支援財団に補助金を交付し、同財団が補助事業者として事業を実施) ※2：リーディング企業を目指し、その成長性等が県に認定された県内中小企業
交付要綱などの名称	熊本県リーディング企業創出支援事業費補助金交付要領
主な補助対象者	公益財団法人くまもと産業支援財団
補助対象経費	補助金、謝金、旅費、人件費（給料、扶養手当、期末手当、勤勉手当、調整手当、住居手当、共済組合事業主負担金、健康保険事業主負担分）、庁費（会議費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、資料作成費、通信運搬費、消耗品費、使用料、負担金、備品費等）、委託費
補助率	10/10 以内
補助金の効果測定方法	リーディング企業認定数（年間付加価値額）。

(2) 過去 3 年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算額 <sup>※</sup>	20,000	40,731	40,515
交付確定額	18,651	39,936	38,104
交付先件数	3	1	1

※上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	○	○	○	○

(4) 監査の結果及び意見

No. 44 「熊本県シルバー人材センター連合会補助金」 補助事業の内容等の変更に係る事業変更計画書の申請要件について（意見）と同様である。

(1) 補助金の概要

No.	48											
補助事業名称	リーディング企業育成支援事業費補助金（投資分）											
所管課	商工労働部 産業支援課											
開始年度	平成 22 年度											
終了年度	未定											
補助目的	企業の県内における生産拡大を促進するための助成措置を講じることにより、次代の県経済を力強くけん引していくリーディング企業の更なる創出を図る。											
補助対象事業の概要	リーディング育成企業等が実施する県内の事業所等の新增設。 （投下固定資産額等の合計が 5 千万円以上で、かつ、新規雇用者が 3 人以上であるもの）											
交付要綱などの名称	リーディング企業育成支援事業費補助金（投資分） 交付要項											
主な補助対象者	リーディング育成企業、サブ・リーディング育成企業											
補助対象経費	事業所等を新設又は増設するために要した投下固定資産額等											
補助率	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>補助率</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セミコンダクタ関連 モビリティ関連 新エネルギー関連 食品・バイオ関連 IT・コンテンツ関連</td> <td>3%</td> <td>6 千万円</td> </tr> <tr> <td>一般製造業</td> <td>2%</td> <td>4 千万円</td> </tr> </tbody> </table>			業種	補助率	限度額	セミコンダクタ関連 モビリティ関連 新エネルギー関連 食品・バイオ関連 IT・コンテンツ関連	3%	6 千万円	一般製造業	2%	4 千万円
業種	補助率	限度額										
セミコンダクタ関連 モビリティ関連 新エネルギー関連 食品・バイオ関連 IT・コンテンツ関連	3%	6 千万円										
一般製造業	2%	4 千万円										
補助金の効果測定方法	リーディング企業認定数（年間付加価値額）。											

(2) 過去 3 年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
----	---------	---------	---------



予算額※	-	-	14,744
交付確定額	-	-	14,744
交付先件数	-	-	1

※上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	○	○	○	○

(4) 監査の結果及び意見

No. 41「運輸事業振興助成補助金」納付額の算定方法と証拠書類の保管期間について（指摘事項）と同様である。

(1) 補助金の概要

No.	49
補助事業名称	熊本県企業立地促進補助金
所管課	商工労働部 企業立地課
開始年度	昭和 61 年度
終了年度	未定
補助目的	企業の本県への立地を促進するための助成措置を講じることにより、企業の設備投資を容易にし、雇用機会の均等を図る。
補助対象事業の概要	地元への波及効果が大きく、産業振興を図るうえで重要と認められる企業の立地を促進するための助成措置を講じることにより、その立地を容易にし、雇用機会の確保や産業構造の高度化、産業の空洞化防止等に資するとともに県土の均衡ある発展及び県民生活の安定と向上に寄与するために、事業所を新設又は増設するものに対し、補助金を交付する。
交付要綱などの名称	熊本県企業立地促進補助金交付要項
主な補助対象者	県内に事業所等を新設又は増設する企業
補助対象経費	事業所等を新設又は増設するために要した投下固定資産額・投下リース資産額（工場等建物、機械設備：土地を除く）
補助率	投下固定資産額等×2%～15%
補助金の効果測	企業誘致件数及び新規雇用者数の推移。

定方法	次回投資意欲の聞き取り。
-----	--------------

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額*	3,144,666	3,685,602	2,756,641
交付確定額	3,051,642	3,050,892	2,344,971
交付先件数	25	27	20

\*上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	—	○	○	○

(4) -①監査の結果及び意見

No. 41「運輸事業振興助成補助金」納付額の算定方法と証拠書類の保管期間について（指摘事項）と同様である。

(4) -②監査の結果及び意見

指摘・意見区分	指摘事項・意見
表題	補助対象企業の要件について
監査要点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象の適切性、公益上の必要性</li> <li>・県独自の単独補助金としての妥当性</li> <li>・補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性</li> <li>・補助金額の算定及び交付時期についての適切性</li> <li>・補助事業の実績報告についての適切性</li> <li>・補助交付団体への指導・監督についての適切性</li> <li>・補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性</li> <li>・その他</li> </ul>

<発見した事実もしくは現状>

「熊本県企業立地促進補助金交付要項」によると、補助対象企業として

(定義)
第2条
(10) 投下固定資産額 固定資産の消費税を含まない固定資産台帳の取得価額とする。
(12) 投下リース資産額 リース資産の消費税を含まない固定資産台帳の取得価額をい

う。

(13) 新規雇用者 事業所等の操業開始に伴い、当該 事業所等に新たに従事する者（日々雇い入れられる者を除く。）をいう。

(補助対象企業)

第3条 補助金の対象となる企業は、次の第1号から第6号に定める要件のいずれかを満たし、かつ、第7号に定める要件を満たす事業所等を新設又は増設しようとする立地企業とする。

(3) 研究開発業を営む企業で、投下固定資産額と投下リース資産額の合計が5千万円以上で、かつ、新規雇用者数が3人以上であるもの。

また、附則において、研究開発業を営む企業の特例措置を設けている。

(研究開発業に係る特例措置)

1 この要項は平成29年4月1日から施行する。

2 平成29年4月1日から平成32年3月31日までに、新たに県内に事業所等を設置するため立地協定を締結し、かつ、操業を開始した研究開発業を営む企業の場合にあっては、第3条3号中「5千万以上」とあるのは「1千万以上」と、「5人以上」とあるのは「3人以上」と読み替えるものとする（以下、「スモールスタート研究開発業」という）。

と定められている。

「熊本県企業立地促進補助金交付要項」によると、補助金の交付対象経費及び補助金額として

(補助金の交付対象経費及び補助金額)

第6条 補助金の交付対象となる経費は、第4条第1項の指定を受けた申請者が、事業所等を新設又は増設するために要した投下固定資産額と投下リース資産の合計額（スモールスタート研究開発業及び物流施設関連にあっては、事業所等の年間賃借額（敷金、権利金その他これらに類する諸経費を除く）を含む）とする。なお、補助金の交付対象となる固定資産は、固定資産台帳の取得年月日が第2条第1項の立地協定締結日から前条の規定により報告した操業開始日までの間であるものに限る。

2 補助金の額は、事業の区分並びに投下固定資産額と投下リース資産額の合計額及び新規雇用者の規模（外資系企業にあっては、事業の区分）に応じ、別表5で定めるところにより算定した額とする。

別表5（第6条関係：補助金の交付対象経費及び補助金額）

算定方式は次のとおり

補助金額（千円未満は切り捨てる。）＝ ①（投下固定資産分）＋②（新規雇用分）  
 スモールスタート研究開発業にあつては、①に事業所等の年間賃借額（敷金、権利金その他これらに類する諸経費を除く）を含む

事業区分ごとの投下固定資産額・新規雇用者の基準及び補助金の算定方法は以下のとおり

投下固定資産分の算定方法

投下固定資産額 （又は投下固定 資産額と投下リ ース資産額の合 計額）、	新規 雇 用 者	（投下固定資産分）の算定式	限度額
1千万円以上	3人 以上	1. 投下固定資産額×10% 2. 事業所の年間賃借額（敷金、権利金その他これらに類する諸経費を除く）に1/2を乗じて得た金額	1億円

と定められている。

<問題点>

補助対象となっている株式会社エスジーエー（スモールスタート研究開発業に該当）の「投下固定資産額と投下リース資産額の合計」と「新規雇用者」は以下のとおりである。

投下固定資産額と投下リース資産額の合計	9,780,000円
新規雇用者	3人

要項上、スモールスタート研究開発業の場合に補助対象となるのは、「投下固定資産額と投下リース資産額の合計」が1千万円以上で、かつ「新規雇用者」が3人以上であることが必要である。

当該事業の場合、「投下固定資産額と投下リース資産額の合計」が1千万円未満であり、補助対象にならない。

「投下固定資産額と投下リース資産額の合計」に年間の「事務所賃借額」を加えた金額（16,380,000円）をもって補助対象に該当するか否か判断しているが、適切ではない。

投下固定資産額と投下リース資産額の合計	9,780,000円
事務所賃借額	6,600,000円
合計	16,380,000円

事務所賃借額はスモールスタート研究開発業の補助金算定時に上乗せされるものであり、補助対象に該当するか否かの際に計算対象に含めるものではない。

担当課によれば、スモールスタート研究開発業の場合には、補助対象を広げる意味から、従来の「投下固定資産額と投下リース資産額の合計」に年間の「事務所賃借額」を加えた金額をもって該当するか否か判断するよう意図していたとのことである。

しかし、従来からあった「熊本県企業立地促進補助金交付要項」に新たにスモールスタート研究開発業を追加した際の整理が十分ではなかったため、要項が当初意図したとおりとなっていない。

（参考）株式会社エスジーエーに対する補助金の交付状況は以下のとおりである。

投下固定資産額等	$9,780,000円 \times 10/100 = 978,000円$
事務所賃借額	$6,600,000円 \times 1/2 = 3,300,000円$
雇用分	1名（正社員） $\times 500,000円 + 2名$ （非正規社員） $\times 250,000円 = 1,000,000円$
合計	5,278,000円

#### <改善策>

要項作成時には、運用に当たり齟齬が生じないように十分に留意する必要がある。

#### （４）－③監査の結果及び意見

指摘・意見区分	指摘事項・意見
表題	補助金の割合について
監査要点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象の適切性、公益上の必要性</li> <li>・県独自の単独補助金としての妥当性</li> <li>・補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性</li> <li>・補助金額の算定及び交付時期についての適切性</li> <li>・補助事業の実績報告についての適切性</li> <li>・補助交付団体への指導・監督についての適切性</li> <li>・補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性</li> <li>・その他</li> </ul>

<発見した事実もしくは現状>

株式会社エスジーエーに対する補助金額を算定している「熊本県企業立地促進補助金の算定基礎」における記載は以下のとおりである

(算定基礎)

①投資分 (外資系企業(セミコンダクタ)適用)

固定資産分  $9,780,000 \times 10/100 = 978,000$

<問題点>

補助金の割合は、外資系企業が5%、セミコンダクタは3%であり、算定基礎資料上の記載が誤っている。

(株式会社エスジーエーはスモールスタート研究開発業に該当し、補助率は10/100であるため、補助金額は適正である)

<改善策>

事務処理の適正性に努める必要がある。

(4) - ④監査の結果及び意見

指摘・意見区分	指摘事項・意見
表題	事業区分の記載について
監査要点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象の適切性、公益上の必要性</li> <li>・県独自の単独補助金としての妥当性</li> <li>・補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性</li> <li>・補助金額の算定及び交付時期についての適切性</li> <li>・補助事業の実績報告についての適切性</li> <li>・補助交付団体への指導・監督についての適切性</li> <li>・補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性</li> <li>・その他</li> </ul>

<発見した事実もしくは現状>

信越石英株式会社に対する適用事業所指定書等の記載状況は以下のとおりである。

書類名	事業種目等	事業区分	左記記載の事業区分に対する補助率
適用事業所指定書	事業種目	石英ガラス製品の製造及び販売	3%

実地検査チェック表	業種	重点成長 5 分野 (セミコンダクタ)	3% (投下資本 3 億円以上)
補助金の算定基礎	事業業種	製造業 石英ガラス製品の製造 および販売	3% (投下資本 3 億円以上)

ただし、補助金額を算定している「熊本県企業立地促進補助金の算定基礎」においては研究開発業の5%で計算されている

(算定基礎)

・投資分  $113,484,523 \text{ 円} \times 5/100 = 5,674,226$  (円未満切り捨て)

・新規雇用者 9人

(正社員)  $5 \text{ 人} \times 500,000 \text{ 円} = 2,500,000 \text{ 円}$

(非正規社員)  $4 \text{ 人} \times 250,000 \text{ 円} = 1,000,000 \text{ 円}$

雇用計 3,500,000 円

・合計

(投資分) 5,674,226 円 + (新規雇用者分) 3,500,000 円

= 9,174,226

補助金額 9,174,000 円 (千円未満切り捨て)

また、研究開発業では投下固定資産5千万円以上が要件となるが、製造業等であれば投下固定資産3億円以上が要件となっているので、適用外となる。

<問題点>

担当課によれば、協定当初から研究開発業として整理しているとのことであるが、適用事業所指定書の「事業種目」、実地検査チェック表の「業種」、補助金の算定基礎の「事業業種」、いずれにも研究開発業の記載はなく、実際に補助金の額を算定する際に研究開発業の5%が適用されており、事業区分の記載が明確ではない。

<改善策>

どの事業区分を適用するのか、書類上、明確にすることが望ましい。

(4) - ⑤監査の結果及び意見

指摘・意見区分	指摘事項・意見
表題	研究開発業の定義について
監査要点	・補助対象の適切性、公益上の必要性

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県独自の単独補助金としての妥当性</li> <li>・ 補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性</li> <li>・ 補助金額の算定及び交付時期についての適切性</li> <li>・ 補助事業の実績報告についての適切性</li> <li>・ 補助交付団体への指導・監督についての適切性</li> <li>・ 補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性</li> <li>・ その他</li> </ul>
--	--

< 発見した事実もしくは現状 >

「熊本県企業立地促進補助金交付要項」によると、業種の分類について

<p>(定義)</p> <p>第2条</p> <p>(2) セミコンダクタ、モビリティ、グリーン、フード&amp;ライフ、社会・システム関連業 別表3に掲げる日本標準産業分類で半導体関連、自動車関連、新エネルギー・省エネルギー・環境関連、食品・医薬品等関連、情報通信関連のものをいう。</p> <p>(3) 物流施設関連業 別表3に掲げる日本標準産業分類で物流施設関連の業種のものをいう。</p> <p>(4) 研究開発業 セミコンダクタ、モビリティ、グリーン、フード&amp;ライフ、社会・システム関連業、物流施設関連業、一般製造業で研究開発施設又は研究開発分野を設置するものをいう。</p>
---

と定められている。

また、「熊本県企業立地促進補助金交付要項」によると、業種等の分類について

業種	投下固定資産額 (又は投下固定資産額と投下リース資産額の合計額)、	新規雇用者	(投下固定資産分)の算定式	限度額
セミコンダクタ関連	3億円(フード&ラ	10人以上	投下固定資産額×	15億円



モビリティ 関連 グリーン関 連フード& ライフ関連 社会・シス テム関連	イフ関連 は1億円)		3%	
	以上 20 億 円未満			
	20 億円以 上 40 億円 未満	10 人以上 50 人未満	投下固定 資産額 × 3%	
		50 人以上	20 億×3% + (投下固 定資産額 -20 億円) ×4%	
	40 億円以 上	10 人以上 50 人未満	投下固定 資産額 × 3%	
		50 人以上 100 人未 満	20 億×3% + (投下固 定資産額 -20 億円) ×4%	
		100 人以 上	20 億×3% +20 億円) ×4 % + (投下固 定資産額 -40 億円) ×5%	
業種	投下固定 資産額 (又は投 下固定資 産額と投 下リース 資産額の 合計額)、	新規雇用 者	(投下固 定資産分) の算定式	限度額

研究開発業 (スモール スタート研 究開発業を 除く)	5千万円以 上	5人以上 20人未満	投下固定 資産額× 5%	15億円
		20人以上 50人未満	投下固定 資産額× 7%	
		50人以上	投下固定 資産額× 10%	

と定められている。

<問題点>

研究開発業に分類されるか否かで補助率が大きく異なるが、研究開発業に関する明確な定義はない。

<改善策>

明確な定義を設けるか、或いは対象企業から研究開発業に該当する疎明資料を入手することが望ましい。

(1) 補助金の概要

No.	50
補助事業名称	熊本県産業支援サービス業等立地促進補助金
所管課	商工労働部 企業立地課
開始年度	平成 18 年度
終了年度	未定
補助目的	本県における産業支援サービス業等の立地を促進し、本県地域経済の活性化及び県民の雇用機会の拡大を図る。
補助対象事業の概要	県外の I T 企業やコンテンツ関連企業等が県内に事業所を新設又は増設する際の費用の一部に対して補助を行う。
交付要綱などの名称	熊本県産業支援サービス業等立地促進補助金要項
主な補助対象者	県内に事業所等を新設又は増設する者で、次のいずれかの業種に該当する者

	(1) 産業サービス業務施設 (2) 広域的業務拠点施設
補助対象経費	① 投下固定資産額及び投下リース資産 ② 事業所の年間賃借額 ③ 専用通信回線の年間使用料 ④ 新規雇用者
補助率	① 投下固定資産額及び投下リース資産〔初年度のみ〕 1/3、1/10（立地先市町村により割合が変わる） ② 事業所の年間賃借額〔4年間〕 1/2（上限：3.3㎡あたり1.5万円、1年間の補助額1,500万円） ③ 専用通信回線の年間使用料〔4年間〕 1/2（上限：1年間の補助額1,000万円） ④ 新規雇用者〔3年間〕 （正社員）新規雇用者数×20万円 （非正規社員）新規雇用者数×10万円
補助金の効果測定方法	補助金申請実地調査での新規雇用者の確認。

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額*	146,795	158,166	89,068
交付確定額	132,389	147,942	70,528
交付先件数	8	10	5

\*上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	-	○	○	-

(4) 監査の結果及び意見

No. 41「運輸事業振興助成補助金」納付額の算定方法と証拠書類の保管期間について（指摘事項）と同様である。

(1) 補助金の概要

No.	51
-----	----

補助事業名称	熊本県市町村工業団地整備促進補助金
所管課	商工労働部 企業立地課
開始年度	平成 30 年度
終了年度	単年度要項で実施
補助目的	市町村における工業団地整備に係る費用を補助し、団地整備を促進することで、企業誘致のさらなる推進を図る。
補助対象事業の概要	企業誘致の促進を目的とした市町村による工業団地の整備費用の一部に対して補助を行う。
交付要綱などの名称	熊本県市町村工業団地施設整備促進事業交付要項
主な補助対象者	市町村
補助対象経費	(1) 基本設計委託事業 基本設計委託契約締結額 (2) 地質、地盤、揚水等調査事業 ボーリング、標準貫入試験等工業用地として必要な地質、地盤に関する調査に要する経費及び利用可能な陽水量等の基本データ収集に必要な地下水調査、水質試験等に要する経費
補助率	1/2
補助金の効果測定方法	工業団地進出企業の投資額、雇用人数。

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額※	7,172	0	21,250
交付確定額	7,169	0	21,222
交付先件数	1	0	3

※上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○		○	○	○

(4) 監査の結果及び意見

該当なし。

(1) 補助金の概要

No.	52
補助事業名称	熊本県国際コンテナ利用拡大助成事業補助金
所管課	商工労働部 企業立地課
開始年度	平成 25 年度
終了年度	未定
補助目的	熊本県内港のコンテナ貨物取扱量の維持・増加を図り、県内港の利用を促進する。
補助対象事業の概要	熊本県内港に寄港する国際コンテナ定期航路等を利用して輸出入を行う荷主等に対して助成を行う。
交付要綱などの名称	熊本県国際コンテナ利用拡大助成事業補助金交付要項
主な補助対象者	熊本港ポートセールス協議会、八代港ポートセールス協議会
補助対象経費	補助対象者が、熊本県内港に寄港する国際コンテナ定期航路等を利用して輸出入を行う荷主等に対して助成を行ったものについて、「補助率」欄に記載の定額を支給。
補助率 (補助金額)	定額 (詳細は以下のとおり) <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規(※1)利用企業に対する助成：コンテナ 1TEU(※2)当たり 10,000 円</li> <li>・継続(※1)利用企業に対する助成：コンテナ 1TEU(※2)当たり 5,000 円</li> </ul> <p>※1 前年度に熊本県内港の国際コンテナ定期航路及び国内コンテナ定期航路での輸出入の利用に係る助成金を受けていない企業を「新規」利用企業、受けている企業を「継続」利用企業という。</p> <p>※2 TEU とは、コンテナ取扱量を表す 20 フィートコンテナ換算の単位をいう。</p>
補助金の効果測定方法	県内港におけるコンテナ取扱量の推移により効果測定。

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額※	142,750	141,765	129,280
交付確定額	119,220	111,755	108,845
交付先件数	2	2	2

※上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	○	○	○	-

(4) 監査の結果及び意見

該当なし。

(1) 補助金の概要

No.	53
補助事業名称	熊本県国際コンテナ航路開設等助成事業助成金
所管課	商工労働部 企業立地課
開始年度	平成 31 年度
終了年度	未定
補助目的	熊本県内港の国際定期コンテナ航路の開設を促し、県内港の利用促進を図る。
補助対象事業の概要	国際定期コンテナ航路の運航船社が、熊本県内港に新たに航路を開設、または、既存航路の拡充を行った場合に、その経費の一部を助成するもの。
交付要綱などの名称	熊本県国際コンテナ航路開設等助成事業交付要項
主な補助対象者	国際定期コンテナ航路等の運航船社
補助対象経費	対象となる航路の運航等に係る経費
補助率	定額（下記参照）
補助金の効果測定方法	航路の継続を適宜確認する。

補助率（定額のため補助金額を記載）

対象条項	新規航路開設等支援		コンテナ集貨対策支援	
	1 寄港 当たりの額	上限額	実入りコンテナ 1TEU 当たりの額	上限額
新規航路 の 開 設	10 万円	1 年目：520 万円 2 年目：520 万円 3 年目：520 万円	1 万円	1 年目：2,000 万円 2 年目：1,500 万円 3 年目：1,000 万円

既存航路の 増便・延伸	5万円	1年目：260万円	1万円	1年目：1,000万円
		2年目：260万円		2年目：750万円
		3年目：260万円		3年目：500万円

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額*	8,300	25,200	45,400
交付確定額	5,040	23,750	20,210
交付先件数	1	1	1

\*上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	-	○	○	-

(4) 監査の結果及び意見

該当なし。

## 7. 所管部局：観光戦略部

(1) 補助金の概要

No.	54
補助事業名称	ユニークベニュー利用促進事業費補助金
所管課	観光戦略部 観光企画課
開始年度	令和4年度
終了年度	未定
補助目的	本県におけるコンベンション開催の更なる加速化を図るため。
補助対象事業の概要	熊本城周辺の施設及び市外の観光資源を対象に、新たなユニークベニュー（※）の企画・立案等を行う。 ※熊本城や阿蘇の高原など、歴史的建造物や公共空間等の特別感や地域特性を演出できる会場のことをいう。
交付要綱などの名称	熊本県観光戦略補助金等交付要項 ユニークベニュー利用促進事業費補助金交付要領
主な補助対象者	熊本市

補助対象経費	熊本国際観光コンベンション協会が実施するユニークベニユ어의企画・立案及び開発等に係る経費（コーディネーター人件費、活動費）
補助率	1/2 以内（上限：10,000 千円）
補助金の効果測定方法	事業完了時に事業実績書を提出することとしており、ユニークベニユ어의選定箇所数を基に効果を測定。

（2）過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数（単位：千円・件）

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額*			10,000
交付確定額			10,000
交付先件数			1

\*上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

（3）必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	-	○	○	-

（4）-①監査の結果及び意見

指摘・意見区分	指摘事項・意見
表題	納付額の算定方法と証拠書類の保管期間について
監査要点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象の適切性、公益上の必要性</li> <li>・県独自の単独補助金としての妥当性</li> <li>・補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性</li> <li>・補助金額の算定及び交付時期についての適切性</li> <li>・補助事業の実績報告についての適切性</li> <li>・<b>補助交付団体への指導・監督についての適切性</b></li> <li>・補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性</li> <li>・その他</li> </ul>

<発見した事実もしくは現状>

財産処分制限及び証拠書類の保管期間については、補助金交付要項などにおいて、以下のとおり定められている。

- ・熊本県観光戦略補助金等交付要項



(財産の処分の制限)

第 13 条 規則第 21 条第 2 項に規定する期間は、別に定める。

(証拠書類の保管)

第 14 条 規則第 23 条に規定する別に定める期間は、補助事業の完了から 5 年間とする。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

・ユニークベンチャー利用促進事業費補助金交付要領

第 6 財産の処分の制限

要項第 1 3 条に規定する財産の処分の期間は、取得財産等の減価償却資産としての耐用年数が経過した日又は取得の日から 5 年間を経過した日が属する年度の 3 月 31 日のいずれか遅い日まで期間とする。

※証拠書類の保管については、特段の記載なし。

・平成 28 年 4 月 18 日付け総務部財政課長事務連絡『熊本県補助金等交付規則第 21 条に基づく知事の承認について』（一部抜粋）。

1 財産処分承認の取扱い

(1) 近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、また、既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、取得から概ね 10 年経過した補助対象財産については、補助目的を達成したものとみなし、補助事業者から財産処分承認申請があった場合においては、原則として、補助金返還の条件を付さず、これを承認するものとする（有償譲渡又は有償貸付の場合を除く。）。

2 補助金返還の取扱い

上記 1 により補助金返還の条件を付さずに財産処分の承認を行うもの以外の財産処分の承認に当たっては、次により算定した額の補助金返還を条件として付すものとする。ただし、補助金交付時における補助事業の目的が財産処分後も引き続き達成される場合等は、この限りでない。

なお、本取扱いによりがたい場合（①、②以外の財産処分を含む。）にあつては、個別に財政課と協議のうえ、財産処分に付する条件を決定するものとする。

① 有償譲渡又は有償貸付の場合

譲渡額又は貸付額（貸付期間にわたる貸付額の合計の予定額）に総事業費（補助基準額を超える補助事業者負担分を含む。）に対する県補助金額の割合を乗じて得た額。ただし、補助対象財産に係る県補助金額を上限とし、取得から概ね 10 年経過前の補助対象財産の処分の場合にあつては、補助対象財産に係る県補助金額に処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。以下同じ。）の割合を乗じ

て得た額（土地等の場合は県補助額）とを比較していずれか高い方の額とする。  
 ② 無償譲渡又は無償貸付及び取壊し（廃棄）の場合  
 補助対象財産に係る県補助金額に処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額（土地等の場合は県補助額）とする。

<問題点>

財産処分の制限が設けられており、取得した資産の耐用年数に相当する期間はその処分に制限がかかるが、その期間中に売却があった場合、補助金の返還や売却代金の全部または一部を県に納付すべきかが定かではない。

また仮に、5年を超える耐用年数の資産の取得があり、6年目以降に売却した場合、納付額を財産の取得価額や補助金の交付額に基づき算定するのであれば、証拠書類の保管期間を過ぎており、詳細が分からず納付額の算定が困難となる。

そもそもこれについては、平成28年4月18日付け総務部財政課長事務連絡『熊本県補助金等交付規則第21条に基づく知事の承認について』にて、既に通知がなされていたが、「ユニークベニュー利用促進事業費補助金交付要領」に、反映されていなかった。

<改善策>

財産処分があった場合の納付額の算定方法について、要領などで明確にすべきである。

証拠書類の保管期間についても、一律5年とするのではなく、「財産処分の制限期間または5年のいずれか長い方」といった期間にすべきである。

(4) - ②監査の結果及び意見

指摘・意見区分	指摘事項・意見
表題	補助事業の内容等の変更に係る事業変更計画書の申請要件について
監査要点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象の適切性、公益上の必要性</li> <li>・県独自の単独補助金としての妥当性</li> <li>・補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性</li> <li>・補助金額の算定及び交付時期についての適切性</li> <li>・補助事業の実績報告についての適切性</li> <li>・補助交付団体への指導・監督についての適切性</li> <li>・補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性</li> <li>・その他</li> </ul>

<発見した事実もしくは現状>

交付決定後の補助事業等の内容等の変更がある場合、「熊本県補助金等交付規則」第7条に基づいて、事業者は変更申請書を作成・提出する必要があるが、当該変更申請書の提出要

件については、規則及び要項などにおいて以下のとおり定められている。

・熊本県補助金等交付規則

(補助事業等の内容等の変更)

第 7 条 補助事業者等は、前条の規定による通知を受けた後、補助事業等の内容等について別に定める変更事由が生じたときは、別に定めるところにより、変更申請書に事業変更計画書を添えて知事に提出しなければならない。

・熊本県観光戦略補助金等交付要項別表

計画変更申請要件：補助事業内容に著しい変更が生じた場合

このように、当該補助事業に係る変更計画書の提出要件としては、『著しい変更が生じた場合』という記載しかなく、具体性に欠ける内容となっている。

ただし、実際には当初申請時及び実績報告時において、変更計画書の提出が必要と考えられるような事業内容及び補助対象経費金額の重要な変動は生じていないことから、変更計画書が提出されていないことについては問題ないものと判断した。

<問題点>

補助事業の内容や補助金額に変更を及ぼすような状況変化については、補助金の交付主体である県としては、適時適切に把握する必要がある。

しかしながら、『発見した事実もしくは現状』に記載したように、変更計画書の提出要件が定性的で具体性に欠ける内容である場合、変更計画書の提出の判断は補助事業者の主観的な判断に拠ることとなるため、仮に変更計画が提出されなかった場合には、実績報告時点まで状況変化を把握できない可能性があり、問題がある。

<改善策>

例えば、変更計画書の提出要件として、熊本県観光戦略補助金等交付要項別表に「補助対象経費が〇〇%以上変動した場合」など、定量的な要件を付すなどして、個人の主観が介入しにくいように明瞭化することが望ましい。

(1) 補助金の概要

No.	55
補助事業名称	熊本県農畜産物輸出促進協議会事業費補助金
所管課	観光戦略部 販路拡大ビジネス課
開始年度	平成 25 年度
終了年度	未定

補助目的	本県の安全で高品質な農林水産物を海外市場へ売り込み、農林水産業者の所得向上による農林水産業の活性化を図る。
補助対象事業の概要	J A等の農業団体で組織する熊本県農畜産物輸出促進協議会が農畜産物の輸出促進のために実施する販促イベントや展示商談会等に要する経費の補助。
交付要綱などの名称	熊本県観光戦略補助金等交付要項 熊本県農畜産物輸出促進協議会事業費補助金実施要領
主な補助対象者	熊本県農畜産物輸出促進協議会
補助対象経費	農畜産物等の輸出拡大に向け、熊本県農畜産物輸出促進協議会が実施する輸出促進活動に必要な経費
補助率	1/2 以内（上限 9,400 千円）
補助金の効果測定方法	事業完了時に実績報告書を提出することとしており、当該報告書の中の「輸出促進活動（詳細）」「輸出実績」を基に効果を測定。

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額*	9,400	9,400	9,400
交付確定額	9,400	9,400	9,400
交付先件数	1	1	1

\*上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	-	○	○	○

(4) 監査の結果及び意見

No. 54「ユニークベニュー利用促進事業費補助金」補助事業の内容等の変更に係る事業変更計画書の申請要件について（意見）と同様である。

(1) 補助金の概要

No.	56
補助事業名称	くまもと県産酒普及推進補助金
所管課	観光戦略部 販路拡大ビジネス課
開始年度	平成31年度

終了年度	未定
補助目的	くまもと県産酒の知名度向上・消費拡大に係る取組み等へ補助することにより、県産酒の普及拡大を図る。
補助対象事業の概要	熊本酒造組合が県産酒の普及・拡大のために実施する県産酒の知名度向上・消費拡大の取組み等に要する経費の補助。
交付要綱などの名称	熊本県観光戦略部補助金等交付要項 令和4年度（2022年度）くまもと県産酒普及推進補助金実施要領
主な補助対象者	熊本酒造組合
補助対象経費	県産酒の知名度向上・消費拡大に係る取組みやパンフレット・Webページ等多言語化、県オリジナル酒米品種「華錦」を原料に使用した日本酒のPR活動に係る取組み等に要する経費
補助率	定額補助（上限：3,000千円）
補助金の効果測定方法	県産酒（日本酒・球磨焼酎）出荷量。 WebページのPV数、SNSのフォロワー及びエンゲージメント数。

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額*	5,500	3,000	3,000
交付確定額	5,407	3,000	3,000
交付先件数	2	2	1

\*上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	—	○	○	—

(4) 監査の結果及び意見

No.54「ユニークベニュー利用促進事業費補助金」補助事業の内容等の変更に係る事業変更計画書の申請要件について（意見）と同様である。

## 8. 所管部局：農林水産部

(1) 補助金の概要

No.	57
-----	----

補助事業名称	漁業近代化資金融通対策費
所管課	農林水産部 団体支援課
開始年度	昭和44年度
終了年度	未定
補助目的	漁業者等の資本装備の高度化を図り、経営の近代化を促進するため漁業協同組合等の融資機関が漁業者等に対し、長期かつ低利の資金を円滑に融通するよう融資機関に対して利子補給を行う。
補助対象事業の概要	漁業者が漁船、水産加工施設等を取得する際の借入金利負担軽減を行うことを目的とした利子補給。
交付要綱などの名称	熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱 熊本県漁業近代化資金利子補給交付要綱
主な補助対象者	融資機関（農林中央金庫、漁協）
補助対象経費	漁業者が負担する金利（漁業近代化資金の利子補給率による）
補助率	「漁業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン」（平成17年4月1日付け16水漁第2708号水産庁長官通知）第4の2に基づき連絡される、貸付時の利子補給率。
補助金の効果測定方法	効果測定は特段行っていない。

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額*	10,574	14,137	17,971
交付確定額	10,573	11,415	14,338
交付先件数	6	6	6

\*上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
-	-	-	○	○	-

(4) 監査の結果及び意見

指摘・意見区分	指摘事項・意見
表題	証拠書類の保管期間の定めについて
監査要点	・補助対象の適切性、公益上の必要性

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県独自の単独補助金としての妥当性</li> <li>・ 補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性</li> <li>・ 補助金額の算定及び交付時期についての適切性</li> <li>・ 補助事業の実績報告についての適切性</li> <li>・ 補助交付団体への指導・監督についての適切性</li> <li>・ 補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性</li> <li>・ その他</li> </ul>
--	--

< 発見した事実もしくは現状 >

「熊本県漁業近代化資金利子補給交付要綱」では、証拠書類の保管期間についての定めがない。

< 問題点 >

「熊本県補助金等交付規則」では、証拠書類の保管期間を事業ごとに定めるように求められている。

<p>(証拠書類の保管)</p> <p>第 23 条 補助事業者等は、補助金等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を別に定める期間保管しなければならない。</p>
---

一方で、「熊本県漁業近代化資金利子補給交付要綱」では、第 1 条で「熊本県補助金等交付規則に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする」となっているにもかかわらず、別に定めなければならない証拠書類の保管期間について定めていない。

< 改善策 >

「熊本県漁業近代化資金利子補給交付要綱」に個別で証拠書類の保管期間を定めるか、または、農林水産部の他の補助金などと同様に、「熊本県農林水産業振興補助金等交付要項」を準用することを検討すべきである。「熊本県農林水産業振興補助金等交付要項」では以下のように証拠書類の保管期間が定められている。

<p>(証拠書類の保管)</p> <p>第 18 条 規則第 23 条に規定する別に定める期間は、年度経過後 5 年間とする。</p>
---

(1) 補助金の概要

No.	58
補助事業名称	農業近代化資金等助成費
所管課	農林水産部 団体支援課

開始年度	昭和 36 年度
終了年度	未定
補助目的	経営意欲と能力がある農業を営む者（単なる生産者ではない経営者）等に対し、農業経営の展開を図るために必要な資金であって農業協同組合系統融資機関をはじめとする民間融資機関が貸し付ける資金について、県が融資機関の行う資金の融通に対し利子補給の措置を講ずることにより、食料・農業・農村基本法の目指す効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立に資することを目的とする。
補助対象事業の概要	農業経営近代化を目指す農業者の施設整備資金等に係る融資機関に対する利子補給。
交付要綱などの名称	熊本県農業近代化資金融通措置要項 熊本県農業近代化資金事務取扱要領 熊本県農業近代化資金利子補給要項
主な補助対象者	融資機関（農協等）
補助対象経費	農業経営の近代化を図るために必要な、熊本県農業近代化資金融通措置要項（第 2 近代化資金の貸付条件について 3 資金使途）で定められた資金
補助率	農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 経営第 8870 号農林水産省経営局長通知）第 3 の 2 に基づき連絡される貸付時の利子補給率
補助金の効果測定方法	効果測定は特段行っていない。

（２）過去 3 年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 （単位：千円・件）

年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算額*	228,065	238,101	261,628
交付確定額	203,444	212,133	224,944
交付先件数	19	19	19

\*上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

（３）必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
-	-	-	○	○	-

（４）監査の結果及び意見



指摘・意見区分	指摘事項・意見
表題	他の要項との整合性について
監査要点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象の適切性、公益上の必要性</li> <li>・県独自の単独補助金としての妥当性</li> <li>・補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性</li> <li>・補助金額の算定及び交付時期についての適切性</li> <li>・補助事業の実績報告についての適切性</li> <li>・補助交付団体への指導・監督についての適切性</li> <li>・補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性</li> <li>・その他</li> </ul>

<発見した事実もしくは現状>

当該事業と同様に利子補給金である No. 57「漁業近代化資金融通対策費」では、証拠書類の保管期間について定めがないことを指摘したが、当該事業においても同様に証拠書類の保管期間についての定めはない。

一方で、当該事業に必要な事項を定めている「熊本県農業近代化資金利子補給要項」は「熊本県補助金等交付規則」を準用していないため、証拠書類の保管期間について別に定めることは求められていない。

<問題点>

漁業と農業で業種は違うが、同じ近代化資金の利子補給金であり、要項の体系を統一することが望ましい。

「熊本県補助金等交付規則」では、以下のように定めており、利子補給金については別に定めがあれば当該規則に準じることまでは求められていない。

<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「補助金等」とは、県が県以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 補助金</p> <p>(2) 利子補給金（別に定めるものを除く。）</p> <p>(3) その他相当の反対給付を受けない給付金であって別に定めるもの</p>
--

そのため、当該事業が「熊本県補助金等交付規則」を準用していないことは問題ないものの、ほとんど同じ制度である No. 57「漁業近代化資金融通対策費」は「熊本県補助金等交付規則」を準用しており、同一課（農林水産部団体支援課）内で要項の体系に違いがあることに違和感がある。

<改善策>

それぞれの要項を検討したうえで、要項の体系を整理すべきである。整理の方法として、①「熊本県補助金等交付規則」を準用する、②「熊本県補助金等交付規則」及び「熊本県農林水産業振興補助金等交付要項」を準用する、③他の規則などを準用せずに単独の要項とする、などがある。その場合でも、証拠書類の保管期間については通常定めておくべき事項であることから、要項に定めることが望ましい。

(1) 補助金の概要

No.	59
補助事業名称	農業経営負担軽減支援資金助成費
所管課	農林水産部 団体支援課
開始年度	平成 13 年度
終了年度	未定
補助目的	経営意欲と能力を有しながら、経済環境の変化等により、負債の償還が困難となっている農業者に対して、個々の経営の実情に応じて行う、その償還負担の軽減を図るためのきめ細かな資金の融通。
補助対象事業の概要	既往負債の償還に支障を生じている農業者の償還負担軽減のための利子補給。
交付要綱などの名称	熊本県農業負債整理関係資金運営要領 熊本県農業経営負担軽減支援資金融通措置要項 熊本県農業経営負担軽減支援資金利子補給規程 熊本県農業経営負担軽減支援資金事務取扱要領
主な補助対象者	融資機関（農協等）
補助対象経費	営農負債の借換え
補助率	農業経営負担軽減支援資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成 17 年 4 月 20 日付け 16 経営第 8953 号農林水産省経営局長通知）第 3 の 2 に基づき連絡される、貸付時の利子補給率
補助金の効果測定方法	効果測定は特段行っていない。

(2) 過去 3 年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算額*	8,096	7,112	5,970
交付確定額	8,096	6,582	5,315
交付先件数	11	9	8

\*上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
-	-	-	○	○	-

(4) 監査の結果及び意見

指摘・意見区分	指摘事項・意見
表題	他の要項との整合性について
監査要点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象の適切性、公益上の必要性</li> <li>・県独自の単独補助金としての妥当性</li> <li>・補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性</li> <li>・補助金額の算定及び交付時期についての適切性</li> <li>・補助事業の実績報告についての適切性</li> <li>・補助交付団体への指導・監督についての適切性</li> <li>・補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性</li> <li>・その他</li> </ul>

<発見した事実もしくは現状>

当該事業と同様に利子補給金である No. 57「漁業近代化資金融通対策費」では、証拠書類の保管期間について定めがないことを指摘したが、当該事業においても同様に証拠書類の保管期間についての定めはない。

一方で、当該事業に必要な事項を定めている「熊本県農業経営負担軽減支援資金利子補給規程」は「熊本県補助金等交付規則」を準用していないため、証拠書類の保管期間について別に定めることは求められていない。

<問題点>

No. 58「農業近代化資金等助成費」で述べたように、同じ利子補給金であり、要項の体系を統一することが望ましい。

「熊本県補助金等交付規則」では、以下のように定めており、利子補給金については別に定めがあれば当該規則に準じることまでは求められていない。

<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「補助金等」とは、県が県以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。</p> <p>(4) 補助金</p> <p>(5) 利子補給金（別に定めるものを除く。）</p>
---

(6) その他相当の反対給付を受けない給付金であって別に定めるもの

そのため、当該事業が「熊本県補助金等交付規則」を準用していないことは問題ないものの、ほとんど同じ制度である No. 57「漁業近代化資金融通対策費」は「熊本県補助金等交付規則」を準用しており、同一課（農林水産部団体支援課）内で要項の体系に違いがあることに違和感がある。

<改善策>

それぞれの要項を検討したうえで、要項の体系を整理すべきである。整理の方法として、①「熊本県補助金等交付規則」を準用する、②「熊本県補助金等交付規則」及び「熊本県農林水産業振興補助金等交付要項」を準用する、③他の規則などを準用せずに単独の要項とする、などがある。その場合でも、証拠書類の保管期間については通常定めておくべき事項であることから、要項に定めることが望ましい。

(1) 補助金の概要

No.	60
補助事業名称	赤潮特約掛金補助事業
所管課	農林水産部 団体支援課
開始年度	昭和 50 年度
終了年度	未定
補助目的	異常な赤潮により養殖水産動植物の死亡等に備える「赤潮特約」の掛金を補助し、養殖業者の経営安定を図る。
補助対象事業の概要	養殖業者が加入する養殖共済の赤潮特約に係る掛金の 1/3 を負担する。
交付要綱などの名称	漁業災害補償法 熊本県補助金等交付規則 熊本県農林水産業振興補助金等交付要項 赤潮特約掛金補助事業実施要領
主な補助対象者	熊本県漁業共済組合
補助対象経費	赤潮特約に係る純共済掛金の一部
補助率	1/3 相当額（掛金に対する国からの補助を控除した額）
補助金の効果測定方法	行っていない。

(2) 過去 3 年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
----	---------	---------	---------

予算額※	21,500	21,000	22,356
交付確定額	21,399	20,193	18,774
交付先件数	1	1	1

※上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	-	○	○	-

(4) 監査の結果及び意見

該当なし。

(1) 補助金の概要

No.	61
補助事業名称	漁業共済加入促進支援事業（漁業共済掛金補助事業）
所管課	農林水産部 団体支援課
開始年度	令和2年度（掛金補助事業としては平成22年度から実施）
終了年度	令和4年度（令和5年度からは組替え新規）
補助目的	漁業経営の安定を図るため、市町が実施する漁業共済加入促進活動を支援し、漁業共済制度がセーフティネットとして十分な役割を發揮できるようにする。
補助対象事業の概要	漁獲共済及び養殖共済に加入する漁業者の共済掛金の一部を負担する。
交付要綱などの名称	熊本県補助金等交付規則 熊本県農林水産業振興補助金等交付要項 漁業共済加入促進支援事業（漁業共済掛金補助事業）実施要領
主な補助対象者	天草市、上天草市、芦北町
補助対象経費	漁獲共済及び養殖共済に係る純共済掛金について、市町が国庫補助の10%相当を補助する場合の当該補助額の一部 ※資源管理・漁業経営安定対策（漁業収入安定対策事業）に加入することを条件とする。
補助率	市町補助額の1/2以内
補助金の効果測定方法	漁獲共済及び養殖共済の加入率。

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額*	5,076	5,591	5,987
交付確定額	5,058	5,204	5,166
交付先件数	3	3	3

\*上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	-	○	○	-

(4) 監査の結果及び意見

該当なし。

(1) 補助金の概要

No.	62
補助事業名称	企業の農業参入トータルサポート事業 (参入企業スタートアップ支援事業)
所管課	農林水産部 流通アグリビジネス課
開始年度	令和2年度
終了年度	未定
補助目的	地域と調和した企業の農業参入を促進するとともに、農業参入した企業を核とした地域が、地域振興に取り組む活動を支援するため。
補助対象事業の概要	農業参入ビジネスモデル構築支援。 地域調和型企业支援。
交付要綱などの名称	熊本県農林水産業振興補助金等交付要項 企業の農業参入トータルサポート事業（参入企業スタートアップ支援事業）補助金交付要領
主な補助対象者	熊本県内において農業、農業サービス業に参入する企業又は農業に参入して3年以内の企業。また、熊本県（各広域本部・地域振興局）を立会人として、農業を営む農地等が所在する市町村と地域調和等に関する協定を締結している、又は協定を締結することが確実に見込まれる企業。
補助対象経費	・ <u>販路開拓に係る経費</u> 販路開拓のための検討会の実施、実需者に対する需要調査、販路拡大

	<p>調査、販売用施設等の取得・改修に係る費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>作物等導入に係る経費</u> 導入作物等の情報収集、先進的な取組事例の調査、消費者ニーズの調査、試験栽培・飼養等、技術習得に係る研修の受講、営農用機械や施設の取得・改修に係る費用</li> <li>・ <u>加工品開発に係る経費</u> 加工品の情報収集、先進的な取組事例の調査、消費者ニーズの調査、試作品の製造、試験販売、商品化に向けた検討会の実施、加工用機械や施設の取得・改修に係る費用</li> <li>・ <u>簡易な土地基盤整備に係る経費</u> 企業等が営農する農地で行う、障害物除去、深耕、整地、客土、暗きょ排水、かんがい排水、農道整備、有機物投入等の整備に係る費用</li> </ul>
補助率	補助対象経費の 1/3 以内（復旧・復興該当市町村は 1/2 以内）
補助金の効果測定方法	事業完了時に「事業実績報告書」を提出させ実績を確認するとともに、年 1 回の「営農状況調査」による継続的な効果測定を実施。

(2) 過去 3 年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算額*	20,000	16,000	15,200
交付確定額	5,256	12,020	11,448
交付先件数	4	5	3

\*上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	—	○	○	—

(4) ①監査の結果及び意見

指摘・意見区分	指摘事項・ <u>意見</u>
表題	雇用形態の判断について
監査要点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助対象の適切性、公益上の必要性</li> <li>・ 県独自の単独補助金としての妥当性</li> <li>・ 補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性</li> <li>・ <u>補助金額の算定及び交付時期についての適切性</u></li> <li>・ 補助事業の実績報告についての適切性</li> <li>・ 補助交付団体への指導・監督についての適切性</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性</li> <li>・その他</li> </ul>
--	---

<発見した事実もしくは現状>

「企業の農業参入トータルサポート事業（参入企業スタートアップ支援事業）補助金交付要領」では、以下のとおり定められている。

<p>第4条 農業参入ビジネスモデル構築支援</p> <p>(4) 事業実施の手続き</p> <p>イ 補助金の交付申請及び変更交付申請</p> <p>要項第6条第2項第1号の補助金交付申請書に添付する事業計画書は、要領第1号様式とする。</p>
---

この中の補助金交付申請書、要領第1号様式の添付資料として農業等従事者調書（参考様式2）があり、当該調書に雇用形態を記載する欄があるが、雇用形態を証明する根拠資料がない。

<問題点>

常時雇用者の判断において、正社員か否かを判断するにあたり、補助金申請者の判断を裏付ける資料がないため、補助事業者要件の適否や補助限度額の算定が適切に実施されない可能性がある。

<改善策>

雇用契約書や労働条件通知書といった雇用形態を判断する根拠資料を必要書類として添付することが望ましい。

(4) - ②監査の結果及び意見

指摘・意見区分	指摘事項・意見
表題	チェックリストの項目不足について
監査要点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象の適切性、公益上の必要性</li> <li>・県独自の単独補助金としての妥当性</li> <li>・補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性</li> <li>・補助金額の算定及び交付時期についての適切性</li> <li>・補助事業の実績報告についての適切性</li> <li>・補助交付団体への指導・監督についての適切性</li> <li>・補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性</li> <li>・その他</li> </ul>



<発見した事実もしくは現状>

補助事業者の要件に該当するか否かの判断について、交付申請書提出時にチェックリストを作成し、適否の判断を行っているが、チェックリスト項目に不足がある。

令和4年度に使用しているチェックリストは、下記のとおりである。

企業の農業参入トータルサポート事業(参入企業スタートアップ支援事業)  
補助金チェックリスト

要件	審査項目	状況	適否	備考
熊本県内で農業に参入する法人	営農場所		適	
	営農の種類		適	
	法人形態		適	
当該法人又は親会社が異業種法人	過去の農業事業の有無		適	
(子会社の場合) 過半の議決権	異業種法人の議決権		適	
熊本県を立会人として、農地等所在市町村と地域調和等に関する協定を締結	協定締結日		適	
	県立会者		適	
農業等事業従事者3名以上	要件適合者数		適	
県内に事業所	課税事業所所在市町村		適	
営農開始後3年以内	営農開始年月(農地法許可日)		適	
人件費、租税公課、汎用性が高い備品・機械器具の取得・改修を除く	経費内訳		適	
(機械や施設の取得・改修の場合) 必要性や規模(能力)の妥当性はあるか	必要性		適	
	規模・能力の妥当性		適	

<問題点>

補助事業者の要件として、「企業の農業参入トータルサポート事業(参入企業スタートア

ップ支援事業) 補助金交付要領」において以下のとおり定められている。

<p>第4条 農業参入ビジネスモデル構築支援</p> <p>(1) 補助事業者の要件</p> <p>ウ 農業(企画・管理・販売等を含む)又は加工等の当該農業に関連する事業に、年間60日以上従事する者(短期雇用者、日雇労働者等を除く。)を3人以上有する規模であること</p>
--

上述した、令和4年度チェックリスト項目について、農業等事業従事者3名以上の項目はあるものの、年間60日以上従事する者という項目が不足していることから、補助事業者の要件が満たされずに申請される可能性がある。

なお、補助金申請にあたり提出する資料(農業等従事者調書)により補助事業者の要件に該当するか否かについて判断できるため、補助事業者の要件の検討漏れは生じていない。

<改善策>

チェックリスト項目に、「年間60日以上従事する者」という項目を追加することが望ましい。

(4) - ③監査の結果及び意見

指摘・意見区分	指摘事項・意見
表題	事業所の定義について
監査要点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象の適切性、公益上の必要性</li> <li>・県独自の単独補助金としての妥当性</li> <li>・補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性</li> <li>・補助金額の算定及び交付時期についての適切性</li> <li>・補助事業の実績報告についての適切性</li> <li>・補助交付団体への指導・監督についての適切性</li> <li>・補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性</li> <li>・その他</li> </ul>

<発見した事実もしくは現状>

補助事業者の要件として、「企業の農業参入トータルサポート事業(参入企業スタートアップ支援事業) 補助金交付要領」において以下のとおり定められている。

<p>第4条 農業参入ビジネスモデル構築支援</p> <p>(1) 補助事業者の要件</p> <p>エ 熊本県内に事業所を有すること。</p>
---

<問題点>

上記の要領の記載では、申請者ごとに事業所の取扱いが異なる可能性（例えば、支店も事業所に含めるのか、従業員の自宅兼事務所のようなものも含めるのか）があるため、事業所の定義を明確にすることが望ましい。

<改善策>

補助事業者に該当するか否かという重要な箇所については、申請者ごとに判断が異なるような可能性は極力排除することが望ましい。そのため、事業所の定義を明確にし、要領に記載することが望まれる。例えば、熊本県に法人事業税の申告がなされているかがひとつの目安になると考えられる。

(4) -④監査の結果及び意見

指摘・意見区分	指摘事項・意見
表題	補助限度額の算定について
監査要点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象の適切性、公益上の必要性</li> <li>・県独自の単独補助金としての妥当性</li> <li>・補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性</li> <li>・<b>補助金額の算定及び交付時期についての適切性</b></li> <li>・補助事業の実績報告についての適切性</li> <li>・補助交付団体への指導・監督についての適切性</li> <li>・補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性</li> <li>・その他</li> </ul>

<発見した事実もしくは現状>

当該補助金の補助率及び補助限度額は、「企業の農業参入トータルサポート事業（参入企業スタートアップ支援事業）補助金交付要領」によれば、下表のとおりである。

補助率	補助限度額								
補助対象経費の1/3以内（復旧・復興該当市町村は1/2以内）	<p>事業計画について、表1の評価項目ごとの配点を乗じ、得られた点数の合計（以下、「総点数」という。）を求める。その点数に応じた表2に定める額を補助限度額とする。</p> <p>表1</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業関係従事者数（1人当たり）</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>内 常時雇用者数</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>内新規雇用者数</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	評価項目	配点	農業関係従事者数（1人当たり）	3	内 常時雇用者数	4	内新規雇用者数	5
評価項目	配点								
農業関係従事者数（1人当たり）	3								
内 常時雇用者数	4								
内新規雇用者数	5								

	営農面積（1ha 当たり）又は施設面積（10a 当たり）	3
	内 耕作放棄地解消面積	5
	内 中山間地域内面積	4
表 2		
	総点数	補助限度額
	60 点未満	500 万円
	60 点以上 70 点未満	600 万円
	70 点以上 80 点未満	700 万円
	80 点以上 90 点未満	800 万円
	90 点以上 100 点未満	900 万円
	100 点以上	1000 万円

表 1 常時雇用者について、「企業の農業参入トータルサポート事業（参入企業スタートアップ支援事業）補助金交付要領」に規定がないため、補助金申請者ごとに判断が異なっている。

現状、A 社は、正社員で農業従事日数 60 日以上を常時雇用者と判断しているため、農業従事日数が 60 日以上であっても、アルバイト・非常勤であれば、常時雇用者には含めていない。

B 社は、パート社員・期間の定め有りであっても、農業従事時間 60 日以上であれば、常時雇用者数に含めている。

また、役員についても常時雇用者としてカウントするかどうか補助金申請者ごとに異なっている。

#### <問題点>

「企業の農業参入トータルサポート事業（参入企業スタートアップ支援事業）補助金交付要領」の常時雇用者の規定が不明確なため、補助限度額の算定方法が画一的になされない可能性がある。

#### <改善策>

「企業の農業参入トータルサポート事業（参入企業スタートアップ支援事業）補助金交付要領」で、常時雇用者についての規定を明確にすべきである。また、役員の取り扱いについての規定も追加する必要がある。

#### (1) 補助金の概要

No.	63
-----	----

補助事業名称	企業の農業参入トータルサポート事業 (参入企業ステップアップ支援事業)
所管課	農林水産部 流通アグリビジネス課
開始年度	令和2年度
終了年度	未定
補助目的	農業に参入した企業が、更なる事業展開として実施する6次産業化や規模拡大を目指した生産体制の強化等に対し支援を行い、企業の農業への事業定着及び地域定着に資することを旨とする。
補助対象事業の概要	企業の農業定着及び地域定着に資する事業。
交付要綱などの名称	令和5年度企業の農業参入トータルサポート事業(参入企業ステップアップ支援事業) 補助金交付要領
主な補助対象者	熊本県内において農業、農業サービス業に参入する企業。 また、熊本県(各広域本部・地域振興局)を立会人として、農業を営む農地等が所在する市町村と地域調和等に関する協定を締結している、又は協定を締結することが確実に見込まれる企業。
補助対象経費	・加工施設・機械(併設される加工品販売用施設も含む)に係る経費 ・集出荷貯蔵施設・機械に係る経費 ・上記事業に係る付帯工事等に係る経費
補助率	補助対象経費の1/3以内(復旧・復興該当市町村は1/2以内)
補助金の効果測定方法	事業完了時に「事業実績報告書」を提出させ実績を確認するとともに、年1回の「営農状況調査」による継続的な効果測定を実施。

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位: 千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額*	40,000	72,000	25,600
交付確定額	0	47,453	21,007
交付先件数	0	2	2

\*上記予算額は、最終予算額(繰越額を含む)とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	-	○	○	○

(4) 監査の結果及び意見

該当なし。

(1) 補助金の概要

No.	64
補助事業名称	地下水と土を育む農業育成事業
所管課	農林水産部 農業技術課
開始年度	平成 20 年度
終了年度	未定
補助目的	地下水と土を育む農業を推進することを目的として、土づくりを基本とした適正施肥に必要な土壌診断費用の助成を行い、化学肥料及び農薬を低減する技術の導入・普及に関する活動やさらなる削減に取り組む産地の支援、表示マークの貼付強化を支援することにより、グリーン農業のより一層の拡大と高度化を進める。
補助対象事業の概要	<p>1 適正施肥推進</p> <p>2 くまもとグリーン農業生産拡大支援</p> <p>(1) 推進事業</p> <p>①農産物生産システムの構築、技術導入・普及及び消費者への情報発信に関する活動の支援</p> <p>②マーク活用支援</p> <p>(2) 技術導入支援</p> <p>①土づくり及び減化学肥料栽培、減化学農薬栽培に資する資材、機械等の導入への支援</p> <p>②慣行レベルより 5 割以上削減する取組における土づくり、減化学肥料栽培、減化学農薬栽培に資する資材、機械等の導入への支援</p> <p>③有機農業の取組に資する資材、機械等の導入への支援</p> <p>3 購入機会拡大支援</p>
交付要綱などの名称	熊本県農林水産業振興補助金等交付要項 地下水と土を育む農業育成事業実施要領
主な補助対象者	<p>※補助対象事業の概要の番号と対応</p> <p>1 市町村、農業協同組合、土壌診断を行う民間事業者等</p> <p>2 市町村、農業協同組合（連合会）、農業者等の組織する団体、地域のブランド化を推進する団体、NPO 法人等。ただし、農業者等の組織する団体にあつては、代表者の定めがあり、組織及び運営に関する規約の定めのあるものに限る。</p> <p>3 物産館、直売所等</p>
補助対象経費	※補助対象事業の概要の番号と対応

	<p>「地下水と土を育む農業推進条例」に基づく農業者等の取組支援に要する経費</p> <p>1 農業者が負担する作付前土壌診断に要する経費</p> <p>2 (1) ①技術導入検討会の開催、有機 JAS 認証取得、消費者との交流会等に要する経費</p> <p>②グリーン農業表示マーク及び地下水と土を育む農畜産物等認証マーク作成に伴う掛増経費、表示マークを貼付した農産物の販売促進及びマーケティングに要する経費</p> <p>(2) 堆肥散布機、局所施肥機、防蛾灯等の減化学肥料・農薬に資する資材、機械の導入費 等</p> <p>3 「くまもとグリーン農業農産物」及び「地下水と土を育む農畜産物等」の PR、販売コーナーの設置、消費啓発活動に要する経費 等</p>
補助率	<p>※補助対象事業の概要の番号と対応</p> <p>1 1/2 以内 (上限 1 千円/診断 1 件、ただし、CEC 及び腐植を測定する場合は、1.5 千円/診断 1 件)。</p> <p>2 (1) 1/2 以内</p> <p>2 (2) ① 1/3 以内</p> <p>2 (2) ②及び③ 1/2 以内</p> <p>3 定額 (上限 50 万円/申請)</p>
補助金の効果測定方法	<p>事業完了時に提出する「実績報告書」において、土壌分析点数や販促イベント回数、肥料の施用量、農薬散布回数等の記載を求め、その数値を基に事業目的とする適正施肥や化学肥料・農薬削減の効果を測定する。</p>

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額※	19,859	20,220	21,220
交付確定額	14,938	14,049	14,736
交付先件数	15	18	15

※上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。



(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	○	○	○	-

(4) -①監査の結果及び意見

指摘・意見区分	指摘事項・意見
表題	納付額の算定方法と証拠書類の保管期間について
監査要点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象の適切性、公益上の必要性</li> <li>・県独自の単独補助金としての妥当性</li> <li>・補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性</li> <li>・補助金額の算定及び交付時期についての適切性</li> <li>・補助事業の実績報告についての適切性</li> <li>・補助交付団体への指導・監督についての適切性</li> <li>・補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性</li> <li>・その他</li> </ul>

<発見した事実もしくは現状>

「地下水と土を育む農業育成事業実施要領」の別紙1（第11条関係）によると

堆肥散布機、局所施肥機、防蛾灯といった減化学肥料・農薬に資する機械における財産処分の制限期間は7年

と定められている。

一方で「熊本県農林水産業振興補助金等交付要項」には

(財産の処分の制限)

第17条 規則第21条第2項に規定する期間は、補助事業等ごとに別に定める。

2 補助事業者等が、規則第21条第2項に規定する知事の承認を得て財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならない。

(証拠書類の保管)

第18条 規則第23条に規定する別に定める期間は、年度経過後5年間とする。

と定められている。

また、平成28年4月18日付け総務部財政課長事務連絡『熊本県補助金等交付規則第21条に基づく知事の承認について』では以下のとおり定められている（一部抜粋）。

1 財産処分承認の取扱い

(1) 近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、また、既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、取得から

概ね 10 年経過した補助対象財産については、補助目的を達成したものとみなし、補助事業者から財産処分承認申請があった場合においては、原則として、補助金返還の条件を付さず、これを承認するものとする（有償譲渡又は有償貸付の場合を除く。）。

## 2 補助金返還の取扱い

上記 1 により補助金返還の条件を付さずに財産処分の承認を行うもの以外の財産処分の承認に当たっては、次により算定した額の補助金返還を条件として付すものとする。ただし、補助金交付時における補助事業の目的が財産処分後も引き続き達成される場合等は、この限りでない。

なお、本取扱いによりがたい場合（①、②以外の財産処分を含む。）にあつては、個別に財政課と協議のうえ、財産処分に付する条件を決定するものとする。

### ① 有償譲渡又は有償貸付の場合

譲渡額又は貸付額（貸付期間にわたる貸付額の合計の予定額）に総事業費（補助基準額を超える補助事業者負担分を含む。）に対する県補助金額の割合を乗じて得た額。ただし、補助対象財産に係る県補助金額を上限とし、取得から概ね 10 年経過前の補助対象財産の処分の場合にあつては、補助対象財産に係る県補助金額に処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。以下同じ。）の割合を乗じて得た額（土地等の場合は県補助額）とを比較していずれか高い方の額とする。

### ② 無償譲渡又は無償貸付及び取壊し（廃棄）の場合

補助対象財産に係る県補助金額に処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額（土地等の場合は県補助額）とする。

## <問題点>

機械などの財産を購入後、仮に 6 年目に売却した場合、この売却代金の全部または一部を県に納付しなければならないが、要項・要領上、金額の厳密な算定方法（全部なのか一部なのか、また一部の場合どう算定するのか）が不明確である。

また仮に納付額を財産の取得価額や補助金の交付額に基づき算定するのであれば、証拠書類の保管期間を過ぎており、詳細が分からず納付額の算定が困難となる。

そもそもこれについては、平成 28 年 4 月 18 日付け総務部財政課長事務連絡『熊本県補助金等交付規則第 21 条に基づく知事の承認について』にて、既に通知がなされていたが、「地下水と土を育む農業育成事業実施要領」に、反映されていなかった。

## <改善策>

財産処分があった場合の納付額の算定方法について、要領などで明確にすべきである。

証拠書類の保管期間についても、一律 5 年とするのではなく、「財産処分の制限期間または 5 年のいずれか長い方」といった期間にすべきである。

(4) - ②監査の結果及び意見

指摘・意見区分	指摘事項・意見
表題	消費税の申告区分における証拠書類の保管について
監査要点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象の適切性、公益上の必要性</li> <li>・県独自の単独補助金としての妥当性</li> <li>・補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性</li> <li>・補助金額の算定及び交付時期についての適切性</li> <li>・補助事業の実績報告についての適切性</li> <li>・補助交付団体への指導・監督についての適切性</li> <li>・補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性</li> <li>・その他</li> </ul>

<発見した事実もしくは現状>

補助金の交付において、消費税を免税又は簡易課税により申告している事業実施者には消費税を含めたところで交付をし、本則課税により申告をしている事業実施者には、消費税を除いたところで交付できるとしているが、書類を確認したところ、事業実施者によっては免税事業者や簡易課税、本則課税（以下、申告区分）のいずれかに該当する根拠となる書類の保管がなされていないものがあつた。

<問題点>

申告区分いかんにより、補助金の交付額が変わるものであり、また事業実施者によっては、同意書として保管されているケースも見受けられた。整合性の観点からも消費税の申告区分についての根拠となる書類が欠けていることには問題があるといえる。

<改善策>

交付金額にかかわる重要な部分であるため、事業実施者本人が作成のうえ、同意書などの書類として作成、保存することが望ましい。

(1) 補助金の概要

No.	65
補助事業名称	地域特産物産地づくり支援対策事業補助
所管課	農林水産部 農産園芸課
開始年度	平成 24 年度
終了年度	未定
補助目的	1 本県の地域特産物のブランド化を図るため。

	2 葉たばこ産地の基盤強化を図るため。
補助対象事業の概要	1 生産から販売に至るまでの推進事業及びそれに係る条件整備等 2 後継者育成、新規参入者の確保、難防除病害対策等の葉たばこ振興に係る事業
交付要綱などの名称	熊本県農林水産業振興補助金等交付要項 熊本県補助金等交付規則 地域特産物産地づくり支援対策事業実施要領 たばこ産地支援事業実施要領
主な補助対象者	1 市町村・農協等が組織する団体、農業者の組織する団体等 2 熊本県たばこ耕作振興協議会
補助対象経費	1 地域特産物産地づくり支援対策事業 (1) 推進事業 ① 協議会の開催 ② 作物振興計画の策定 ③ 実証展示圃の設置 ④ 先進地研修会の開催 ⑤ 販路拡大、消費宣伝活動 ⑥ その他ブランド化、安全安心な農産物提供に向けた取組等 (2) 条件整備事業 ① 小規模土地基盤整備 ② 共同利用施設整備 ③ 共同利用機械整備 ④ 茶園台切り更新 2 たばこ産地支援事業 (1) たばこ耕作振興協議会の開催 (2) 地区たばこ耕作振興連絡会議の活動推進 (3) 表彰事業 (4) その他必要な事項
補助率	1 1/3 以内 ※ただし、茶園被覆資材の導入については 1/2 以内、茶園台切り更新については上限 15 千円/10a の定額。 2 上限 262 千円の定額
補助金の効果測定方法	額の確定時に事業目標を把握しており、実績報告時の出来高設計書により効果を確認している。

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額*	16,503	13,382	10,734
交付確定額	6,862	5,853	6,251
交付先件数	9	8	6

\*上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

### (3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	○	○	○	○

### (4) 監査の結果及び意見

該当なし。

### (1) 補助金の概要

No.	66
補助事業名称	いぐさ産地総合支援事業
所管課	農林水産部 農産園芸課
開始年度	平成28年度
終了年度	令和5年度
補助目的	いぐさ・畳表について中国産地との産地の生き残りをかけた競争が続く中、県育成優良品種「ひのみどり」等を柱として、高品質いぐさ・畳表生産の拡大、消費者に信頼される畳表の安定供給体制の確立等に取り組む産地の構造改革を推進し、国際競争力のある生産体制の強化を図る。
補助対象事業の概要	「いぐさ・畳表の構造調整計画」の実現に向けて実施する構造調整推進会議等の開催、生産対策、流通対策、消費拡大対策、その他必要な取組。
交付要綱などの名称	いぐさ産地総合支援事業（いぐさ産地改革推進事業）実施要領
主な補助対象者	八代地域農業協同組合、熊本県いぐさ・畳表活性化連絡協議会、熊本県い業生産販売振興協会、熊本県い業協同組合、熊本県畳工業組合
補助対象経費	「いぐさ・畳表の構造調整計画」の実現に向けて実施する活動に要する経費
補助率	1/2 以内
補助金の効果測	本事業では「高品質いぐさ・畳表生産の拡大、消費者に信頼される畳表

定方法	の安定供給体制の確立等に取り組む産地の構造改革」を目的としているが、効果測定指標を数値設定することが困難であるため、関係機関との協議の結果、成果指標は設定していない。
-----	---

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額*	10,150	8,000	7,300
交付確定額	8,783	7,574	7,275
交付先件数	5	5	5

\*上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	○	○	○	-

(4) 監査の結果及び意見

該当なし。

(1) 補助金の概要

No.	67
補助事業名称	くまもとの米・麦・大豆魅力発信・競争力強化事業
所管課	農林水産部 農産園芸課
開始年度	平成28年度
終了年度	令和4年度
補助目的	県産米・麦・大豆の安定した需要を確保し、農家の経営の安定化を図るため、生産から消費までの総合的な対策を実施する。
補助対象事業の概要	① くまもとの米産地対策 生産・販売戦略策定、幅広い価格帯に対応した産地づくり、主要消費地への生産・産地情報の発信、食育・消費拡大対策 (需要に応じた生産販売戦略策定、購買意欲が高まる販売方法や宣伝媒体等の開発等) ② くまもとの麦・大豆産地対策 需要に対応した生産・品質向上・新産地育成等対策(品質向上・安全対策推進、消費拡大協議会、生産販売戦略の策定等)
交付要綱などの	くまもとの米・麦・大豆魅力発信・競争力強化事業実施要領

名称	
主な補助対象者	農業団体（①中央会、②経済連・主食集荷組合）
補助対象経費	事業の実施に必要な委託料、役務費、一般需用費、旅費、賃金、使用料及び賃借料、報償費
補助率	1/2 以内
補助金の効果測定方法	本事業では「くまもと産」米・麦・大豆の生産支援と認知度向上を目的としているが、効果測定指標を数値設定することが困難であるため、関係機関との協議の結果、成果指標は設定していない。

（２）過去３年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 （単位：千円・件）

年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
予算額*	16,093	13,349	12,629
交付確定額	16,093	13,349	12,629
交付先件数	3	3	3

\*上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

（３）必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	○	○	○	-

（４）監査の結果及び意見

該当なし。

（１）補助金の概要

No.	68
補助事業名称	くまさんの輝き拡大戦略事業
所管課	農林水産部 農産園芸課
開始年度	令和３年度
終了年度	令和４年度
補助目的	県育成新品種の極良食味米「くまさんの輝き」をリーディング品種と位置づけ、「くまさんの輝き拡大戦略」に基づく産地育成のための推進活動や集出荷対策、食味ランキングでの“特A”獲得に向けた極良食味生産技術向上及び県内外での販路拡大のための販促活動や認知度向上を図る。

補助対象事業の概要	極良食味米生産技術向上対策や販促・認知度向上対策に加え、高みを目指した各地域の“プレミアム”版「くまさんの輝き」生産への取組や、大都市圏米卸等との連携強化、ハイブランド米取扱店等への販促活動等への支援を行なう。
交付要綱などの名称	くまさんの輝き拡大戦略事業実施要領
主な補助対象者	農業団体
補助対象経費	事業の実施に必要な、報償費、謝金、需用費、役務費、旅費、使用料及び賃借料、委託料、備品購入費
補助率	1/2 以内
補助金の効果測定方法	戦略目標である「くまさんの輝き」の①栽培面積、②食味ランキング評価獲得の状況により評価。

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額*		18,170	28,170
交付確定額		17,979	19,945
交付先件数		9	9

\*上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	○	○	○	-

(4) 監査の結果及び意見

該当なし。

(1) 補助金の概要

No.	69
補助事業名称	熊本県青果物消費拡大協議会補助事業
所管課	農林水産部 農産園芸課
開始年度	平成元年度
終了年度	未定
補助目的	本県青果物の市場における地位の確立と県産イメージアップを図るた



	め、熊本県青果物消費拡大協議会が実施する流通・販促に関する県下一体的な取り組みを支援する。
補助対象事業の概要	<p>①流通対策事業</p> <p>品目毎の生産・販売に合わせた、市場・仲卸等の流通関係者や量販店バイヤー等の実需者を対象とした会議等を実施し、正確な産地情報の発信や安全・安心対策をアピールしながら、継続的な取引と売場確保・拡大に向けた促進活動を展開する。</p> <p>②青果物販売支援事業</p> <p>様々な方法で消費拡大に努め、各種販促資材を活用した継続的な売場確保と効果的な販売支援を実施する。また、消費拡大のため他企業とのコラボ販促も行う。</p> <p>③一般消費者対策事業</p> <p>一般消費者に対し「熊本県農畜産物統一ブランドマーク」・イメージCM・インターネット・SNS等を活用した消費宣伝活動を行い、県産青果物の安全・安心と美味しさ・生産者の想いを継続的に伝え、より一層のブランド力向上を図る。</p> <p>④県産品催物対策事業</p> <p>産地生産部会による量販店等での対面宣伝会を主体に実施しながら、県産青果物の消費拡大に努める。</p> <p>⑤販促宣伝資材</p> <p>「熊本県農畜産物統一ブランドマーク」及び「くまモン」を有効活用した販促宣伝資材等を作製する。</p>
交付要綱などの名称	<p>熊本県青果物消費拡大協議会補助事業実施要領</p> <p>熊本県補助金等交付規則</p> <p>熊本県農林水産業振興補助金等交付要項</p>
主な補助対象者	熊本県青果物消費拡大協議会
補助対象経費	熊本県青果物消費拡大協議会が実施する流通対策や一般消費者を対象とした消費宣伝活動等に必要経費。
補助率	定額（上限 7,093 千円）
補助金の効果測定方法	事業完了時に「事業実績書」を提出させることとしており、当該実績書中「3. 事業の内容」を基に効果を測定する。

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額*	7,093	7,093	7,093
交付確定額	7,093	7,093	7,093

交付先件数	1	1	1
-------	---	---	---

※上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	○	○	○	-

(4) 監査の結果及び意見

指摘・意見区分	指摘事項・意見
表題	定額支給の補助金について
監査要点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象の適切性、公益上の必要性</li> <li>・県独自の単独補助金としての妥当性</li> <li>・補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性</li> <li>・<b>補助金額の算定及び交付時期についての適切性</b></li> <li>・補助事業の実績報告についての適切性</li> <li>・補助交付団体への指導・監督についての適切性</li> <li>・補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性</li> <li>・その他</li> </ul>

<発見した事実もしくは現状>

熊本県青果物消費拡大協議会は県産青果物ブランドのイメージアップと消費需要の促進を目的としており、構成員として熊本県・JA熊本経済連及び各単位農協が参加する非営利団体であるため、自主財源を有しておらず、JA生産者及びJA熊本経済連による負担金と当該補助金で経費を賄っている状況である。そのため、当該事業では当該協議会が実施する流通対策や一般消費者を対象とした消費宣伝活動などに必要な経費の一部として、毎年7,093千円を定額補助している。また、例年、当該協議会は十分な手許資金を有していないため、経費の支払いに備えて年度内に概算払を行っている。

当該協議会では、令和2年度以降、新型コロナウイルスの影響で、対面での試食宣伝会など、予定していた事業ができなかった。そのため、令和2年度及び令和3年度においては、支出予算に対して支出実績が大幅に減少していることから、繰越金が当該事業の補助金額を超えて増加している状況である。

(単位：千円)	当該事業補助金	前期繰越金	次期繰越金	繰越金の増減
令和2年度	7,093	8,776	20,103	+11,327
令和3年度	7,093	20,103	37,839	+17,736
令和4年度	7,093	37,839	27,548	△10,290

(出所：当該協議会通常総会資料)

<問題点>

令和2年度及び令和3年度において、繰越金の増加額が当該事業の補助金額を超える状況になっているものの、当該協議会の単年度の事業費は当該事業の補助金額を上回っており、当該協議会が実施する流通対策や一般消費者を対象とした消費宣伝活動などに必要な経費の一部を当該事業で補助している状況にあるといえる。そのため、当該事業の執行状況に問題はない。

一方で、当該協議会は県産青果物ブランド向上などを目的とした非営利の任意団体であり、本来、余剰な繰越金を保有すべきではないため、資金の拠出主であるJA生産者及びJA熊本経済連と協議のうえ、当該協議会の収入を減額及び返還することも検討すべきであったと考える。

また、当該協議会には自主財源がないことから、例年、経費の支払いに備えて年度内に当該補助金の概算払いを行っていたが、令和2年度以降は上記のように、十分な手許資金を有しており、経費の支払いが困難な状況とは考えづらく、当該協議会の資金繰りを十分に検討したうえで、通常の前払にすることも検討する必要がある。

<改善策>

新型コロナウイルスの拡大は100年に一度の事態であるものの、今後も当該協議会で予定していた事業を実施できない状況となった場合には、例年どおりの補助金の定額払いや概算払いするのではなく、以下のようなことを検討することが望ましい。

- ① 当該協議会の予算策定の段階において、前期繰越金と支出予算を勘案し、資金の拠出主であるJA生産者及びJA熊本経済連と協議のうえ、当該補助金の減額や繰越も含めた収入調整により、余剰な繰越金が残らないように留意する。
- ② 当該協議会の資金繰りを十分に検討したうえで、経費の支払いが困難でない場合には、通常の前払にすることや、予算を翌期に繰り越すことも検討する。

(1) 補助金の概要

No.	70
補助事業名称	くまもと土地利用型農業競争力強化支援事業
所管課	農林水産部 農産園芸課
開始年度	平成26年度
終了年度	令和6年度
補助目的	県下全域での土地利用型農業のコスト削減を図ることを目的とした事業。
補助対象事業の	米を中心とした土地利用型農業の競争力強化を図るため、効率的な広

概要	域営農システムのコスト削減を労働生産性改善支援により支援する。また、地域営農組織育成支援では地域営農組織の規模拡大や低コスト新技術の導入、中山間等組織化支援では中山間地域等での機械の共同利用や組織化の取組み拡大を図る。更に、麦生産拡大支援では、国際情勢の変化により価格が高騰している麦を生産する農業者等に対し、原油・資材価格の高騰等による農業経営の悪化を緩和し麦生産拡大を加速化するため、機械導入の取組みを支援する。
交付要綱などの名称	くまもと土地利用型農業競争力強化支援事業実施要項
主な補助対象者	米・麦・大豆の生産を拡大する農家（法人、構成員が3戸以上の組織）
補助対象経費	事業の実施に必要な、報償費、謝金、需用費、役務費、旅費、使用料及び賃借料、委託料、備品購入費
補助率	1/2 以内
補助金の効果測定方法	目標年度までに実面積（自作地・借地、作業受託面積の合計）の拡大及びコスト削減（生産コスト、労働時間削減）の達成率による測定。

（２）過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 （単位：千円・件）

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額*	104,900	83,200	59,000
交付確定額	75,577	80,129	57,122
交付先件数	26	23	23

\*上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

（３）必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	○	○	○	○

（４）監査の結果及び意見

指摘・意見区分	指摘事項・意見
表題	動産総合保険等の保険への加入について
監査要点	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助対象の適切性、公益上の必要性</li> <li>県独自の単独補助金としての妥当性</li> <li>補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性</li> <li>補助金額の算定及び交付時期についての適切性</li> <li>補助事業の実績報告についての適切性</li> <li>補助交付団体への指導・監督についての適切性</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性</li> <li>・その他</li> </ul>
--	---

<発見した事実もしくは現状>

当該事業のうち、地域営農組織育成支援として、以下のような農業機械などを補助対象経費としている。

<p>補助対象経費</p> <p>以下①～③の要件を満たす地域営農組織等における米・麦・大豆の規模拡大や新技術の導入に必要な機械等（乾燥調製を含む）および格納庫の整備に要する経費。</p> <p>なお、リースによる取り組みにあっては、前述の物件の取得に要する経費とし、1戸1法人が事業実施主体になる場合に限定する。</p> <p>また、格納庫の整備にあたっては、事業実施主体は地域営農組織又は農業法人とする。</p> <p>① 米・麦・大豆の規模拡大や新技術の導入に必要な機械等または米・麦・大豆生産に係る機械を格納するために必要な格納庫であること。</p> <p>② 同種・同能力のものの再度の導入（いわゆる更新）ではないこと。格納庫は新設に限る。</p> <p>③ 導入する物件の規模が機械の作業能率、一日の作業時間、作業時間の作業可能日数等を用いて合理的に説明できること。</p>
---

（出所：くまもと土地利用型農業競争力強化支援事業実施要領別表）

令和4年度の補助金から、上記の補助対象経費を採択する条件として、以下の採択基準が追加となっている。これは、地域営農組織等が持続的に事業を遂行できるように、農業機械等の盗難リスクなどを軽減することを目的に創設されたものである。

<p>採択基準</p> <p>助成の対象となる農業機械等は、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に原則として加入するものとする。</p>
--

（出所：くまもと土地利用型農業競争力強化支援事業実施要領別表）

当該手続きとして、本県は交付申請時に、「動産総合保険等の保険への加入に関する誓約書（様式は問わない）」の提出を求めており、全ての補助金申請者から保険の付保に関する誓約書を取得している。一方で、実績報告時に保険が付保されたことを証明する保険証券などの提出までは求めている。

<問題点>

令和4年度に創設された採択基準は、地域営農組織などが補助事業で取得した農業機械などを利用して、持続的な取り組みを行っていくためのリスク低減策であり、当該事業の要

件に追加したことは評価できる。

一方で、保険の加入有無を確認するための手続きであるが、交付申請時に全ての補助金申請者から保険の付保に関する誓約書を取得するだけでは、本当に保険に加入したかを確認できたとははいえない。

また、実際の誓約書を見ると、保険等名に「自動車共済」などの記載となっているものがあるが、加入している保険内容が採択基準にある「動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする）」の対象となる車両保険を含んでいるのか、対人・対物賠償保険だけであるのかが分からない状況である。

#### <改善策>

交付申請時に保険の付保に関する誓約書を取得することは問題ないが、実績報告時に保険が付保されたことを証明する保険証券などの提出を求め、採択基準に沿った保険内容に加入していることを確認することが望ましい。

#### (1) 補助金の概要

No.	71
補助事業名称	水田産地化総合推進事業
所管課	農林水産部 農産園芸課
開始年度	平成 19 年度
終了年度	令和 4 年度
補助目的	産地・生産者自らが、需給動向や実需者ニーズに応える産地戦略を確立し、主食用米の需要に応じた生産に取り組むとともに、水田農業の制度や環境の変化に適応した水田のフル活用を推進する。
補助対象事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 需要適合生産推進事業…需要に応じた生産を推進するため、新たな仕組みの周知・理解促進を進めるとともに、需給動向の収集・分析、生産状況の把握、作付目安の算定・提示等に必要な経費を支援。</li> <li>② 産地戦略確立支援事業…生産者・実需者・住民ニーズの把握や、各種施策との調整を行い、地域に適した産地戦略（水田フル活用ビジョン）を確立するために必要な経費を支援。</li> <li>③ 水田農業競争力強化支援マネージャー設置…地域協議会等に対し、産地戦略の確立や水田フル活用の推進に係る助言指導等を行うための支援マネージャー設置に係る支援。</li> <li>④ 県推進事業…制度・事業等の推進や水田農業の振興に係る活動経費。</li> </ul>
交付要綱などの	水田産地化総合推進事業実施要領

名称	
主な補助対象者	市町村、農業再生協議会、J A
補助対象経費	事業の実施に必要な共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費
補助率	定額
補助金の効果測定方法	主食用米の需要に応じた生産を推進しており、引き続き水田のフル活用により、食料の安定供給を図る（食料自給率の向上）。

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額*	47,139	37,759	36,293
交付確定額	46,767	37,323	36,293
交付先件数	47	47	47

\*上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	○	○	○	-

(4) 監査の結果及び意見

該当なし。

(1) 補助金の概要

No.	72
補助事業名称	くまもと畜産物流通戦略対策事業（食肉流通体制強化推進事業）
所管課	農林水産部 畜産課
開始年度	平成23年度
終了年度	未定
補助目的	熊本県畜産物のブランド化・高付加価値化等を通じて、競争力の強化・円滑な流通等を推進することにより本県畜産業の発展に資するため。
補助対象事業の概要	県産牛肉の認知度向上及び消費拡大を目的に、県内でのPRや首都圏等大消費地における取扱指定店の新規開拓及びPRを実施。
交付要綱などの名称	熊本県補助金等交付規則 熊本県農林水産業振興補助金等交付要項

	くまもと畜産物流通戦略対策事業（食肉流通体制強化推進事業）実施要領
主な補助対象者	熊本県産牛肉消費拡大推進協議会
補助対象経費	熊本県産牛肉消費拡大推進協議会が、県産牛肉の県内外への流通及び消費拡大を促進するために実施する次の事業に必要な経費 (1) 銘柄確立対策（広報・生産工程管理費） (2) 販路拡大及び消費拡大対策 (3) 指定店開拓・消費拡大対策
補助率	(1)、(2) 1/2 以内（上限 2,622 千円） (3) 定額（上限 4,120 千円）
補助金の効果測定方法	効果測定指標を数値で設定することが困難であるため、事業完了時に実績報告書を提出させることとしている。

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額*	6,942	6,742	6,742
交付確定額	6,942	6,742	6,742
交付先件数	1	1	1

\*上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	○	○	○	-

(4) 監査の結果及び意見

該当なし。

(1) 補助金の概要

No.	73
補助事業名称	家畜畜産物価格安定対策事業（肉用子牛価格安定事業）
所管課	農林水産部 畜産課
開始年度	昭和63年度
終了年度	未定
補助目的	肉用子牛生産者に対し、生産者補給金を交付すること等により、肉用子



	牛の生産及び価格の安定並びに肉用牛生産経営の健全な発展に資する。
補助対象事業の概要	肉用子牛生産者積立負担金のうち 1/4 を負担。
交付要綱などの名称	肉用子牛生産者積立助成金交付要綱、 熊本県補助金等交付規則 熊本県農林水産業振興補助金等交付要項、 肉用子牛価格安定事業実施要領。
主な補助対象者	公益社団法人熊本県畜産協会
補助対象経費	熊本県畜産協会が、肉用子牛に係る生産者補給金の交付に充てるための資金を造成する事業の実施に必要な経費。
補助率	生産者積立金のうち 1/4 以内
補助金の効果測定方法	実績報告書による。

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額*	135,303	118,650	68,780
交付確定額	24,768	26,261	25,258
交付先件数	1	1	1

\*上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	○	○	○	-

(4) 監査の結果及び意見

該当なし。

(1) 補助金の概要

No.	74
補助事業名称	家畜畜産物価格安定対策事業（肉豚価格安定事業）
所管課	農林水産部 畜産課
開始年度	昭和63年度
終了年度	未定

補助目的	養豚経営者の粗収益が生産コストを下回った場合にその差額を一部補填する場合の原資となる生産者積立金に対し助成することにより、養豚経営者の経営安定と肉豚の安定供給に資する。
補助対象事業の概要	肉豚経営安定交付金制度に係る生産者積立金のうち 1/6 を補助。
交付要綱などの名称	肉豚経営安定交付金交付要綱、熊本県補助金等交付規則、熊本県農林水産業振興補助金等交付要項、肉豚価格安定事業実施要領。
主な補助対象者	独立行政法人農畜産業振興機構
補助対象経費	補助対象事業者が、国が講じる肉豚経営安定交付金制度に係る基金について、生産者積立金等により自ら基金を造成する場合又は生産者積立金を取りまとめ事業主体に対し納付する場合に必要な経費。
補助率	生産者積立金のうち 1/6 を助成。
補助金の効果測定方法	実績報告書による。

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額*	135,303	118,650	68,780
交付確定額	30,912	33,889	33,401
交付先件数	1	1	1

\*上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	○	○	○	-

(4) 監査の結果及び意見

該当なし。

(1) 補助金の概要

No.	75
補助事業名称	家畜畜産物価格安定対策事業（鶏卵価格安定事業）
所管課	農林水産部 畜産課
開始年度	昭和63年度

終了年度	未定
補助目的	日本養鶏協会と鶏卵価格差補填事業に係る契約を締結している熊本県内の生産農家の積立金負担軽減を図るとともに、畜産農家の経営の安定資する。
補助対象事業の概要	鶏卵生産者経営安定対策事業に係る生産者積立金のうち、1/12 を補助。
交付要綱などの名称	鶏卵生産者経営安定対策事業費補助金交付等要綱、熊本県補助金等交付規則、熊本県農林水産業振興補助金等交付要項、鶏卵価格安定事業実施要領。
主な補助対象者	一般社団法人日本養鶏協会
補助対象経費	補助事業者が、国が講じる鶏卵生産者経営安定対策事業（鶏卵価格差補てん事業）に係る基金について、生産者積立金等により自ら基金造成する場合又は生産者積立金を取りまとめ事業主体に対し納付する場合に必要な経費。
補助率	生産者積立金のうち 1/12
補助金の効果測定方法	実績報告書による。

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額*	135,303	118,650	68,780
交付確定額	9,305	11,159	4,755
交付先件数	1	1	1

\*上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	-	○	○	-

(4) 監査の結果及び意見

該当なし。

(1) 補助金の概要

No.	76
-----	----

補助事業名称	家畜改良増殖総合対策事業（全国和牛能力共進会出品体制強化事業）
所管課	農林水産部 畜産課
開始年度	令和3年度
終了年度	未定
補助目的	出品者が最大限の能力を発揮できるよう支援していく必要があるため。
補助対象事業の概要	出品牛の管理及び出品に係る必要経費の支援。
交付要綱などの名称	熊本県補助金等交付規則 熊本県農林水産業振興補助金等交付要項 全国和牛能力共進会出品体制強化事業実施要領
主な補助対象者	全国和牛登録協会熊本県支部
補助対象経費	① 衛生検査費、出品経費 ② 出品牛疾病防止対策等特別管理費 ③ 出品牛輸送費
補助率	① 1/2 以内 ② 定額（上限 70 千円/頭） ③ 定額（上限 200 千円）
補助金の効果測定方法	該当無し。

（2）過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 （単位：千円・件）

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額*		2,095	4,893
交付確定額		2,095	4,629
交付先件数		1	1

\*上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

（3）必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	-	○	○	-

（4）監査の結果及び意見

該当なし。

(1) 補助金の概要

No.	77
補助事業名称	家畜生産基盤総合対策事業（乳用牛群検定普及定着化事業）
所管課	農林水産部 畜産課
開始年度	平成 22 年度
終了年度	未定
補助目的	生乳生産量の維持・拡大には牛群検定の実施を継続することが必要なため。
補助対象事業の概要	牛群検定の実施に必要な検定員の実務に対する謝金、検定員旅費、乳成分分析に係る費用の補助を行う。
交付要綱などの名称	熊本県補助金等交付規則、 熊本県農林水産業振興補助金等交付要項、 乳用牛群検定普及定着化事業実施要領
主な補助対象者	熊本県酪農業協同組合連合会
補助対象経費	検定員の実務に対する謝金、検定員旅費、乳成分分析費
補助率	2/5 以内
補助金の効果測定方法	牛群検定利用農家戸数及び頭数。

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 （単位：千円・件）

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額※	11,332	11,332	11,140
交付確定額	11,332	11,332	11,140
交付先件数	1	1	1

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	○	○	○	-

※上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

(4) 監査の結果及び意見

該当なし。

(1) 補助金の概要

No.	78
補助事業名称	家畜改良増殖総合対策事業（家畜導入事業）
所管課	農林水産部 畜産課
開始年度	平成 18 年度
終了年度	未定
補助目的	基金造成主体が円滑に優良繁殖雌牛を導入し生産者に貸し付けるための基金造成事業。
補助対象事業の概要	優良な家畜の導入を円滑に実施するために、事業の補助に要する経費を予め基金造成して、年間を通じて計画的な家畜導入を図ることのできる体制を整備する。
交付要綱などの名称	熊本県補助金等交付規則、熊本県農林水産業振興補助金等交付要項、家畜導入実施基準、家畜導入事業実施要領
主な補助対象者	山鹿市、菊池市、阿蘇市、錦町、天草市、熊本県畜産農業協同組合連合会、熊本県酪農業協同組合連合会
補助対象経費	農業協同組合等が取組む以下の事業に必要な基金の造成に要する経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費。 （１）肉用牛導入（２）高品質乳用牛導入
補助率	（１）肉用牛：定額 1頭当たり 92 千円以内 （２）乳用牛：定額 1頭当たり 72 千円以内
補助金の効果測定方法	当該年度内の家畜導入頭数。

（２）過去 3 年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 （単位：千円・件）

年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算額※	60,400	31,588	34,704
交付確定額	60,400	31,588	34,704
交付先件数	7	7	7

※上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

（３）必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	○	○	○	-

（４）監査の結果及び意見

該当なし。

(1) 補助金の概要

No.	79
補助事業名称	家畜伝染病防疫対策事業（熊本県自衛防疫強化総合対策事業）
所管課	農林水産部 畜産課
開始年度	平成 20 年度
終了年度	未定
補助目的	畜産農家の組織化に対応し、畜産の衛生管理を計画的、組織的に実施することにより、畜産農家の自主的な防疫措置の定着を図り、家畜の伝染性疾病の発生予防と家畜の生産性向上に資するため。
補助対象事業の概要	アカバネ病、牛伝染性鼻気管炎、牛流行性感冒のワクチン接種に要した経費について、1 頭あたり 36 円を補助する。
交付要綱などの名称	熊本県補助金等交付規則、熊本県農林水産業振興補助金等交付要項 熊本県自衛防疫強化総合対策事業実施要領
主な補助対象者	公益社団法人 熊本県畜産協会
補助対象経費	あらかじめ指定された獣医師によるワクチン接種に要した経費のうち、1 頭あたり 36 円を補助する。 ア 流行性感冒発生予防事業 流行性感冒発生予防のため集団的に予防接種ができる地域の飼養牛に対し行われた予防接種による経費。 イ 牛伝染性鼻気管炎発生予防事業 牛伝染性鼻気管炎発生予防のため事業年度生産子牛で家畜市場予定牛に対し行われた予防接種による経費。 ウ アカバネ病発生予防事業 アカバネ病発生予防のため事業年度における繁殖の目的で飼養されているおおむね 3 歳（1 産）以内のめす牛に対して行われた予防接種による経費。
補助率	定額（1 頭 36 円）
補助金の効果測定方法	家畜の伝染性疾病の発生予防と家畜の生産性向上が補助金の目的であり、補助金の目的を鑑みると効果測定指標を数値で設定することは困難であるため設定していない。

(2) 過去 3 年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数（単位：千円・件）

年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算額※	3,600	3,600	3,600
交付確定額	3,600	3,600	3,600

交付先件数	1	1	1
-------	---	---	---

\*上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	○	○	○	-

(4) 監査の結果及び意見

該当なし。

(1) 補助金の概要

No.	80
補助事業名称	熊本県獣医師確保修学資金給付事業
所管課	農林水産部 畜産課
開始年度	平成 28 年度
終了年度	未定
補助目的	熊本県職員獣医師及び県内に勤務する産業動物を対象に診療を行う獣医師等を確保するため。
補助対象事業の概要	公益社団法人熊本県畜産協会が行う、獣医系大学に在籍する学生に対する修学資金の給付に係る事業への補助。
交付要綱などの名称	熊本県獣医師確保修学資金給付事業補助金交付要項 熊本県獣医師確保修学資金給付事業実施要領
主な補助対象者	公益社団法人熊本県畜産協会（最終交付先：獣医学を専攻する学生）
補助対象経費	(1) 修学資金 (2) 事務費等経費 (技術指導事務費、通信運搬費、指導旅費、消耗品費)
補助率	定額
補助金の効果測定方法	学生の就職先の確認。

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額*	19,700	20,060	21,620
交付確定額	16,580	15,740	19,310
交付先件数	1	1	1

\*上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。



(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	○	○	○	-

(4) 監査の結果及び意見

該当なし。

(1) 補助金の概要

No.	81
補助事業名称	農業委員会等振興助成費事業（農業会議活動補助事業）
所管課	農林水産部 農地・担い手支援課
開始年度	平成 28 年度
終了年度	未定
補助目的	一般社団法人熊本県農業会議への活動支援。
補助対象事業の概要	一般社団法人熊本県農業会議における農業委員、農地利用最適化推進委員及び職員の資質向上等の取組を支援する。
交付要綱などの名称	熊本県農林水産業振興補助金等交付要項 農業委員会等振興助成費事業（農業会議活動補助事業）実施要領
主な補助対象者	一般社団法人熊本県農業会議
補助対象経費	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農業委員会等活動強化対策事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業委員会委員・職員研修会の開催</li> <li>・ 農業委員会業務に関する指導</li> <li>・ 農業委員会活動事例集の作成</li> <li>・ 農業及び農業者に関する調査研究</li> <li>・ 農地情報の効率化等に関する農業委員会への研修・指導</li> <li>・ その他付随する活動等</li> </ul> </li> <li>2. 農業改善推進支援（運営事務費） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総会、常設審議委員会の開催</li> <li>・ その他農業会議の業務の遂行に必要な事務費等</li> </ul> </li> </ol>
補助率	10/10 以内
補助金の効果測定方法	実績報告により、補助対象事業の実施状況を確認し、所期の目的を達成できたかを確認している。

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 （単位：千円・件）

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額*	4,627	4,457	4,423
交付確定額	4,627	4,457	4,423
交付先件数	1	1	1

\*上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	○	○	-	-

(4) 監査の結果及び意見

指摘・意見区分	指摘事項・意見
表題	補助対象経費の妥当性について
監査要点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象の適切性、公益上の必要性</li> <li>・県独自の単独補助金としての妥当性</li> <li>・補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性</li> <li>・補助金額の算定及び交付時期についての適切性</li> <li>・補助事業の実績報告についての適切性</li> <li>・補助交付団体への指導・監督についての適切性</li> <li>・補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性</li> <li>・その他</li> </ul>

<発見した事実もしくは現状>

「熊本県農林水産業振興補助金等交付要項」には、別表で

<p>2 県農業会議費</p> <p>熊本県農業会議が、組織運営及び事業を実施するために必要な経費</p> <p>(3) 農業会議活動補助事業</p>
---

「農業委員会等振興助成費事業（農業会議活動補助事業）実施要領」には、農業改善推進支援（運営事務費）の補助対象について、以下のように定められている。

<p>(2) 農業改善推進支援（運営事務費）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総会、常設審議委員会の開催</li> <li>・その他農業会議の業務の遂行に必要な事務費等</li> </ul>
---

令和4年度の本事業の事業実績報告書を確認したところ、報償費として、諸謝金（公認会

計士) @33,000 円×12 か月とあり、法人全体の会計・税務の顧問料であった。(なお補助対象経費から消費税分は除いてある)

また租税公課等として法人県民税 21,000 円、役員変更登記に係る登録免許税等 49,500 円とあった。

#### <問題点>

これらは、熊本県農業会議の組織運営に必要な経費ではあるものの、農業会議の業務の遂行に必要な事務費等とまでは、言い切れない内容と考えられる。熊本県農業会議は他の事業も行っており、法人全体に係る経費を補助対象経費とする妥当性は低く、給料や需用費、賃借料などは、あくまで当該事業に係る経費のみを補助対象としていることとの整合性からも、当該事業に係る分のみを対象とすることが望ましい。

なお、熊本県農業会議の総事業費は当該補助金の予算額を大幅に超えており、例えば法人全体に係る経費を補助対象経費から除外しても、交付する金額に影響がないものであった。

#### <改善策>

現状の「農業委員会等振興助成費事業（農業会議活動補助事業）実施要領」の補助対象経費について、抽象的な表現となっているので、事業との関連性を含め、補助対象経費をより詳細に記載することが望まれる。

#### (1) 補助金の概要

No.	82
補助事業名称	担い手育成支援事業
所管課	農林水産部 農地・担い手支援課
開始年度	平成 26 年度
終了年度	未定
補助目的	農業従事者の減少及び高齢化が進む中、認定農業者等を中心とする担い手を確保し、経営状況に応じたきめ細かい経営支援により、経営力の向上や経営の多角化等を推進し、農業所得の向上を図る。
補助対象事業の概要	<p>○熊本県担い手育成総合支援協議会事業 熊本県担い手育成総合支援協議会が、認定農業者の認定促進や経営改善支援、法人経営の推進、共同申請の推進、経営力向上の支援など担い手の育成・確保のために取り組む活動を支援する。</p> <p>○市町村担い手育成総合支援協議会等事業 市町村担い手育成総合支援協議会、市町村、農業協同組合等が、認定農業者等の担い手育成・確保のために取り組む活動を支援する。</p> <p>(1) 認定農業者の認定促進、経営改善支援、経営(事業)継承の推進、</p>

	法人経営の推進 (2) 農業所得アップの取組支援
交付要綱などの名称	熊本県補助金等交付規則 熊本県農林水産業振興補助金等交付要項 担い手育成支援事業実施要領
主な補助対象者	県および、市町村担い手育成総合支援協議会 市町村 農業協同組合等
補助対象経費	○熊本県担い手育成総合支援協議会事業 熊本県担い手育成総合支援協議会が、認定農業者の認定促進や経営改善支援、法人経営の推進など担い手の育成・確保のための取組みを実施するために必要な経費 (1) 認定農業者の認定促進、経営改善支援、法人経営の推進 ○市町村担い手育成総合支援協議会等事業 市町村担い手育成総合支援協議会、市町村、農業協同組合等が、認定農業者や地域営農組織等の担い手の育成・確保のための取組みを実施するために必要な経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 (1) 認定農業者の認定促進、経営改善支援、 経営(事業)継承の推進、法人経営の推進 (2) 農業所得アップの取組支援
補助率	○熊本県担い手育成総合支援協議会事業 定額 ○市町村担い手育成総合支援協議会等事業 1/2 以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10/10 以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の 1/2 以内を限度とする。
補助金の効果測定方法	事業完了時に「実績報告書」を提出させることとしており、それを基に効果を測定する。

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額*	34,414	28,402	26,803
交付確定額	34,414	27,615	26,577
交付先件数	29	28	28

\*上記予算額は、最終予算額(繰越額を含む)とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	○	○	○	-

(4) 監査の結果及び意見

該当なし。

(1) 補助金の概要

No.	83
補助事業名称	中山間地域基盤整備加速化事業
所管課	農林水産部 農地整備課
開始年度	平成 27 年
終了年度	未定
補助目的	中山間地域において、基盤整備の加速化や農地集積の推進、耕作放棄地の発生防止、地域の持続的発展に資することを目的としている。
補助対象事業の概要	基盤整備の農家負担を軽減するための促進費を交付するもの。
交付要綱などの名称	熊本県農林水産業振興補助金等交付要項 中山間地域基盤整備加速化事業実施要領
主な補助対象者	市町村
補助対象経費	中山間地域における担い手への農地集積を目的に新たな担い手の確保、農地中間管理機構への農地への貸し出し等に応じ、基盤整備に係る農家負担軽減のための経費 (1) 農地集積促進費 中山間地域農地集積促進事業計画に基づき農地集積等を行う地域において基盤整備実施に係る農家負担軽減のための経費 (2) 基盤整備促進費 基盤整備事業採択時点における負担割合とは異なる負担割合の国庫補助事業を活用した場合に増加する農家負担軽減のための経費
補助率	(1) 1/2 以内、(2) 定額
補助金の効果測定方法	(1) 農地集積促進費については、実施主体の市町村長が定める「中山間地域農地集積促進事業計画書」に基づき、定めた事項の達成状況により確認する。 (2) 基盤整備促進費については、国庫補助事業を有効に活用し、基盤整備を加速化することにより事業効果の早期発現を目的としている。

	なお、基盤整備実施によって発現される事業効果は採択時の費用対効果で確認しているため、本事業での指標は設定していない。
--	--

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額*	21,000	27,075	20,980
交付確定額	19,418	16,787	16,909
交付先件数	8	9	7

\*上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	○	○	-	-

(4) 監査の結果及び意見

指摘・意見区分	指摘事項・意見
表題	交付確定通知書の送付遅延について
監査要点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象の適切性、公益上の必要性</li> <li>・県独自の単独補助金としての妥当性</li> <li>・<span style="border: 1px solid black;">補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性</span></li> <li>・補助金額の算定及び交付時期についての適切性</li> <li>・補助事業の実績報告についての適切性</li> <li>・補助交付団体への指導・監督についての適切性</li> <li>・補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性</li> <li>・その他</li> </ul>

<発見した事実もしくは現状>

当該補助金について各種書類を確認したところ、事業実施者である各市町村への「令和4年度中山間地域基盤整備加速化事業補助金交付確定通知書」の送付時期が9月上旬と遅かった。

各市町村からの実績報告書の提出は期日通り4月中（補助事業等の完了の日の翌日から起算して1月を超えない範囲内）になされていたが、当初提出された添付書類の不備が多く、必要な書類が全て整うには時間がかかり、送付が遅れたとのことであった。

<問題点>

農地整備課の他の単独補助金を確認したところ、概ね実績報告書を4月に受理し、交付確

定通知書の送付を5月中旬までに行っていた。

「熊本県農林水産業振興補助金等交付要項」、「中山間地域基盤整備加速化事業実施要領」に、補助金の交付確定通知書の送付時期についての定めはないが、実績報告から半年弱先の送付はあまりに遅く、問題があるといえる。

<改善策>

交付確定通知書の送付時期に定めがないことから、期限のある他の業務を優先することは理解できるものの、実績報告書の受理から一か月以内の交付確定通知書の送付が望ましい。

(1) 補助金の概要

No.	84
補助事業名称	県管理土地改良施設等総合マネジメント事業（農業用ため池管理保全事業）費補助
所管課	農林水産部 農地整備課
開始年度	令和4年度
終了年度	令和8年度
補助目的	近年、豪雨等により多くの農業用ため池が被災し甚大な被害が発生していることから、農業用ため池の情報を適切に把握し、決壊による災害を防止することを目的に調査を行う。
補助対象事業の概要	熊本県ため池協議会が行う防災重点ため池以外のため池に係る管理状況調査及び基礎データ整備に対し、県が調査費の50%を負担する。
交付要綱などの名称	熊本県農林水産業振興補助金等交付要項 熊本県団体営農業農村整備事業事務取扱要領
主な補助対象者	熊本県ため池協議会
補助対象経費	熊本県ため池協議会が行う防災重点ため池以外のため池に係る管理状況調査及び基礎データ整備に必要な経費
補助率	50/100 以内
補助金の効果測定方法	熊本県農林水産業振興補助金等交付要項第13条による実績報告。

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額*	-	-	5,000
交付確定額	-	-	5,000

交付先件数	-	-	1
-------	---	---	---

※上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	○	○	-	○

(4) 監査の結果及び意見

指摘・意見区分	指摘事項・意見
表題	実績報告書の添付書類について
監査要点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象の適切性、公益上の必要性</li> <li>・県独自の単独補助金としての妥当性</li> <li>・補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性</li> <li>・補助金額の算定及び交付時期についての適切性</li> <li>・補助事業の実績報告についての適切性</li> <li>・補助交付団体への指導・監督についての適切性</li> <li>・補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性</li> <li>・その他</li> </ul>

<発見した事実もしくは現状>

令和4年度県管理土地改良施設等総合マネジメント事業（農業用ため池管理保全事業）実績報告書を確認したところ

添付書類
1 事業実績書
2 収支精算書
3 経費の配分及び事業計画の概要

と記載されていた。

「熊本県農林水産業振興補助金等交付要項」には

<p>(実績報告)</p> <p>第13条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、別記第11号様式によるものとする。</p> <p>2 規則第13条に規定する別に定める書類は、次の各号に掲げるとおりとし、その様式は、当該各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 事業実績書 補助事業等ごとに知事が別に定める様式</p> <p>(2) 収支精算書 別記第4号様式</p>
---



(3) その他知事が必要と認める書類

「熊本県団体営農業農村整備事業事務取扱要領」には

(事業実施手続き)

第2条 事業実施の手続きは、以下のとおりとする。

(中略)

7 実績報告

要項第13条第2項第1号の事業実績書及びその他知事が必要と認める書類は、別表8のとおりとする。

(別表8)

別表8 実績報告に係る事業実績書様式及びその他知事が必要と認める書類(第2条第7項関係)

団体営農業農村整備事業 事業型	様式の名称	様式番号等	備考
1 集落基盤整備型	(1)事業実績書: ①経費の配分及び事業計画の概要  (2)その他知事が必要と認める書類: ①平面図 ②主な施工図(標準断面図等) ③着工前写真及びしゅん工写真 ④事業型3は、上記①～③に加え 保全整備事業実績 ⑤事業型4は、上記①～③に加え 地域農業水利施設保全整備事業実施状況報告書	(1)①別記様式第4号	(1)土地改良事業関係補助金交付要綱 別紙第3号 準用
2 農地防災型			
3 基幹水利施設保全型			
4 地域農業水利施設保全型		(2)④別記様式第8号	(2)④交付金実施要領 別紙4-2 別記様式第22号 準用
5 農業基盤整備促進型		(2)⑤別記様式第9号	(2)⑤交付金実施要領 別紙4-2 別記様式第23号 準用
6 農業水利施設保全合理化型			
7 地域用水環境整備型			

と定められている。

県の担当者に確認したところ、実績報告書の事業実績書と経費の配分及び事業計画の概要は同一の書類であった。

<問題点>

上記のとおり、1～3とされているため、添付書類が3つあるように見受けられたが、実際には事業実績書と、経費の配分及び事業計画の概要が同一の書類を指していたため、添付書類は2つであった。添付書類の漏れは無いものの、分かりにくい記載となっていた。

<改善策>

「熊本県団体営農業農村整備事業事務取扱要領」を鑑みるに事業実績書の例示として経費の配分及び事業計画の概要が記載されていると思われる。

したがって、下記のような記載が妥当と考えられる。

添付書類

- 1 事業実績書 (経費の配分及び事業計画の概要)
- 2 収支精算書

(1) 補助金の概要 (個人の特定的おそれがあるため事業名は伏せている)

No.	85
補助事業名称	〇〇事業費補助
所管課	農林水産部 農地整備課
開始年度	令和〇年度
終了年度	未定
補助目的	〇〇施設の持続的機能発揮に必要な維持管理体制の確保を図る。
補助対象事業の概要	〇〇施設の機能を持続的に発揮するため、管理委託先に対し、県が維持管理費の30%を負担する。
交付要綱などの名称	熊本県農林水産業振興補助金等交付要項 〇〇事業事務取扱要領
主な補助対象者	市町村
補助対象経費	県が所有し、管理委託協定に基づき〇〇が行う、〇〇の維持管理に必要な経費
補助率	30/100 以内
補助金の効果測定方法	熊本県農林水産業振興補助金等交付要項第13条による実績報告。

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額*	-	-	-
交付確定額	-	-	-
交付先件数	-	-	-

\*上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	○	○	○	-

(4) 監査の結果及び意見

<発見した事実もしくは現状>

当該補助金について確認したところ、次の事実が確認された。

(職員による不適切な事務処理について)  
 補助金の事務処理について、次の課題がある。  
 (1)A 市に対する割当内示の通知を怠ったほか、同市からの交付申請書を自ら作成し、交付決定を行っている。  
 ～中略～  
 県庁処務規程及び補助金等交付規則等に基づき、適正な事務処理を行うとともに、組織的なチェックを行うこと。

(出所：令和 5 年 9 月 28 日に公表された「熊本県監査委員公告第 16 号」)

包括外部監査時点では既に、事務処理を適正にやり直してあった。今後の不適切な事務処理への防止対応は、令和 6 年 2 月に熊本県のホームページにて公表済みである。

(1) 補助金の概要

No.	86
補助事業名称	中山間農業モデル地区強化事業補助金
所管課	農林水産部 むらづくり課
開始年度	令和 3 年度
終了年度	令和 5 年度
補助目的	中山間地域等において、様々な課題を解決するために、地域自らが話し合い、地域の将来像を描きそれに向かって進める取組みを総合的に支援することで持続可能な中山間地域を目指すため。
補助対象事業の概要	中山間地域等の中からモデル地区農業ビジョンを作成することができる地区を設定し、その地区が行う「モデル地区農業ビジョン」策定の推進や「モデル地区農業ビジョン」に実施に必要な基盤整備、施設整備等を支援する。 平成 29 年度開始。事業組替で令和 3 年度。今年度で終わり。 県内 32 地区のモデル地区。補助による支援を 3 年から 5 年。32 地区に支援が終わったので、今年度で終わりの見込み。
交付要綱などの名称	熊本県中山間農業モデル地区強化事業実施要領
主な補助対象者	土地改良区、JA、農業法人、集落等
補助対象経費	区画拡大、石積補修、用水路更新等の基盤整備、栽培施設、施設・機械の整備等
補助率	定額
補助金の効果測	中山間農業モデル地区における目標達成率 (%)。

定方法	中山間農業モデル地区における取組みの情報発信を行った回数（回）。
-----	----------------------------------

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額*	98,000	78,389	78,400
交付確定額	97,877	78,247	78,344
交付先件数	25	20	17

\*上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	○	○	○	-

(4) 監査の結果及び意見

該当なし。

(1) 補助金の概要

No.	87
補助事業名称	スーパー中山間地域創生事業補助金
所管課	農林水産部 むらづくり課
開始年度	令和3年度
終了年度	令和5年度
補助目的	田園回帰の潮流を全国に先駆けて県内中山間地域へ誘導するため、農林水産業の柱を持ち、新たな経済循環や若者の受入れ等の取組みにより活力ある持続可能な地域を「スーパー中山間地域」として創生し、県内中山間地域の魅力を発信する。
補助対象事業の概要	「スーパー中山間地域」を創生するため、公募により選定された県内3市町村が、地域戦略（スーパー中山間地域として描く地域の将来像、具体的目標及びそれに向けた取組み内容等をまとめた総合計画）を策定し、その地域戦略に基づく取組みを実行することで、将来像の早期実現を目指す。
交付要綱などの名称	熊本県スーパー中山間地域創生事業実施要領
主な補助対象者	市町村、地域協議会、農業者団体等

補助対象経費	地域戦略に基づく取組みに必要な経費（報償費、旅費、一般需用費、原材料費、備品購入費、機械器具費、補助金等）
補助率	2/3 以内
補助金の効果測定方法	熊本県スーパー中山間地域創生事業実施要領第 19 条に基づく事業評価。

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額*		20,000	28,277
交付確定額		20,000	20,211
交付先件数		3	3

\*上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	○	○	○	—

(4) 監査の結果及び意見

該当なし。

(1) 補助金の概要

No.	88
補助事業名称	えづけSTOP!鳥獣被害対策事業補助
所管課	農林水産部 むらづくり課
開始年度	平成28年度
終了年度	未定
補助目的	市町村等における効果的な鳥獣被害対策の推進。
補助対象事業の概要	事業実施主体が指定した地域において、農業者を中心とした地域住民が、事業実施主体や関係機関と連携して、鳥獣被害防止のための「えづけSTOP!」対策の実施に必要な経費を補助。
交付要綱などの名称	えづけSTOP!鳥獣被害対策事業実施要領
主な補助対象者	市町村、地域協議会、地域協議会の構成員である農業協同組合等の民間団体

補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報償費（講師等の謝金、活動に対する日当等）</li> <li>・旅費（講師等の旅費、先進地視察等旅費等）</li> <li>・使用料（会場・機器借上費等）</li> <li>・印刷費（資料等印刷・製本費等）</li> <li>・需用費及び備品費（鳥獣被害対策に係る資材費等）</li> <li>・役務費（郵送料・振込手数料等）</li> <li>・賃借料（機械等のリース代等）</li> <li>・その他、必要な経費</li> <li>・上記のほか県との協議により必要と認める経費</li> </ul>
補助率	定額（鳥類対策：上限 600 千円/1 地区、鳥類以外：上限 300 千円／上限）
補助金の効果測定方法	えづけSTOP！鳥獣被害対策事業実施要領第 10 条に基づく事業効果の検証。

（２）過去 3 年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 （単位：千円・件）

年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算額*	7,500	9,000	9,000
交付確定額	6,435	6,270	8,164
交付先件数	13	12	11

\*上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

（３）必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	○	○	○	-

（４）監査の結果及び意見

該当なし。

（１）補助金の概要

No.	89
補助事業名称	防災・減災・景観保全森林整備事業
所管課	農林水産部 森林整備課
開始年度	令和 2 年度（前身事業は平成 20 年度から）
終了年度	令和 6 年度
補助目的	森林所有者による管理が困難な森林を適正に整備し、公益的機能の高

	度発揮を図るため。
補助対象事業の概要	強度間伐による針広混交林化の促進のための補助。
交付要綱などの名称	熊本県補助金等交付規則 熊本県農林水産業振興補助金等交付要項 防災・減災・景観保全森林整備事業実施要領
主な補助対象者	森林組合、認定事業体、認定非営利活動法人、森林組合員、林研グループ会員
補助対象経費	針広混交林を促進するための強度間伐の実施に必要な経費（森林の現状調査に要する費用、間伐（選木、伐木、枝払い、玉切り、集材、集積）に要する経費、侵入竹除伐（伐竹、枝払い、玉切り、集材）、再生竹除伐及び諸経費）、森林作業道の開設に要する経費
補助率	定額単価
補助金の効果測定方法	事業完了時に「実績報告書」を提出させることとしており、当該報告書により実施面積等を把握している。

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額*	149,748	180,750	159,712
交付確定額	149,105	172,582	155,497
交付先件数	14	18	13

\*上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	○	○	○	○

(4) 監査の結果及び意見

該当なし。

(1) 補助金の概要

No.	90, 91
補助事業名称	熊本県次世代につなぐ森林づくり事業
所管課	農林水産部 森林整備課

開始年度	令和2年度
終了年度	令和6年度
補助目的	人工林の主伐跡地における再造林や広葉樹林へ転換を行うことで、伐採未植栽地の発生を抑制し、県民共有の財産としての森林を次世代へ引き継ぐとともに、森林の健全な育成を図り、地球温暖化や土砂流出の防止、水源涵養など森林の持つ公益的機能の維持向上に資することを目的とする。
補助対象事業の概要	森林環境保全整備事業（国庫）と併用して行う、再造林・シカネット等の設置・下刈りに対する経費の一部を助成する。また、非農地通知等を受けた荒廃農地に対して行う造林等、森林への侵入竹の除去に対する経費の一部を助成する。
交付要綱などの名称	熊本県補助金等交付規則 熊本県農林水産業振興補助金等交付要項 熊本県次世代につなぐ森林づくり事業実施要領
主な補助対象者	森林組合等
補助対象経費	<p>① 再造林促進 皆伐により裸体化した森林の公益的機能を早急に回復するため、再造林に要する経費の一部（苗木代）を支援。また、一貫作業システムにより実施した箇所については伐採者と植栽者の調整経費の一部を支援。</p> <p>② 広葉樹造林推進 水源地上流域等の伐採跡地において、再造林により広葉樹に転換する場合の経費の一部（植栽経費）を支援。</p> <p>③ シカ食害防止施設の設置 シカによる植栽木の食害を防止し、確実な生育を確保するため、シカ食害防止施設の設置に要する経費を支援。</p> <p>④ 保育支援 上記①及び②の造林地における植栽木の確実な生育を確保するため、下刈りに要する経費を支援。</p> <p>⑤ 荒廃農地森林造成 非農地化した荒廃農地に早生広葉樹等の植栽等に必要な経費を支援。</p> <p>⑥ 侵入竹除去 人工林の林木の生育を阻害する侵入竹の除去経費を支援。</p>
補助率	<p>① 再造林促進 苗木代の 32/100 以内。 伐採者と植栽者の調整経費は定額補助。</p> <p>② 広葉樹造林推進 広葉樹植栽経費の 32/100 以内。</p> <p>③ シカ食害防止施設の設置 定額補助。</p>



	④ 保育支援 定額補助。 ⑤ 荒廃農地森林造成 事業費の 68/100 以内。 ⑥ 侵入竹除去 定額補助。
補助金の効果測定方法	事業完了時に「事業実績書」を提出させることとしており、事業実績書を基に効果を測定する。

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和2年度※	令和3年度	令和4年度
予算額※ <sup>1</sup>	338,039	278,051	211,300
交付確定額	159,215	183,003	195,993
交付先件数	34	27	28

※<sup>1</sup> 上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

※<sup>2</sup> 令和2年度は、「旧熊本県森林資源循環利用推進事業」、「熊本県多様で豊かな森林づくり事業」による実績も含む。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	○	○	○	○

(4) ①監査の結果及び意見

指摘・意見区分	指摘事項・意見
表題	検査復命書の記載事項について
監査要点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象の適切性、公益上の必要性</li> <li>・県独自の単独補助金としての妥当性</li> <li>・補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性</li> <li>・補助金額の算定及び交付時期についての適切性</li> <li>・補助事業の実績報告についての適切性</li> <li>・補助交付団体への指導・監督についての適切性</li> <li>・補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性</li> <li>・その他</li> </ul>

<発見した事実もしくは現状>

当該事業では、補助事業者が実施した事業数（申請件数）のうち一定割合について本県の検査員による現地検査を実施している。検査員は「次世代につながる森林づくり事業しゅん工検査復命書」に、実施した『施工市町村名』『事業区分』『申請件数』『事業量（延長・面積）』

『現地検査件数』『備考』を記載することになっているが、当該検査復命書を確認したところ、『現地検査件数』が全件空欄となっていた。当該事業の担当者に確認したところ、農林水産省の事業で当該事業と同様の事業があり（国が68%補助、残り32%を県補助）、当該事業で現地検査を実施しているため、当該事業の検査復命書には『現地検査件数』を記載していないということであった。

<問題点>

当該事業のしゅん工検査が農林水産省の事業と同時に行われた場合であっても、当該事業が県単独事業である以上、当該事業の検査復命書には現地検査を実施したことが分かるようにすべきである。

(県のしゅん工検査)

第13条 局長等は、第12条の完了届の提出があったときは、別に定める熊本県次世代につなぐ森林づくり事業しゅん工検査要領に基づき、しゅん工検査を行うものとする。

(出所：熊本県次世代につなぐ森林づくり事業実施要領)

<改善策>

当該事業のしゅん工検査が農林水産省の事業と同時に行われた場合であっても、「次世代につなぐ森林づくり事業しゅん工検査復命書」に『現地検査件数』を記載すべきである。または、別紙として、農林水産省の事業の検査復命書を添付するなどして、現地検査を行ったことが分かるようにすることが望ましい。

(4) -②監査の結果及び意見

指摘・意見区分	指摘事項・意見
表題	概算払の妥当性について
監査要点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象の適切性、公益上の必要性</li> <li>・県独自の単独補助金としての妥当性</li> <li>・補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性</li> <li>・補助金額の算定及び交付時期についての適切性</li> <li>・補助事業の実績報告についての適切性</li> <li>・補助交付団体への指導・監督についての適切性</li> <li>・補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性</li> <li>・その他</li> </ul>

<発見した事実もしくは現状>

当該事業では、補助事業者の全てに対して概算払いを行っている。概算払いを必要とする理由として、「円滑な事業実施のため、事業資金が必要となるため」などの記載があるが、補助事業者の中には、上場企業などの大会社も含まれている。

<問題点>

「熊本県補助金等交付規則の施行について（通知）」では、以下のように、概算払いについて個々に慎重な検討が求められており、一律に行うことは想定されていない。特に資金余力がある上場企業などに対しては概算払いを行わなくても、当該事業の実施に支障をきたすことはないと考えられる。

第16条関係（補助金等の請求等）

- 1 補助金等の交付は、概算払又は前金払の場合も含めて、補助事業者等の請求に基づいて行うものであること。

また、補助金等の交付請求書及び概算払又は前金払を受けようとする場合に当該請求書に添付すべき関係書類の様式並びに提出期限など補助金等の請求に必要な事項については、個々の要項等で定めるものであること。

- 2 補助金等の交付の目的、補助事業等の内容、交付の相手方等を総合的に勘案して、特に必要と認められる補助金等については、概算払又は前金払により支出することができるものであること。

なお、概算払又は前金払による補助金等の支出に当たっては、補助事業等の進捗度合、補助事業者等の当該補助事業等に要する経費の支出状況等を慎重に検討し、概算払又は前金払の時期、回数及び金額を決定するものであること。

<改善策>

概算払はあくまでも例外的な取扱いであり、補助金の交付の目的、補助事業などの内容、交付の相手方などを総合的に勘案して、個々に概算払いを行うべきかどうか判断することが望ましい。

(1) 補助金の概要

No.	92
補助事業名称	熊本県林建・異業種連携森林整備促進事業
所管課	農林水産部 森林整備課
開始年度	令和4年度
終了年度	令和6年度
補助目的	林業事業者と建設業者等異業種との連携を支援し、路網整備の担い手の確保や異業種から林業への参入を促進するとともに、適切な森林管

	理や効率的な木材搬出等に必要な林業専用道（規格相当）等の路網整備を促進することを目的とする。
補助対象事業の概要	林業事業者が建設業者等異業種との連携により実施する路網整備に対する補助。
交付要綱などの名称	熊本県補助金等交付規則 熊本県農林水産業振興補助金等交付要項 林建・異業種連携森林整備促進事業実施要領
主な補助対象者	森林組合
補助対象経費	①屋根型（欧州型）の道づくり等推進 林業専用道（規格相当）を屋根型（欧州型）で作設する等のかかり増し経費を支援 ②森林作業道開設促進 森林経営計画に基づき林建連携により整備する森林作業道の開設経費を支援
補助率	①屋根型（欧州型）の道づくり等推進 定額補助 ②森林作業道開設促進 事業費の 15/100 以内
補助金の効果測定方法	事業完了時に「事業実績書」を提出させることとしており、事業実績書を基に効果を測定する。

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和2年度 <sup>※2</sup>	令和3年度 <sup>※2</sup>	令和4年度 <sup>※3</sup>
予算額 <sup>※1</sup>	15,570	23,031	23,418
交付確定額	5,549	10,021	12,051
交付先件数	2	1	1

<sup>※1</sup> 上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

<sup>※2</sup> 令和2年度～令和3年度は「旧熊本県林建・異業種連携森林整備促進事業」による実績。

<sup>※3</sup> 令和4年度は「旧熊本県林建・異業種連携森林整備促進事業」による実績も含む。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	○	○	○	○

(4) 監査の結果及び意見

該当なし。

(1) 補助金の概要

No.	93
補助事業名称	くまもとの木とふれあう木育推進事業
所管課	農林水産部 林業振興課
開始年度	令和2年度
終了年度	令和6年度
補助目的	県産木材を利用した地域の特色を活かした木育の活動・取組を推進し、県民、特に次世代を担う子供達が、木の文化や森林・地球環境、木材の良さ及び地域材利用の意義などを理解するとともに、木と親しむ環境が県内に広がっていくことを目的とする。
補助対象事業の概要	子どもたちを対象に、木の特性や木材利用の意義を啓発するイベントを実施するとともに、県産材を用いた木育の取組を行う県内の団体を支援し、県下全域における木育の浸透を目指す。
交付要綱などの名称	熊本県農林水産業振興補助金等交付要項 くまもとの木とふれあう木育推進事業実施要領
主な補助対象者	県等が認定する木育のインストラクターが所属する木育の取組を行う団体等
補助対象経費	①地域型 県産木材を使ったものづくり体験など木育の取組に要する経費 なお、特定の個人、団体、企業の利益を追求するための取組でないこと。 ②全県型 以下の基準をすべて満たし、①の取組を県内  全域において実施する場合に要する経費
補助率	①定額（上限500千円） ②定額（上限4,000千円）
補助金の効果測定方法	事業完了時に「実績報告書」を提出させることとしており、それを基に効果を測定する。

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額※	8,200	8,200	8,200
交付確定額	8,150	8,200	8,200
交付先件数	12	12	13

※上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	○	○	○	○

(4) 監査の結果及び意見

指摘・意見区分	指摘事項・意見
表題	事業費算定における消費税額の計算について
監査要点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象の適切性、公益上の必要性</li> <li>・県独自の単独補助金としての妥当性</li> <li>・補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性</li> <li>・補助金額の算定及び交付時期についての適切性</li> <li>・補助事業の実績報告についての適切性</li> <li>・補助交付団体への指導・監督についての適切性</li> <li>・補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性</li> <li>・その他</li> </ul>

<発見した事実もしくは現状>

別記第1号様式【第5条関係】令和 年度くまもとの木とふれあう木育推進事業（変更）計画書の2事業費の欄外に以下の記載がある。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費税「一般課税」納税義務者は、事業費合計から消費税を除いた金額が補助金額の上限となります。</li> <li>・消費税「一般課税」納税義務者の場合は、消費税額は自己負担額に計上してください。</li> </ul>
---

上記のとおり、消費税「一般課税」納税義務者は、交付要項別表に定める上限の範囲内で事業費合計から消費税額を除いた金額が補助金の上限額となるため、事業費合計に含まれる消費税額を適切に算定する必要がある。

現状、「一般課税」納税義務者の事業費合計に含まれる消費税額の算定にあたり、事業費積算内容に記載のある消費税額を単純に加算して算定しているのみであり、記載されている消費税額についての確認、消費税のかかるものとかからないものの判別についての検討が十分に実施されているとはいえない。

<問題点>

上記の結果、事業費合計に含まれている消費税額の金額が誤っており、補助金上限額算定の適切性が担保されていない。

なお、消費税額の算定が間違っていた事業者については、費用合計が補助限度額（定額）を上回っていたため、結果的に補助金額に変更はない。

<改善策>

事業費を算定するための表に、消費税額を算定するため内訳を網羅した欄を追加し、事業費の項目ごとに消費税額を記載するような形式の変更が望ましい。

当該変更により、消費税がどの事業費について発生しているものか判断が可能となる。また、記載されている消費税額の確認を行うことも重要である。

(1) 補助金の概要

No.	94
補助事業名称	くまもと林業経営者スタートアップ支援事業
所管課	農林水産部 林業振興課
開始年度	令和2年度
終了年度	令和4年度
補助目的	新規林業経営者に対する林業機械等のリース・レンタル導入を支援することにより効率的かつ安定的な林業経営を推進する。
補助対象事業の概要	新規林業経営者に対して、林業機械等のリース・レンタルに係る経費を1/2以内で補助する。
交付要綱などの名称	熊本県補助金等交付規則 熊本県農林水産業振興補助金等交付要項 くまもと林業経営者スタートアップ支援事業実施要領
主な補助対象者	県内に事業所を有し、林業従事日数が概ね210日/年以上、かつ林業経営を始めてから概ね5年以内の新規林業経営者
補助対象経費	林業機械等のリース・レンタルに係る経費
補助率	1/2
補助金の効果測定方法	効果測定は特段行われていない。

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額*	6,720	6,720	6,720
交付確定額	3,126	6,720	6,720
交付先件数	5	6	5

\*上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	—	○	○	○

(4) -①監査の結果及び意見

指摘・意見区分	指摘事項・意見
表題	補助事業者の要件について
監査要点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象の適切性、公益上の必要性</li> <li>・県独自の単独補助金としての妥当性</li> <li>・補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性</li> <li>・補助金額の算定及び交付時期についての適切性</li> <li>・補助事業の実績報告についての適切性</li> <li>・補助交付団体への指導・監督についての適切性</li> <li>・補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性</li> <li>・その他</li> </ul>

<発見した事実もしくは現状>

くまもと林業経営者スタートアップ支援事業実施要領には、以下の記載がある。

<p>(事業内容等)</p> <p>第3条 事業内容、補助事業者等、補助対象経費等は、別表のとおりとする。</p> <p>別表(第3条関係)</p> <p>2 補助事業者等</p> <p>県内に事業所を有し、林業従事日数が概ね210日/年以上(見込みを含む)、かつ林業経営を始めてから概ね5年以内で次の要件を全て満たすものとする。</p>
---

上記のとおり、補助事業者の要件として、林業従事日数が概ね210日/年以上(見込みを含む)必要がある。

令和4年度に提出された「くまもと林業経営者スタートアップ支援事業実施計画書」のうち、年間林業従事日数が0日/年となっている事業実施主体が存在した。

<問題点>

補助事業者の要件の1つに、見込みを含む林業従事日数の記載が定められているが、当該事項について確認体制が不十分である。



<改善策>

補助金交付申請書提出時の確認体制として、補助事業者要件の検討漏れを防ぐために、チェックリストを使用するなど、補助事業者の要件に該当するか否かの判断を漏れなく行うことが望ましい。

なお、当該補助事業は、令和4年度で終了している。今後同様の補助事業を行う場合の留意点として考慮することが望まれる。

(4) - ②監査の結果及び意見

指摘・意見区分	指摘事項・意見
表題	補助事業者の要件について
監査要点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象の適切性、公益上の必要性</li> <li>・県独自の単独補助金としての妥当性</li> <li>・補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性</li> <li>・補助金額の算定及び交付時期についての適切性</li> <li>・補助事業の実績報告についての適切性</li> <li>・補助交付団体への指導・監督についての適切性</li> <li>・補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性</li> <li>・その他</li> </ul>

<発見した事実もしくは現状>

くまもと林業経営者スタートアップ支援事業実施要領には、以下の記載がある。

<p>(事業内容等)</p> <p>第3条 事業内容、補助事業者等、補助対象経費等は、別表のとおりとする。</p> <p>別表 (第3条関係)</p> <p>2 補助事業者等</p> <p>県内に事業所を有し、林業従事日数が概ね210日/年以上(見込みを含む)、かつ林業経営を始めてから概ね5年以内で次の要件を全て満たすものとする。</p>
--

上記のとおり、林業従事日数及び林業を始めてからの年数が補助事業者の要件として定められている。

<問題点>

「林業従事日数」、「林業を始めてからの年数」とともに、「概ね」との前書きがあるが、上記の要領の記載では、申請者ごとに判断が異なる可能性がある。

<改善策>

補助事業者に該当するか否かという重要な箇所については、申請者ごとに判断が異なるような可能性は極力排除することが望ましい。そのため、「林業従事日数」や「林業を始めてからの年数」を明確にし、要領に記載することが重要である。

なお、当該補助事業は、令和4年度で終了している。今後同様の補助事業を行う場合の留意点として考慮することが望まれる。

(1) 補助金の概要

No.	95
補助事業名称	地域の森を守り育てる担い手育成支援事業
所管課	農林水産部 林業振興課
開始年度	平成27年度
終了年度	令和4年度
補助目的	林業研究グループや林業者等の組織する団体が行う森づくり活動や機械導入に関する補助を行うことで、森林を次の世代へ引き継ぐための担い手づくりを推進する。
補助対象事業の概要	(1) 森づくり推進支援事業 (①現地調査・境界確認等 ②集材路開設 ③研修開催) (2) 林業機械導入支援事業 (購入・レンタル)
交付要綱などの名称	熊本県補助金等交付規則 熊本県農林水産業振興補助金等交付要項 地域の森を守り育てる担い手育成支援事業実施要領
主な補助対象者	林業研究グループ又は林業者等の組織する団体 (3戸以上)
補助対象経費	(1) ① 賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料 ② 集材路開設に係る経費 ③ 賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料 (2) 備品購入費、使用料及び賃借料
補助率	(1) ① 定額 (上限: 500千円/団体) ② 定額 (300円/m) ③ 定額 (上限: 220千円/団体) (2) 1/2以内
補助金の効果測定方法	森林整備面積、集材路開設延長。

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額*	17,050	17,130	15,610
交付確定額	8,529	11,965	7,312
交付先件数	5	4	3

\*上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	○	○	○	○

(4) 監査の結果及び意見

該当なし。

(1) 補助金の概要

No.	96
補助事業名称	木質バイオマスエネルギー対策事業
所管課	農林水産部 林業振興課
開始年度	令和2年度
終了年度	令和11年度
補助目的	木質バイオマス加温機への燃料の安定供給に必要な経費補助。
補助対象事業の概要	平成24年度から木質バイオマス資源の有効活用と施設園芸の経営安定を図る「くまもと型地域循環システム」の構築に向けて、燃料供給分野においては低コスト安定供給体制の構築に向け取り組んできたところであり、引き続き各段階での支援や重油ボイラー代替等による需要創出に取り組むことで、循環型社会の構築、事業者の経営安定等に寄与する。
交付要綱などの名称	熊本県補助金等交付規則 熊本県農林水産業振興補助金等交付要項 木質バイオマスエネルギー対策事業（※ 及び農業用木質ペレット支援事業）実施要領 ※R4のみ
主な補助対象者	木質バイオマス燃料製造業者等
補助対象経費	1 木質バイオマス燃料安定供給への支援 安定供給への支援 燃料用丸太高騰対策及び集荷体制強化のための原料調達経費、並びに燃料製造経費、燃料配送経費、商流体制構築経費のうち、木質ペ

	レット換算で税抜 30 円/kg を超える経費 2 スtockヤード整備支援 スtockヤードの賃料に要する経費 3 農業用木質ペレット支援 (R4のみ) 農業用木質ペレットの安定的な供給に要する経費 ※木質ペレットと同等の熱量の重油価格を超えない額 4 ペレットボイラー点検調整支援 (R4のみ) ペレットボイラー点検調整に要する経費
補助率	1、3、4：定額 2：1/2 以内
補助金の効果測定方法	木質ペレットの年間供給量 (t)。 木質ペレット 1 kg 当たりの価格 (円/kg)。

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額*	25,110	20,203	29,769
交付確定額	19,350	20,162	26,782
交付先件数	1	1	1

\*上記予算額は、最終予算額(繰越額を含む)とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	○	○	○	○

(4) 監査の結果及び意見

指摘・意見区分	指摘事項・意見
表題	変更交付決定の時期について
監査要点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象の適切性、公益上の必要性</li> <li>・県独自の単独補助金としての妥当性</li> <li>・補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性</li> <li>・補助金額の算定及び交付時期についての適切性</li> <li>・補助事業の実績報告についての適切性</li> <li>・補助交付団体への指導・監督についての適切性</li> <li>・補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性</li> <li>・その他</li> </ul>

<発見した事実もしくは現状>

当該事業は当初、「1 木質バイオマス燃料安定供給への支援安定供給への支援」及び「2 スtockヤード整備支援」のみが補助対象であったが、令和5年3月8日付で農産園芸課が所管する「農業用木質ペレット支援事業」(令和4年度6月補正予算)と一本化され、「3 農業用木質ペレット支援」及び「4 ペレットボイラー点検調整支援」も補助対象経費に含まれることになった。

令和4年9月15日、当該事業を所管する林業振興課は補助事業者である木質バイオマス燃料製造業者に対して「1 木質バイオマス燃料安定供給への支援」に関する交付決定を行っている。

また、令和5年3月20日付で補助事業者である木質バイオマス燃料製造業者から「木質バイオマスエネルギー対策事業及び農業用木質ペレット支援事業補助金変更交付申請書」が提出され、令和5年3月24日付で「1 木質バイオマス燃料安定供給への支援安定供給への支援」に関する補助金額の増額と、「3 農業用木質ペレット支援」及び「4 ペレットボイラー点検調整支援」に関する変更交付決定を行っている。

<問題点>

林業振興課が所管する「木質バイオマスエネルギー対策事業」及び農産園芸課が所管する「農業用木質ペレット支援事業」は、「熊本県農林水産業振興補助金等交付要項」の別表で「交付決定前着手承認の適用除外」(第9条第2項第3号該当)を受けている。

(事業の補助金等交付決定前着手)

第9条 補助事業者等は、やむを得ない事情により補助金等の交付決定前に事業に着手する必要がある場合は、当該承認申請書(補助事業等ごとに知事が別に定める様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げるもののいずれかに該当するとあらかじめ知事が認めた場合は、適用しない。

- (1) 事業の内容等があらかじめ明らかであり、当該事務又は事業の遂行等の監督を必要としないもの
- (2) 事業が完了し、実績額に基づく申請により交付するもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、当該事業の性質、内容等に応じて交付決定前の事業着手が必要で欠くことができないもの

(出所：熊本県農林水産業振興補助金等交付要項)

補助事業者である木質バイオマス燃料製造業者が提出した変更交付申請書のうち工程表を見ると、補助経費の発生期間は以下のとおりとなっている。

- ・「1 木質バイオマス燃料安定供給への支援安定供給への支援」

令和4年5月から令和5年3月まで

- ・「3 農業用木質ペレット支援」

令和4年10月から令和5年3月まで

・「4 ペレットボイラー点検調整支援」

令和4年10月から令和4年11月まで

補助事業の着手は交付決定（令和4年9月15日）や変更交付決定（令和5年3月24日）の前ではあるものの、「交付決定前着手承認の適用除外」により、手続き上の問題があるとまではいえないが、「3 農業用木質ペレット支援」及び「4 ペレットボイラー点検調整支援」の着手時期が令和4年10月であることを鑑みると、変更交付決定（令和5年3月24日）の時期があまりにも遅すぎる点は改善の余地があると考ええる。

<改善策>

「交付決定前着手承認の適用除外」について、熊本県農林水産業振興補助金等交付要項第9条第2項第3号では、『(前略) 当該事業の性質、内容等に応じて交付決定前の事業着手が必要で欠くことができないもの』としており、本県の行政運営上、やむを得ず交付決定前に着手した事業について包括的に着手前承認を免除するものであり、必要以上に手続きを遅らせることを意図したものではない。

そのため、「交付決定前着手承認の適用除外」が適用できる事業であっても、補助事業者に対して適時に交付申請などを行うように指導し、当該事業も適時に交付決定などを行うことが望ましい。

(1) 補助金の概要

No.	97
補助事業名称	くまもとの木を活かす木造住宅等推進事業
所管課	農林水産部 林業振興課
開始年度	令和2年度
終了年度	令和5年度
補助目的	木造住宅や事業所などの不特定多数の者が訪れる建物の施工、地域の特色を活かした景観づくり及び木製塀の設置に熊本県産の木材や熊本県産の緑化木を積極的に活用し、身近に触れることで県民に県産木材及び県産緑化木の良さを周知啓発し、もって木材の需要拡大を図る。
補助対象事業の概要	県民に品質の確かな県産材に実際に触れてその良さを確認し将来につなげるため、県産材を活用し住宅や事業所等を施工する工務店に対して県産木材等を提供する。また、公益性の高い団体が実施する地域の特色を生かした景観づくりや木製塀の設置に県産材を活用する場合に補助を行う。
交付要綱などの	熊本県補助金等交付規則

名称	熊本県農林水産業振興補助金等交付要項 くまもとの木を活かす木造住宅等推進事業実施要領
主な補助対象者	1 住宅の新築等を行う工務店等 2 地域協議会等公共性が高いと認められる団体 3 地域協議会等公共性の高いと認められる団体や県内の幼稚園・保育所等
補助対象経費	補助事業者が行う次の事業に要する経費 1 県産資材提供事業 住宅の新築等を行う工務店等に対して、下記の建築資材を無償提供することに要する経費 （1）県産木材 （2）県産緑化木 2 木を活かした景観づくり事業 木を活かした景観づくりを目的として、地域協議会等公共性が高いと認められる団体が設置する県産木材を使った案内板、標識、外構施設、ベンチ等の新設又は補修に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 3 木製塀普及促進モデル事業 地域協議会等公共性の高いと認められる団体や県内の幼稚園・保育所等（市町村立のものを除く）が行う県産木材を活用した木製塀設置に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費
補助率	定額
補助金の効果測定方法	事業完了時に「実績報告書」を提出させることとしており、それを基に効果を測定する。

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額*	47,171	58,724	58,724
交付確定額	34,030	58,171	54,190
交付先件数	2	2	2

\*上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	○	○	○	○

(4) 監査の結果及び意見

指摘・意見区分	指摘事項・意見
表題	消費税の申告区分における証拠書類の保管について
監査要点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象の適切性、公益上の必要性</li> <li>・県独自の単独補助金としての妥当性</li> <li>・補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性</li> <li>・補助金額の算定及び交付時期についての適切性</li> <li>・補助事業の実績報告についての適切性</li> <li>・補助交付団体への指導・監督についての適切性</li> <li>・補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性</li> <li>・その他</li> </ul>

<発見した事実もしくは現状>

補助金の交付において、消費税を免税又は簡易課税により申告している事業実施者には消費税を含めたところで交付をし、本則課税により申告をしている事業実施者には、消費税を除いたところで交付している。当該事業のうち、当初は二者とも簡易課税事業者であり、これについては県の担当者が電話で確認し、その結果を、「令和4年度くまもとの木を活かす木造住宅等推進事業補助金交付決定について（伺い）」の中で記載している。

また、うち一者は「令和4年度くまもとの木を活かす木造住宅等推進事業補助金交付申請書」提出時点では、簡易課税事業者であったが、その後、事業実施者が「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を税務署に提出したことで本則課税へ変更となった。なお、補助金の交付確定の段階で適正に減額されたものと思われる。

<問題点>

電話で確認しただけでは、聞き間違いや言った言わないのリスクがある。申告区分いかなにより、補助金の交付額が変わるものであり、消費税の申告区分についての根拠となる書類がないことには問題があるといえる。

<改善策>

交付金額にかかわる重要な部分であるため、事業実施者本人が作成のうえ、同意書などの書類として作成、保存することが望ましい。また、提出後に申告区分が変更になることも起こりうるため、消費税の申告区分が変更になった場合には速やかに報告するよう注意喚起を促す必要もあると考えられる。

(1) 補助金の概要



No.	98
補助事業名称	くまもと間伐材利活用推進事業
所管課	農林水産部 林業振興課
開始年度	令和2年度
終了年度	令和4年度
補助目的	間伐の実施を早急に必要とする森林について間伐を推進するとともに、間伐材の利活用の拡大を図るため、間伐材流通経費等の一部を助成し、森林所有者等の間伐意欲を喚起することにより、県内の森林の適正な森林整備に資するほか、間伐材の安定供給を推進することを目的として実施する。
補助対象事業の概要	間伐材の利活用拡大を図るための間伐材流通経費等に対する助成。
交付要綱などの名称	熊本県補助金等交付規則 熊本県農林水産業振興補助金等交付要項 くまもと間伐材利活用推進事業実施要領
主な補助対象者	【補助事業者】市町村 【事業主体】①森林組合、②森林経営計画の認定を受けた森林所有者等、③労確法に基づき知事の認定を受けた林業事業体、④「熊本県版育成経営体「くまもとの森林を守り育てる林業経営体」の選定要領」に基づき認定を受けた経営体
補助対象経費	間伐材を素材市場や製材工場等へ出荷した森林所有者等に対して、当該森林が所在する市町村が間伐材流通に要する経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費。
補助率	10/10以内。ただし、事業主体に係る補助対象経費の1/2以内を限度とする。また、素材市場に出荷した場合は、上限1,700円/m <sup>3</sup> 、製材工場等に直送した場合は上限1,200円/m <sup>3</sup> 、中間土場に出荷した場合は上限900円/m <sup>3</sup> 、とする。
補助金の効果測定方法	効果測定は特段行われていない。

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額※	100,081	96,401	91,680
交付確定額	97,426	94,066	89,587
交付先件数	30 市町村	29 市町村	30 市町村

※上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	○	○	—	△ 一部添付なし

(4) 監査の結果及び意見

指摘・意見区分	指摘事項・意見
表題	確認検査における書類の不備及び所管課のチェック不備について
監査要点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助対象の適切性、公益上の必要性</li> <li>・ 県独自の単独補助金としての妥当性</li> <li>・ <span style="border: 1px solid black;">補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性</span></li> <li>・ 補助金額の算定及び交付時期についての適切性</li> <li>・ 補助事業の実績報告についての適切性</li> <li>・ 補助交付団体への指導・監督についての適切性</li> <li>・ 補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性</li> <li>・ その他</li> </ul>

<発見した事実もしくは現状>

「くまもと間伐材利活用推進事業実施要領」においては、検査について下記のとおり定めている。

第13 検査

(1)～略～

(2)所管の広域本部長(阿蘇及び球磨地域振興局管内にあっては所管の地域振興局長、県央広域本部管内にあっては上益城地域振興局長。以下「広域本部長等」という。)は、補助事業者から第12による工事完成報告書の提出があった場合、国庫補助を受けて間伐を実施したものについては書類検査、国庫補助を受けずに間伐を実施したものについては書類検査及び現地検査を実施するものとする。

なお、国庫補助を受けて間伐を実施したものについては、確認検査復命書(別記第9号様式)、実施一覧(別記第11号様式)、国庫補助を受けずに間伐を実施したものについては、確認検査復命書(別記第10号様式)、実施一覧(別記第12号様式)をそれぞれ作成し、農林水産部長に提出しなければならない。

また、検査箇所の選定及び決定については、広域本部長等が行うものとする。

#### ア 書類検査

(ア) 事業実施主体が受託して実施したものについては、契約関係(受託契約、作業依頼書等)の確認(実施箇所の1割以上)

(イ) 森林所有者が実施主体の場合(自ら作業を行った場合)、森林経営計画の認定を受けているかどうかの確認(実施箇所の1割以上)

(ウ) 森林簿等による樹種、林齢及び面積の確認(実施箇所の1割以上)

(エ) 伝票等による補助対象材(樹種がスギ・ヒノキで、材長2メートル以上のA~C材)の確認と数量の確認(実施箇所の1割以上)

(オ) 1ヘクタール当たりの間伐材出荷量が第6の(7)を満たしているかの確認(実施箇所の1割以上)

(カ) 森林計画図による施行箇所位置図により、林道等から100メートル以上の森林であるかの確認(実施箇所の1割以上)

(キ) 市町村検査復命書の確認

#### イ 現地検査

現地検査は、国庫補助を受けずに間伐を実施したものについて行うこととし、補助事業者が現地調査した以外のもので、全実施箇所の1割以上を抽出により行うものとする。

(ア) 間伐実施林の確認と、樹種がスギかヒノキであることの確認

(イ) 間伐木の伐根の年輪により5~18齢級であるかの確認

(ウ) 間伐実施林の状況による間伐面積及び出荷伝票の数量の妥当性の確認

令和4年度検査調書を閲覧したところ、美里町及び御船町の実施一覧において検査を実施した証跡が確認できなかった。

また、球磨地域振興局及び天草広域本部については、実施一覧が添付されていなかった。

#### <問題点>

検査結果が証跡として残されていない場合、要領に定められた検査が適切に実施されたかどうか不明であるだけでなく、要領などに従って補助事業自体が適切に実施されたかどうか疑念が残ることとなる。

また、本来であれば検査書類が農林水産部長に提出された際に、林業振興課のチェックによって正しく是正されるべきであるが、是正されることなく補助事業が完了し、林業振興課のチェックが有効に機能していなかったと思われる。

#### <改善策>

林業振興課より広域本部に確認を取ってもらったところ、書類検査などは適切に実施されていたが、提出した書類に不備があったとの回答を得た。

今回の林業振興課のチェックの不備の要因は、チェックを実施する担当者及び上位者の単純な確認不足によるものと考えられ、十分留意して確認を行う必要がある。

また、このようなチェックの漏れなどを防止するためには、担当者が誰であっても適切にチェックが実施できるよう、チェックリストを作成するなどの体制整備が有用である。

(1) 補助金の概要

No.	99
補助事業名称	くまもと県産木材 S C M構築対策事業
所管課	農林水産部 林業振興課
開始年度	令和4年度
終了年度	令和5年度
補助目的	ウッドショック等による輸入材の供給リスクの顕在化により県産材への期待が高まるとともに、改正木材利用促進法施行により民間も含めた建築物の木造化を推進するため、県産材のサプライチェーン構築により、品質の確かな県産材の安定供給体制構築を図る。
補助対象事業の概要	補助対象者が行うシステム整備（木材製品の在庫管理等に関するオンラインシステム）、組織の運営、ストックヤードを活用した物流実証、品質の確かな木材（日本農林規格の機械等級区分構造用製材）の生産に必要な経費の一部を補助。
交付要綱などの名称	熊本県補助金等交付規則 熊本県農林水産業振興補助金等交付要項 くまもと県産木材 S C M構築対策事業実施要領
主な補助対象者	くまもと県産材 S C M協同組合
補助対象経費	技術者給、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料
補助率	1/2 以内
補助金の効果測定方法	実績報告書により確認。

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額※			14,920
交付確定額			11,033
交付先件数			1

※上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	-	○	○	○

(4) 監査の結果及び意見

該当なし。

(1) 補助金の概要

No.	100
補助事業名称	竹たけのこ生産支援事業
所管課	農林水産部 林業振興課
開始年度	令和4年度
終了年度	令和6年度
補助目的	本県では、全国有数の竹産業先進地であるが、竹林所有者の高齢化・不在村化等により生産量が伸び悩んでいる。また脱プラスチックや自然志向が高まっている中、建築資材原料や加工食品等新たな竹やたけのこの需要が求められていることから、意欲ある生産者や伐竹業者が主体となり、竹材・たけのこ生産を行う体制を整備することにより竹産業の振興を図ることを事業目的とする。
補助対象事業の概要	意欲ある事業主体が地域の竹林所有者3戸以上の所有林を対象として行う集約化した竹林整備、及び新規生産者等が行う生産技術向上のための講習等に係る経費の支援。
交付要綱などの名称	熊本県補助金等交付規則 熊本県農林水産業振興補助金等交付要項 熊本県特用林産物関係補助事業実施要領
主な補助対象者	伐竹事業者、森林組合、林研グループ、NPO法人等
補助対象経費	地域の竹林(所有者3戸以上)の集約化・整備に関する次の取組みに要する経費、もしくは、当該経費に対して市町村が補助する場合における当該補助に要する経費 (1) 竹林整備計画作成 (2) 竹林整備 (3) 簡易作業道整備 (4) 伐竹機械等導入(レンタル及びリースに限る) (5) 安全・省力化装備の導入(防護スボン、アシストスーツなど) (6) 講習会の開催 (7) 伐竹用フェンソー等の導入

	※(2)竹林整備は必須とする。
補助率	定額、または 1/2 以内
補助金の効果測定方法	竹林整備面積。

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額*			5,881
交付確定額			5,496
交付先件数			2

\*上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	-	○	○	○

(4) 監査の結果及び意見

該当なし。

(1) 補助金の概要

No.	101
補助事業名称	シカによる森林被害地域対策支援事業
所管課	農林水産部森林保全課
開始年度	令和2年度
終了年度	令和6年度
補助目的	シカ被害防止のため地域独自の被害防止対策を推進するための補助。
補助対象事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域協議会が行うセミナー・技術講習会開催及び罾やICT機器等導入への支援。</li> <li>・モデル地域における捕獲手法検証、ICT機器設置による実証・技術普及やドローンによる生態状況調査等への補助。</li> </ul>
交付要綱などの名称	熊本県農林水産業振興補助金等交付要項 シカによる森林被害地域対策支援事業実施要領
主な補助対象者	地域協議会
補助対象経費	①林業者によるシカ捕獲技術向上に向けた取組み（基礎知識セミナー

	一、わな設置研修会、止め刺し講習会等の開催等 ② ICT導入等による効率的な捕獲手法の検証に要する経費 ・モデル地域における捕獲手法の検討に要する経費（箱わなリース・設置、くくりわな購入・設置、囲いわな購入・設置等） ・ICT導入促進・技術向上に要する経費（センサー機器設置・管理、管理・運用講習会の開催、ドローンによる撮影等）
補助率	10/10
補助金の効果測定方法	シカの捕獲頭数など。

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額*	4,800	4,800	4,800
交付確定額	4,504	4,800	4,796
交付先件数	2	3	4

\*上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	○	○	○	○

(4) 監査の結果及び意見

指摘・意見区分	指摘事項・意見
表題	補助事業の要領に記載すべき事項について
監査要点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象の適切性、公益上の必要性</li> <li>・県独自の単独補助金としての妥当性</li> <li>・補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性</li> <li>・補助金額の算定及び交付時期についての適切性</li> <li>・補助事業の実績報告についての適切性</li> <li>・補助交付団体への指導・監督についての適切性</li> <li>・補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性</li> <li>・その他</li> </ul>

<発見した事実もしくは現状>

当該事業では、補助対象経費として ICT 機器などの備品類があるため、財産の処分の制限

に関する期間を別に定めなければならない。そのため、当該事業では以下の体系で当該期間を定めている。

<p>熊本県補助金等交付規則          (財産の処分の制限)          第 21 条 2 補助事業者等は、前項に規定する財産については、別に定める期間、知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。</p>
<p>熊本県農林水産業振興補助金等交付要項          (財産の処分の制限)          第 17 条 規則第 21 条第 2 項に規定する期間は、補助事業等ごとに別に定める。</p>
<p>シカによる森林被害地域対策支援事業補助金交付決定通知書          補助等の条件          6 事業により取得し、又は効用の増加した財産について、当該年度の翌年度から起算して 5 年間は、知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。</p>

一方で、「シカによる森林被害地域対策支援事業実施要領」には、財産の処分の制限に関する期間について規定がない。

<問題点>

当該事業では、財産の処分の制限に関する期間が「交付決定通知書」で定められているものの、本来は補助金の募集時に公表される「シカによる森林被害地域対策支援事業実施要領」に規定することが望ましい。

「交付決定通知書」は補助金額の交付を決定するための書類であり、交付条件については規則や要項及び要領で定めるべきである。「交付決定通知書」の『補助等の条件』欄には規則や実施要項及び実施要領に記載している事項のうち、補助事業者に再度強調したい事項などを記載することは問題ないが、要領で特に定めのない事項を新たに付け加えるべきではない。

<改善策>

「シカによる森林被害地域対策支援事業実施要領」に財産の処分の制限に関する期間を定めることが望ましい。

(1) 補助金の概要

No.	102
補助事業名称	熊本県県民の未来につなぐ森づくり事業（森林公園の整備・機能充実）



所管課	農林水産部 森林保全課
開始年度	令和2年度
終了年度	令和6年度
補助目的	老朽化した森林公園施設整備実施のための補助。
補助対象事業の概要	既存森林公園における市町村等の公園整備等に対する助成。
交付要綱などの名称	熊本県農林水産業振興補助金等交付要項 熊本県県民の未来につなぐ森づくり事業実施要領
主な補助対象者	市町村
補助対象経費	① 森林整備（植栽、下刈、除間伐、枝打ち） ② 路網整備（歩道又は作業道の開設・補修） ③ 標識類整備（樹名板、標識及び案内板の設置・補修、パンフレット類の作成等） ④ 休憩施設（木製東屋、木製ベンチ、木製テーブル等の設置・補修） ⑤ 安全防護施設（木製防護柵及び階段工等の設置・補修） ⑥ 利便性向上施設（簡易トイレ及び給排水施設等の設置・補修）
補助率	10/10 上限250万円
補助金の効果測定方法	森林公園への入込者数など。

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額*	26,317	26,100	24,840
交付確定額	23,177	25,203	24,387
交付先件数	12	16	15

\*上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	○	○	○	○

(4) 監査の結果及び意見

指摘・意見区分	指摘事項・ <u>意見</u>
表題	補助事業の要領に記載すべき事項について
監査要点	・補助対象の適切性、公益上の必要性

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県独自の単独補助金としての妥当性</li> <li>・ 補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性</li> <li>・ 補助金額の算定及び交付時期についての適切性</li> <li>・ 補助事業の実績報告についての適切性</li> <li>・ 補助交付団体への指導・監督についての適切性</li> <li>・ 補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性</li> <li>・ その他</li> </ul>
--	--

< 発見した事実もしくは現状 >

当該事業では、補助対象経費として森林公園の施設整備などがあるため、財産の処分の制限に関する期間を別に定めなければならない。そのため、当該事業では以下の体系で当該期間を定めている。

<p>熊本県補助金等交付規則 (財産の処分の制限)</p> <p>第 21 条 2 補助事業者等は、前項に規定する財産については、別に定める期間、知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。</p>
<p>熊本県農林水産業振興補助金等交付要項 (財産の処分の制限)</p> <p>第 17 条 規則第 21 条第 2 項に規定する期間は、補助事業等ごとに別に定める。</p>
<p>熊本県県民の未来につなぐ森づくり事業補助金交付決定通知書 補助等の条件</p> <p>6 事業により取得し、又は効用の増加した財産について、当該年度の翌年度から起算して 5 年間は、知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。</p>

一方で、「熊本県県民の未来につなぐ森づくり事業実施要領」には、財産の処分の制限に関する期間について規定がない。

< 問題点 >

当該事業では、財産の処分の制限に関する期間が「交付決定通知書」で定められているものの、本来は補助金の募集時に公表される「熊本県県民の未来につなぐ森づくり事業実施要領」に規定することが望ましい。

「交付決定通知書」は補助金額の交付を決定するための書類であり、交付条件については規則や要項及び要領で定めるべきである。「交付決定通知書」の『補助等の条件』欄には規則や実施要項及び実施要領に記載している事項のうち、補助事業者に再度強調したい事項

などを記載することは問題ないが、要領などで特に定めのない事項を新たに付け加えるべきではない。

<改善策>

「熊本県県民の未来につなぐ森づくり事業実施要領」に財産の処分の制限に関する期間を定めることが望ましい。

(1) 補助金の概要

No.	103, 104
補助事業名称	単県治山（市町村営）事業
所管課	農林水産部 森林保全課
開始年度	平成 11 年度
終了年度	未定
補助目的	公共の利益の保護、林業生産基盤の確保及び民生の安定を図るため。
補助対象事業の概要	国庫補助の対象とならない山地災害（保安林外）の復旧を行う市町村に対する助成。
交付要綱などの名称	熊本県農林水産業振興補助金等交付要項 熊本県単独治山事業実施要領
主な補助対象者	市町村
補助対象経費	市町村が熊本県単独治山事業実施要領に基づき実施する次の事業に要する経費（本工事費 及び工事雑費に限る） 1 単独補助治山事業 2 自然災害復旧事業
補助率	県地域防災計画箇所に該当するもの →2/3 以内 県地域防災計画箇所以外で市町村地域防災計画に該当するもの →1/2 以内
補助金の効果測定方法	当該事業は災害復旧を目的に行う事業であり、施設が整備されることで効果が発揮されることから、県の完了確認検査をもって効果を確認している。

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額※	153,997	201,251	100,916
交付確定額	24,578	104,190	80,261

交付先件数	12	32	12
-------	----	----	----

※上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	○	○	○	○

(4) 監査の結果及び意見

該当なし。

(1) 補助金の概要

No.	105
補助事業名称	持続的養殖生産推進事業(暴風雪による被害を受けたノリ網等の資材撤去事業分)
所管課	農林水産部 水産振興課
開始年度	令和4年度
終了年度	令和4年度
補助目的	令和5年1月の暴風雪被害に伴い破損した、有明海のノリ養殖施設の撤去、一時保管に要する費用の一部を支援し、被害を受けたノリ網等の速やかな撤去を促進し、持続的な養殖環境の保全につなげること。
補助対象事業の概要	令和5年1月の暴風雪被害を受けたノリ養殖業者の、ノリ養殖施設の速やかな撤去及び処分までの一時保管に要する経費への支援。
交付要綱などの名称	熊本県農林水産業振興補助金等交付要項
主な補助対象者	熊本県漁業協同組合連合会
補助対象経費	暴風雪により被害を受けたノリ網等の資材撤去に要する経費 ① ノリ網等の資材の陸揚げ及び保管場所までの運搬に要する経費 ② ノリ網等の資材を保管場所で、適切に保管するための資材の購入に要する経費
補助率	定額
補助金の効果測定方法	該当なし(暴風雪で被害を受けたノリ網等の早期撤去を目的とした事業であるため、特段のKPIは設定されていない。)

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額*			20,000
交付確定額			7,158
交付先件数			1

\*上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	—	○	○	—

(4) 監査の結果及び意見

指摘・意見区分	指摘事項・意見
表題	収支予算書、実績報告書における補助対象経費項目の記載内容について
監査要点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象の適切性、公益上の必要性</li> <li>・県独自の単独補助金としての妥当性</li> <li>・補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性</li> <li>・補助金額の算定及び交付時期についての適切性</li> <li>・補助事業の実績報告についての適切性</li> <li>・補助交付団体への指導・監督についての適切性</li> <li>・補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性</li> <li>・その他</li> </ul>

<発見した事実もしくは現状>

交付申請書に添付されている収支予算及び、実績報告書に添付されている収支精算書の「支出の部」に記載されている経費区分について、以下のように記載されている。

区分	予算額（精算額）	備考
1 ノリ網等の資材の陸揚げ及び保管場場所までの運搬に要する経費	X, XXX, XXX	重機
2 ノリ網等の資材を保管場所で、適切に保管するための資材の購入に要する経費	X, XXX, XXX	フレコンバッグ ノリ網洗浄剤 ビニール袋

		保管用シート等
--	--	---------

<問題点>

補助金交付申請書、及び実績報告書の記載様式の注意書きでは、「区分」欄の記載について以下のように記載されている。

<p>(注) 区分欄の記入方法</p> <p>1 (前略) 支出の部の区分欄は(賃金、旅費、消耗品費、通信運搬費、工事費、用地買収費、補償費、工事雑費・・・等)を記入し、計欄は事業費総額とすること。</p> <p>(以下略)</p>
--

これは、経費の詳細について、経費支払の形態に基づき明瞭に分類することを求めているものである。

経費の分類は支払い形態に基づく「形態別分類」と経費の効果に基づく「機能別分類」(主要材料費、補助材料費、等)とがあるが、証憑との突合や、支払内容の明瞭化の観点から、形態別分類による記載を求めているものと考えられている。

この点について、現状の記載方法は機能別分類に近い記載方法であり、上記の注意書きに沿った記載になっていない。

<改善策>

例えば、「需用費」「賃借料」「工事請負費」といったように、経費の形態別に区分を記載するようにすることが望ましい。

(1) 補助金の概要

No.	106
補助事業名称	漁民の森づくり事業
所管課	農林水産部 水産振興課
開始年度	令和2年度
終了年度	令和6年度
補助目的	川上から川下が連携した取組みを県内各地で展開し、災害に強い森づくりの重要性についてPRし、森づくりの重要性について県民に理解醸成につなげること。
補助対象事業の概要	漁業関係団体等が行う森づくり活動への支援。
交付要綱などの名称	熊本県農林水産業振興補助金等交付要項

主な補助対象者	熊本県漁業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業者等の組織する団体
補助対象経費	(1)植栽、下刈り、間伐、枝打ち、つる切りの森林整備作業に要する経費 (2) 森林整備作業に必要な歩道の作設及び補修に要する経費 (3) 海岸等の清掃に係る経費
補助率	(1)2,000千円以下は100/100、(2)3,000千円以下の2,000千円を超える分は70/100
補助金の効果測定方法	該当なし（災害からの県民の安全安心及び県民の森づくりへの理解醸成をはかることが目的であり、特段のKPIは設定されていない。）。

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額 <sup>※1</sup>	19,824	19,824	19,824
交付確定額	14,797	12,285	6,033
交付先件数 <sup>※2</sup>	19	11	5

<sup>※1</sup> 上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

<sup>※2</sup> 直接の補助金交付先は熊本県漁業協同組合連合会の1件のみであるが、実際には同連合会から各事業者に交付している

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	-	○	○	-

施設・設備の購入に関する補助金ではないため、検査調書は徴求していない。また、概算払いは行っていない。

(4) 監査の結果及び意見

該当なし。

(1) 補助金の概要

No.	107
補助事業名称	稼げる水産業づくり推進事業（稼げる水産業づくり事業）
所管課	農林水産部 水産振興課
開始年度	令和4年度
終了年度	令和6年度
補助目的	浜の活力再生のため、「販売力強化」「ブランド力向上」「適正な流通対

	策」の総合的な取組みを推進し、稼げるための水産業づくりの支援を行う。
補助対象事業の概要	漁家所得の向上や地域の活性化を図るため、漁業者等による 6 次産業化へ向けた取組みを支援。
交付要綱などの名称	熊本県農林水産業振興補助金等交付要項
主な補助対象者	漁業協同組合
補助対象経費	漁村地域の活性化や漁家所得の向上を図るため、漁業者や漁協が行う 6 次産業化等に向けた取組に要する経費
補助率	対象経費の 1/2 以内
補助金の効果測定方法	水産物の販売先の増加件数や販売金額の実績。

(2) 過去 3 年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算額*			5,950
交付確定額			5,277
交付先件数			6

\*上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	-	○	○	-

施設・設備の購入に関する補助金ではないため、検査調書は徴求していない。また、概算払いは行っていない。

(4) 監査の結果及び意見

該当なし。

(1) 補助金の概要

No.	108
補助事業名称	有明海・八代海再生事業
所管課	農林水産部 水産振興課
開始年度	平成 30 年度



終了年度	令和5年度
補助目的	八代海沿岸域においてエビ類の共同放流を実施し、八代海におけるエビ類の資源回復と漁業経営の収益性の向上を図るため。
補助対象事業の概要	八代海エビ類共同放流協議会が行うエビ類共同放流への支援。
交付要綱などの名称	熊本県農林水産業振興補助金等交付要項
主な補助対象者	八代海エビ類共同放流協議会
補助対象経費	八代海におけるクルマエビ等のエビ類の共同放流事業に要する経費
補助率	対象経費の1/2以内
補助金の効果測定方法	エビ類の放流実績尾数。

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額*	4,750	4,750	4,513
交付確定額	4,750	4,750	4,513
交付先件数	1	1	1

\*上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	-	○	○	-

施設・設備の購入に関する補助金ではないため、検査調書は徴求していない。また、概算払いは行っていない。

(4) 監査の結果及び意見

該当なし。

(1) 補助金の概要

No.	109
補助事業名称	さかなを守り育む豊かな海づくり事業（共同放流事業）
所管課	農林水産部 水産振興課
開始年度	令和2年度

終了年度	令和6年度
補助目的	関係機関が連携し、共同放流による効率的な種苗放流を行い、資源添加効果の向上を図る。
補助対象事業の概要	共同放流を推進するため、熊本県栽培漁業地域展開協議会の活動や放流放流への支援。
交付要綱などの名称	熊本県農林水産業振興補助金等交付要項
主な補助対象者	熊本県栽培漁業地域展開協議会
補助対象経費	1 栽培漁業地域展開協議会の活動に要する経費 2 資源造成型栽培漁業の実践に要する経費（種苗の購入・中間育成・放流・調査等に要する経費）
補助率	対象経費の1/2以内
補助金の効果測定方法	放流実績尾数。

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額*	47,748	47,748	47,748
交付確定額	47,748	47,748	47,748
交付先件数	1	1	1

\*上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	○	○	○	-

(4) 監査の結果及び意見

該当なし。

(1) 補助金の概要

No.	110
補助事業名称	赤潮対策事業(赤潮早期対策事業)
所管課	農林水産部 水産振興課
開始年度	平成22年度

終了年度	未定
補助目的	発生初期の赤潮駆除剤の散布を支援し、赤潮による養殖魚の被害低減を図ること。
補助対象事業の概要	漁業者が行う、赤潮発生初期の赤潮駆除剤の散布。
交付要綱などの名称	熊本県農林水産業振興補助金等交付要項
主な補助対象者	熊本県海水養殖漁業協同組合
補助対象経費	漁業者が赤潮初期発生海域で実施す赤潮防除剤散布作業に要する経費
補助率	定額
補助金の効果測定方法	該当なし（発生初期の赤潮を、赤潮防除剤等の散布により駆除する取り組みを支援することが目的であり、特段のKPIは設定されていない。）。

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額*	4,030	3,142	3,879
交付確定額	533	3,142	3,879
交付先件数	1	1	1

\*上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	-	○	○	-

(4) 監査の結果及び意見

該当なし。

(1) 補助金の概要

No.	111
補助事業名称	くまもとの魚海外市場ターゲット事業
所管課	農林水産部 水産振興課
開始年度	令和元年度
終了年度	令和5年度
補助目的	県産水産物の輸出拡大に向けた産地での仕組みづくりと海外市場への

	輸出促進の取組みを支援する。
補助対象事業の概要	①熊本県海水養殖漁業協同組合の間屋機能を活用した産地での仕組みづくりを支援。 ②「熊本県水産物輸出促進協議会」が実施する輸出拡大に向けた取組みを支援。
交付要綱などの名称	熊本県農林水産業振興補助金等交付要項
主な補助対象者	①熊本県海水養殖漁業協同組合 ②熊本県水産物輸出促進協議会（R3～）
補助対象経費	①産地での輸出製品の供給体制の整備や新たな輸出製品の掘り起こしなど、輸出拡大へ向けた仕組みづくりに要する経費 ②県産養殖魚の海外市場への販路拡大の取組みに要する経費
補助率	①10/10 ②対象経費の1/2以内
補助金の効果測定方法	水産物輸出実績調査による輸出金額の増減。

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額*	4,675	3,800	4,000
交付確定額	2,520	3,800	4,000
交付先件数	1	2	2

\*上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	-	○	○	-

(4) 監査の結果及び意見

該当なし。

(1) 補助金の概要

No.	112
補助事業名称	熊本県産アサリブランド再生事業（産地偽装防止プロジェクト）

所管課	農林水産部 水産振興課
開始年度	令和3年度
終了年度	令和4年度
補助目的	産地偽装問題で失われた「熊本県産あさり」のブランド力を復活させるためには、県産あさを消費者に確実に届けることができる流通体制を構築する必要がある。 このため、①熊本県漁連が認定する「認定工場」において加工工程を見える化するための監視カメラを設置する。②他産地産あさりの混入を防ぐことができ、調達ルートをデータベースに記録するトレーサビリティシステム（「熊本県産あさり産地証明システム」）を開発する。③当該システムを運用していくにあたり利用者向けのコールセンターを設置する。
補助対象事業の概要	県産あさを消費者に確実に届けることができる流通体制づくりの支援。
交付要綱などの名称	熊本県農林水産業振興補助金等交付要項 熊本県産アサリブランド再生事業実施要領
主な補助対象者	①・③熊本県漁業協同組合連合会 ②熊本県産あさりバリューチェーン改善協議会
補助対象経費	①認定工場への監視カメラの設置費用 ②デジタル技術を活用した「熊本県産あさり産地証明支援システム」の開発及び改良費用 ③あさり産地証明システムに係るコールセンターの設置費用
補助率	①～③定額
補助金の効果測定方法	①監視カメラの設置数。 ②システム開発及び改良を目的とするため特段のKPI設定はなし。 ③システムに関する問合せ数。

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額*			33,215
交付確定額			33,215
交付先件数			2

\*上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	○	○	○	-

(4) 監査の結果及び意見

該当なし。

(1) 補助金の概要

No.	113
補助事業名称	熊本県産アサリブランド再生事業（県産アサリの出荷停止・販路再構築）
所管課	農林水産部 水産振興課
開始年度	令和3年度
終了年度	令和4年度
補助目的	産地偽装問題で失われた「熊本県産あさり」のブランド力を復活させるためには、県産あさを消費者に確実に届けることができる流通体制を構築する必要がある。 このため、県産あさりの出荷再開に向けた漁場保全活動及び出荷の際の荷姿の統一等出荷再構築の取組を行うことで、産地偽装を防止し、ブランド力を向上することを目的とする。
補助対象事業の概要	出荷再開に向けた漁場保全活動、販路再構築の取組体制づくりの支援。
交付要綱などの名称	熊本県農林水産業振興補助金等交付要項
主な補助対象者	熊本県漁業協同組合連合会
補助対象経費	出荷再開に向けた漁場保全活動に要する経費 販路再構築のための資材購入費等に要する経費
補助率	定額
補助金の効果測定方法	該当なし（県産あさりの出荷再開に向けた活動を支援することが目的であり、特段の KPI は設定されていない。また、販路再構築のために資材購入等の取組を支援することが目的であり、特段の KPI は設定されていない。）。

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額※			39,000

交付確定額			31,649
交付先件数			1

\*上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	○	○	○	-

(4) 監査の結果及び意見

該当なし。

(1) 補助金の概要

No.	114
補助事業名称	熊本県産アサリブランド再生事業（熊本県産アサリ保護対策）
所管課	農林水産部 水産振興課
開始年度	令和4年度
終了年度	令和4年度
補助目的	偽装問題によって失った「熊本県産アサリ」のブランド力を復活させるため、消費者に安心して購入してもらえる流通体制の整備やブランド力を高める取組みなどを実施・支援する。
補助対象事業の概要	出荷再開後の生産量を確保するため、天然アサリの資源保護対策を支援。
交付要綱などの名称	熊本県農林水産業振興補助金等交付要項 熊本県産アサリブランド再生事業実施要領
主な補助対象者	熊本県漁業協同組合連合会
補助対象経費	出荷再開後の県産アサリ生産量の確保に向けた資源保護に要する経費（被覆網及び関連資材）
補助率	定額
補助金の効果測定方法	天然アサリを保護する被覆網の設置面積。

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額*			11,480

交付確定額			11,474
交付先件数			1

※上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	○	○	○	○

(4) 監査の結果及び意見

該当なし。

(1) 補助金の概要

No.	115
補助事業名称	純粋な県産あさりの流通戦略推進事業
所管課	農林水産部 水産振興課
開始年度	令和4年度
終了年度	令和4年度
補助目的	県産あさりの販路拡大のためには、他産地産あさりと区別できるブランド化の取組が必要である。 このため、出荷規格の大型化に向けた漁業者が県産あさりの漁獲に用いる漁具の改修や県産あさりの販売方法の構築に関する取組みを図ることを目的とする。
補助対象事業の概要	県産あさりの漁獲に用いる漁具の改修及び新たな販売方法の構築に関する取組み支援。
交付要綱などの名称	熊本県農林水産業振興補助金等交付要項
主な補助対象者	熊本県漁業協同組合連合会
補助対象経費	①漁業者が県産あさりの漁獲に用いる漁具の改修に係る経費 ②消費者ニーズに合わせた県産あさりの販売方法を構築する取組みに係る経費
補助率	定額
補助金の効果測定方法	①改修を行った漁協数及び改修を行った漁具の数。 ②設定なし（新たな販売方法を構築する取組みを支援することが目的であり、特段のKPIは設定されていない。）。



(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額*			6,847
交付確定額			4,012
交付先件数			1

\*上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	—	○	○	—

(4) 監査の結果及び意見

指摘・意見区分	指摘事項・意見
表題	交付要領の記載について
監査要点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象の適切性、公益上の必要性</li> <li>・県独自の単独補助金としての妥当性</li> <li>・補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性</li> <li>・補助金額の算定及び交付時期についての適切性</li> <li>・補助事業の実績報告についての適切性</li> <li>・補助交付団体への指導・監督についての適切性</li> <li>・補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性</li> <li>・その他</li> </ul>

<発見した事実もしくは現状>

県産あさり資源回復事業等実施要領には、以下のとおり定められている。

(補助金等の交付申請)

第4条 要項第6条第2項第1号に規定する「事業計画書」は、別記第1号様式によるものとする。

(補助事業等の内容等の変更)

第5条 要項第8条第2項に規定する「事業変更計画書」は、別記第1号様式によるものとする。

(事業の完了)

第7条 要項第13条第2項第1号に規定する「事業実績書」は、別記第1号様式によるものとする。

別記第1号様式（第4条、第5条、第7条関係）には、以下の注書きがある。

（注）添付書類は以下のとおりとする。

（1）誓約書：本事業の実施にあたり、漁具を回収する漁業者が所属する漁業協同組合が、免許を受けた共同漁業権漁場内での外国産あさりの畜養を実施しないことを誓約する内容として提出することとする。

・誓約書は別表の「事業の種類」1～3に共通のものとする。

・同一の補助事業主体が複数の「事業の種類」を交付申請する場合、誓約書原本の提出は交付申請する「事業の種類」のうち1つとし、その他の「事業の種類」の交付申請に添付する誓約書は写しの提出で可能とする。

（2）実施状況、完了後の写真。購入品がある場合は数量等がわかる写真（適宜枚数）

（3）機器、資材を導入した場合は、その見積書、カタログ、納品書、請求書、保管場所及び数量を記載した一覧表

（4）取組みの支出状況がわかる書類の写し（領収書及び帳簿等）

上記記載のとおり、事業計画書提出に伴い、添付書類が求められている。

#### <問題点>

事業計画書提出時に、必要書類を添付する必要があるが、交付要領には添付書類についての直接的な記載がなく、別記第1号様式の注書きに記載があるのみである。そのため、事業計画書提出にあたり、添付が必要な書類が漏れる可能性がある。

#### <改善策>

事業計画書提出にあたり、添付が必要な書類について、交付要領に記載することが望ましい。

No.	116
補助事業名称	県産あさり資源回復事業（あさり資源特別回復区域）
所管課	農林水産部 水産振興課
開始年度	令和4年度
終了年度	令和6年度
補助目的	「熊本県産あさりを守り育てる条例」の施行に伴い、県の責務としてあさりの資源の保全及び回復に関する施策を実施する必要がある。 このため、あさり資源特別回復区域（13条）において、あさりを守り育てるための保護対策への支援を行い、輸入あさりの蓄養から漁業への転換ができるような新たな生産体制を構築することを目的とする。
補助対象事業の	漁業者が主体的に資源の保全及び育成の取組みを行う生産体制づくり

概要	の支援。
交付要綱などの名称	熊本県農林水産業振興補助金等交付要項
主な補助対象者	あさり資源特別回復区域の指定を受けた共同漁業権の漁場の区域を管理する漁業協同組合
補助対象経費	輸入あさりの蓄養を行わず、県産あさりの資源の保全及び回復に向けた集中的な取組みに要する経費（網袋、垂下カゴ及び関連資材並びに取組み実施に必要な漁業者の人件費及び用船料）
補助率	定額
補助金の効果測定方法	網袋内のアサリの育成状況を確認することで効果を測定する。

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額*			3,440
交付確定額			3,440
交付先件数			1

\*上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	—	○	○	—

(4) 監査の結果及び意見

該当なし。

(1) 補助金の概要

No.	117
補助事業名称	県産あさり資源回復事業（あさり資源育成促進区域）
所管課	農林水産部 水産振興課
開始年度	令和4年度
終了年度	令和6年度
補助目的	「熊本県産あさりを守り育てる条例」の施行に伴い、県の責務としてあさりの資源の保全及び回復に関する施策を実施する必要がある。

	このため、あさり資源育成促進区域（14 条）において、あさりを守り育てるための保護対策への支援を行い、条例の目的である熊本県産あさりの資源回復の加速化を図る。
補助対象事業の概要	県産あさりを着実に出荷するために、稚貝の着底促進、保護及び食害生物（チヌ類）駆除に向けた取組みを支援。
交付要綱などの名称	熊本県農林水産業振興補助金等交付要項
主な補助対象者	あさり資源育成促進区域の指定を受けた共同漁業権の漁場の区域を管理する漁業協同組合及び熊本県漁業協同組合連合会
補助対象経費	（1）県産あさりを着実に出荷するために必要な稚貝の着底促進及び保護に向けた取組みに要する経費（網袋、被覆網及び関連資材） （2）八代海におけるチヌ類の駆除に要する経費（駆除に要する漁具の資材費、チヌ類の買上費及び処分運搬費）
補助率	定額
補助金の効果測定方法	網袋内のアサリの育成状況を確認することで効果を測定する。

（2）過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 （単位：千円・件）

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額*			15,202
交付確定額			12,780
交付先件数			13

\*上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

（3）必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	—	○	○	—

（4）監査の結果及び意見

該当なし。

1) 補助金の概要

No.	118
補助事業名称	赤潮被害経営再建緊急支援事業(赤潮駆除剤)

所管課	農林水産部 水産振興課
開始年度	令和4年度
終了年度	令和4年度
補助目的	赤潮防除剤を追加購入し、今後の赤潮発生に備え、赤潮による被害低減を図るため。
補助対象事業の概要	今後の赤潮発生に備え、赤潮プランクトンの駆除剤を購入する経費を支援。
交付要綱などの名称	熊本県農林水産業振興補助金等交付要項
主な補助対象者	熊本県海水養殖漁業協同組合
補助対象経費	赤潮プランクトンの駆除剤を購入する経費
補助率	定額
補助金の効果測定方法	該当なし（次なる赤潮発生に備えた赤潮防除剤の購入が目的であり、特段のKPIは設定されていない。）。

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額*			4,320
交付確定額			4,320
交付先件数			1

\*上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	—	○	○	—

(4) 監査の結果及び意見

該当なし。

## 9. 所管部局：土木部

(1) 補助金の概要

No.	119
補助事業名称	熊本県駅周辺街路支援事業補助金

所管課	土木部 都市計画課
開始年度	平成 15 年度
終了年度	令和 12 年度
補助目的	新幹線により既存の集落内を分断・通過する箇所における地域内の交通利便性の維持及び地域一体性の確保。
補助対象事業の概要	市町村が施行する新幹線沿線の道路整備事業で、その事業効果が明確なものに対して県が財政支援する（地方道路等整備事業債）。
交付要綱などの名称	熊本県駅周辺街路支援事業補助金交付要項
主な補助対象者	八代市
補助対象経費	補助対象事業の実施に要する経費
補助率	全体事業費から交付税相当額を控除した地方道路等整備事業債額（実質負担額）の当該年度における元利償還金と市一般財源による負担分を同事業債の償還期間で均等割した額とを合算した 4/10 以内
補助金の効果測定方法	熊本県補助金等交付規則第 13 条により実績報告書を基に効果測定。

(2) 過去 3 年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算額*	15,229	15,229	15,229
交付確定額	15,229	15,229	15,229
交付先件数	1	1	1

\*上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	—	○	○	○

(4) 監査の結果及び意見

該当なし。

(1) 補助金の概要

No.	120
補助事業名称	熊本県浄化槽整備事業等補助金

所管課	土木部 下水環境課
開始年度	平成 15 年度
終了年度	未定
補助目的	公共用水域の水質保全を図り健全な水循環を維持・回復するため、生活排水処理施設である浄化槽の整備を推進する。
補助対象事業の概要	公共用水域の水質保全を図るため、浄化槽を設置する者に補助を行う市町村に対する補助。
交付要綱などの名称	熊本県浄化槽整備事業等補助金交付要項
主な補助対象者	市町村
補助対象経費	<p>(1) 浄化槽整備事業については、市町村長が、当該市町村の実施要項等に基づいて、単独処理浄化槽又はくみ取り槽から浄化槽へ転換して整備する者及び災害により被災した浄化槽を復旧するために整備又は修理する者に対し助成するために必要な経費。</p> <p>(2) 合併処理浄化槽整備促進事業については、単独処理浄化槽又はくみ取り槽から浄化槽へ転換する場合、市町村長が、当該市町村の実施要項等に基づいて、浄化槽を整備する者に対し助成するために必要な経費。</p> <p>(3) 浄化槽改築事業については、市町村長が当該市町村の実施要項等に基づいて、被災した浄化槽を改築する者に対し助成するために必要な経費。</p>
補助率	<p>(1) 浄化槽整備事業及び合併処理浄化槽整備促進事業については、「基準額」と「対象経費」の実支出額を人槽区分ごとに比較して少ない方の額。</p> <p>(2) (1)により選定された額の合計額と事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に、浄化槽整備事業については1/3以内（離島振興法（昭和28年法律第72号）に基づく事業については1/4以内）、合併処理浄化槽整備促進事業については1/2以内の補助率を乗じて得た額。</p> <p>(3) 浄化槽改築事業については、「基準額」と「対象経費」の実支出額を比較して少ない方の額を選定し、選定された額の合計と事業費から寄付金その他の収入減を控除した額とを比較して、少ない方の額に1/3以内の補助率を乗じて得た額。</p>
補助金の効果測定方法	毎年度、環境省が実施している浄化槽指導普及調査での合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の基数の増減にて効果を測定。

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額*	200,685	180,080	143,168
交付確定額	173,348	95,622	98,919
交付先件数	35	35	35

\*上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	—	○	○	○

(4) 監査の結果及び意見

該当なし。

(1) 補助金の概要

No.	121
補助事業名称	熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業補助金
所管課	土木部 砂防課
開始年度	平成27年度
終了年度	未定
補助目的	土砂災害から住民の生命及び身体を保護するため、土砂災害特別警戒区域内の居住者の区域外の安全な地域への移転を促進する。
補助対象事業の概要	土砂災害特別警戒区域内の居住者の生命及び身体を保護するため、土砂災害危険住宅の移転を行う者に対して移転等に要する経費に係る補助金を交付する市町村に補助金を交付する。
交付要綱などの名称	熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業補助金交付要項
主な補助対象者	各市町村
補助対象経費	<p>下記経費に相当する額の合計（ただし、3百万円を限度とする）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅除却費：危険住宅の除却、動産の移転及び仮住居に要する経費</li> <li>・移転経費：建築確認等手続費用・登記に係る費用・火災保険加入料・住宅の建設又は購入に附帯して要する経費</li> <li>賃貸住宅に入居する際に要する経費・賃借料（1年間）</li> <li>・住宅の建設・購入費等：新たに住宅の建設又は購入する際に要する経費</li> <li>移転先の土地購入に要する経費</li> </ul>



	<p style="text-align: center;">空き家等の改修に要する経費</p> <p style="text-align: center;">・土地の調査費：がけ地近接等危険住宅移転事業の適用について検討を行うため、がけの状況の調査資料作成のための経費</p>
補助率	100%
補助金の効果測定方法	土砂災害特別警戒区域から、土砂災害警戒区域外の安全な場所へ移転された方の件数。

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額*	120,965	134,067	152,757
交付確定額	76,898	71,310	79,515
交付先件数	28	24	27

\*上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

(3) 必要書類の確認 (令和5年)

交付先	交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書	
八代7	○	○	—	○	—	○ (八代市)	3,000,000
熊本	○	○	—	○	—	写真のみ	3,000,000
八代5	○	○	—	(明許繰越)			2,020,000
八代4	○	○	—	(明許繰越)			660,000
天草3	○	○	—	○	—	○	3,000,000
八代2	○	○	—	○	—	○	3,000,000
苓北1	○	○	—	○	—	○	3,000,000
水俣繰4	○	○	—	○	—	写真のみ	2,750,000
八代繰13	○	○	—	○	—	○	3,000,000
小国繰12	○	○	—	○	—	○	3,000,000
八代13	○	○	—	○	—	○	3,000,000
熊本12	○	○	—	○	—	※1	2,881,808
熊本11	○	○	—	○	—	領収書・	3,000,000

						写真	
--	--	--	--	--	--	----	--

※1：移転先が賃貸住宅であるため、移転先に関する検査調書に代えて、転居後の住民票が添付されている。

(4) - ①監査の結果及び意見

指摘・意見区分	指摘事項・意見
表題	資産の処分制限に関する要項の見直しについて
監査要点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象の適切性、公益上の必要性</li> <li>・県独自の単独補助金としての妥当性</li> <li>・補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性</li> <li>・補助金額の算定及び交付時期についての適切性</li> <li>・補助事業の実績報告についての適切性</li> <li>・補助交付団体への指導・監督についての適切性</li> <li>・補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性</li> <li>・その他</li> </ul>

<発見した事実もしくは現状>

熊本県補助金等交付規則第21条では、補助対象事業者は、補助事業等により取得した財産について、適切に管理し、譲渡、交換、貸付などを制限するとしている。

<p>第21条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業等の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金等の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。</p> <p>2 補助事業者等は、前項に規定する財産については、別に定める期間、知事の承認を受けず、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。</p>
---

また、熊本県補助金交付規則の施行について（通知）については、規則第21条に関連する事項について、各要項で定めることとしている。

<p>第21条関係（財産処分の制限）</p> <p>1 補助事業等により取得した財産は、補助金等が「物」に形を変えたものであり、補助事業者等の所有に属するものであるとはいえ、公益的性格が強いものであるため、その処分については一定の制限を加え交付の目的に沿って財産が使用されることを確保するものであること。</p> <p>2 制限の内容は、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合で、これらの場合は、知事の承認が必要であること。</p>
--

3 処分を制限する財産の種類及びこれらの処分制限期間については、個々の要項等で定めるものであること。この場合、国の間接補助金等によるものは国の処分制限期間と同一期間とすることとし、その他のものについては、「減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」を基礎とし、これに補助金等の交付目的を勘案して定めることが適当であること。

当該事業における、補助対象経費には、住宅の建設、購入費なども含んでいるが、現在の要項上は補助金で住宅取得した住宅の処分制限に関する規程が無い。また、入居後、補助の対象となった者が継続して移転先に居住しているかを確認している形跡もない。

したがって、移転先の新居を取得し補助金を受領後、すぐに売却する、もしくは賃貸するといった行動をとった場合にこれを把握する方法が無く、また、これを防止するための事前の確認手段もない。

<問題点>

当該補助金の要項上、財産の処分制限に関する詳細な条件を規定していないことから、補助金で取得した財産につき、「土砂災害特別警戒区域内の居住者の区域外の安全な地域への移転を促進する」という事業の主旨に反して、短期間で処分を行う、もしくは居住せずに賃貸などを行った際に、補助金の返還対象とするか、その場合の補助金返還額をどのように計算するかが明らかになっていない。したがって、仮に補助事業を実際に行っている市町村において、補助対象となる住民から補助金の返還を受けることになった場合、当該補助金を各自治体から熊本県に対して返還する必要があるのか、その額をどのように計算すべきかが不明瞭である。

<改善策>

補助金交付規則及び通知において、「処分を制限する財産の種類及びこれらの処分制限期間については、個々の要項等で定めるものであること。」とされているため、処分制限の対象となる財産の種類と、制限期間（例えば法定耐用年数）を要項上で定めることが望ましい。

また、仮に返還金額を算定する場合には、補助金として交付した金額に対して、前述の制限期間を経過した分を控除して返還するといった方法が考えられる。

(4) - ②監査の結果及び意見

指摘・意見区分	指摘事項・意見
表題	補助金交付前に徴求する書類について
監査要点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象の適切性、公益上の必要性</li> <li>・県独自の単独補助金としての妥当性</li> <li>・補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性</li> <li>・補助金額の算定及び交付時期についての適切性</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業の実績報告についての適切性</li> <li>・補助交付団体への指導・監督についての適切性</li> <li>・補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性</li> <li>・その他（補助対象事業者から徴求する書類について）</li> </ul>
--	--

<発見した事実もしくは現状>

(4) - ①「資産の処分制限に関する要項の見直しについて」で述べた通り、当該事業に基づき物件を取得した後、補助の対象となった者が継続して移転先に居住しているかを確認している形跡がない。移転先の新居を取得し補助金を受領後、すぐに売却する、もしくは賃貸するといった行動をとることを防止するための方策がなく、仮にそのような行動をとった場合に発見するための情報に乏しい状況である。

<問題点>

補助金の趣旨や交付規則に沿わない補助金の交付を防止し、またはそのような交付を発見するための資料の徴求が不足している。

<改善策>

補助金の対象経費となった新築住宅につき、以下のように書類を徴求し、補助の趣旨を周知することで、趣旨に添わない補助金の交付を防止することが望ましい。

- ①補助対象者に対し、補助申請時の必要書類として、「一定期間は居住用の住宅として使用する」旨の誓約書の提出を求める。
- ②やむをえない理由で、補助対象となった住宅等を処分する場合には、事前に市町村を通して県に報告する必要があることを周知する。
- ③正当な理由がなく、財産の処分等を行った場合、もしくは故意に報告を怠った場合には原則として補助金の返還を求める旨、①の誓約書入手の際に通知する。

## 10. 所管部局：教育委員会

### (1) 補助金の概要

No.	122
補助事業名称	教職員福利厚生事業補助金
所管課	教育委員会 教育政策課
開始年度	不明
終了年度	未定
補助目的	公立学校共済組合熊本支部が行う健康管理事業の振興を図るため。

補助対象事業の概要	人間ドック及びメンタルヘルス事業への補助を通じ、公立学校共済組合員の健康管理に寄与する。
交付要綱などの名称	福利厚生事業補助金交付要領
主な補助対象者	公立学校共済組合熊本支部
補助対象経費	健診事業（1日ドック）、メンタルヘルス事業
補助率	定額 55,764 千円以内
補助金の効果測定方法	受診者の健康管理の維持、増進。 令和4年度人間ドック受診者数。

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額*	55,764	55,764	55,764
交付確定額	55,764	55,764	55,764
交付先件数	1	1	1

\*上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	○	○	○	—

(4) -①監査の結果及び意見

指摘・意見区分	指摘事項・意見
表題	利益相反取引について
監査要点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象の適切性、公益上の必要性</li> <li>・県独自の単独補助金としての妥当性</li> <li>・補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性</li> <li>・補助金額の算定及び交付時期についての適切性</li> <li>・補助事業の実績報告についての適切性</li> <li>・補助交付団体への指導・監督についての適切性</li> <li>・補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性</li> <li>・その他</li> </ul>

<発見した事実もしくは現状>

令和4年4月4日に(旧)熊本県教育長あてに公立学校共済組合熊本支部長から「公立学

校共済組合熊本支部長の職務代理」が通知されている。

熊本県教育長 古閑 陽一 様

公立学校共済組合熊本支部

支部長 古閑 陽一

公立学校共済組合熊本支部長の職務代理について（通知）

このことについて、下記のとおり支部長の職務を代理させますので通知します。

1 代理者

公立学校共済組合熊本支部 副支部長 ×× ××

2 代理する行為

- (1) 補助金交付申請
- (2) 補助金実績報告
- (3) 補助金交付請求

3 代理する理由

民法第 108 条に抵触の恐れがあるため

熊本県教育長と公立学校共済組合熊本支部長は慣例的に同一人であり、民法第 108 条（利益相反取引）を防ぐために同通知が行われている。

令和 4 年 4 月 25 日に熊本県教育長の交代が行われており、これに伴い公立学校共済組合熊本支部長も新たな教育長が就任している。

しかし、新たに「公立学校共済組合熊本支部長の職務代理」は通知されず、令和 4 年度の交付申請や概算払請求、実績報告が行われている。

<問題点>

教育長（公立学校共済組合熊本支部長）が交代しているが、公立学校共済組合熊本支部から新たに「職務代理について」が通知されていない。

このため、補助金交付元である熊本県教育長と補助金交付先である公立学校共済組合熊本支部長が同一人物となっており、民法第 108 条（利益相反取引）に抵触する恐れがある。

<改善策>

教育長と公立学校共済組合熊本支部長が同一人であることを前提にすれば、交代の都度、「職務代理について」を通知すべきである。

(4) -②監査の結果及び意見

指摘・意見区分	指摘事項・意見
表題	職務代理権限について
監査要点（該当する項目を囲む） ・を外して文字部分を	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象の適切性、公益上の必要性</li> <li>・県独自の単独補助金としての妥当性</li> <li>・補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性</li> <li>・補助金額の算定及び交付時期についての適切性</li> <li>・補助事業の実績報告についての適切性</li> <li>・補助交付団体への指導・監督についての適切性</li> <li>・補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性</li> <li>・その他</li> </ul>

<発見した事実もしくは現状>

補助金交付元である教育長と補助金交付先である公立学校共済組合熊本支部長は同一人である。

このため、公立学校共済組合熊本支部から令和4年4月4日付けで「職務代理について」が通知されており、職務代理者として公立学校共済組合熊本副支部長が通知されている。

この通知書によれば、代理する行為は以下とされている。

- (1) 補助金交付申請
- (2) 補助金実績報告
- (3) 補助金交付請求

<問題点>

代理する行為として、概算払請求が記載されていないが、実際には職務代理者名で概算払請求が行われており、代理権限外の行為が行われている。

<改善策>

代理する行為に補助金概算払交付請求を追加し、代理権限外の行為が生じないようにすべきである。

(1) 補助金の概要

No.	123
補助事業名称	高校再編整備に伴う通学支援に係る保護者団体補助金
所管課	教育委員会 高校教育課
開始年度	平成 22 年度
終了年度	未定

補助目的	高校再編整備に伴い通学事情が著しく悪化する地域の生徒の通学費負担の軽減、通学手段の確保のため。
補助対象事業の概要	各種の通学支援事業を行う県立高校7校の保護者団体に対して、県が補助を行う。
交付要綱などの名称	高校再編整備に伴う通学支援に係る保護者団体補助金交付実施要領
主な補助対象者	県立高校7校で通学支援を行う保護者団体
補助対象経費	次のいずれか又は複数の通学支援に要する経費から、生徒の利用者負担額等を差し引いた額を補助対象経費としている。 ①路線バス運賃（定期券購入） ②タクシー運行委託 ③寄宿舎利用助成
補助率	10/10
補助金の効果測定方法	通学手段を確保すること等が目的であるため、効果測定の指標は特に設定していない。

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額*	87,126	74,181	83,745
交付確定額	70,381	63,529	66,849
交付先件数	7	7	7

\*上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	○	○	○	-

(4) 監査の結果及び意見

該当なし。

(1) 補助金の概要

No.	124
補助事業名称	高校再編整備に伴う通学支援に係る路線バス運行補助金
所管課	教育委員会 高校教育課



開始年度	平成 22 年度
終了年度	未定
補助目的	上天草高校への通学支援のための路線バスの運行を確保するため。
補助対象事業の概要	高校再編整備に伴い新設された上天草高校への通学支援として路線バス（2 系統）を運行するバス事業者（産交バス㈱）に対して補助金を交付する上天草市に、県が補助を行う。
交付要綱などの名称	高校再編整備に伴う通学支援に係る路線バス運行補助金交付実施要領
主な補助対象者	上天草市
補助対象経費	路線バスを運行するバス事業者に対して上天草市が交付する運行補助金（運行系統ごとの経常欠損額）
補助率	10/10
補助金の効果測定方法	通学に必要な路線バスの運行維持が目的であるため、効果測定の指標は特に設定していない。

(2) 過去 3 年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算額*	9,610	12,005	14,817
交付確定額	9,610	12,005	14,817
交付先件数	1	1	1

\*上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	-	○	○	-

(4) 監査の結果及び意見

指摘・意見区分	指摘事項・意見
表題	補助金交付先自治体における、補助対象経費にかかる消費税の取扱いについて
監査要点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象の適切性、公益上の必要性</li> <li>・県独自の単独補助金としての妥当性</li> <li>・補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性</li> <li>・補助金額の算定及び交付時期についての適切性</li> <li>・補助事業の実績報告についての適切性</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助交付団体への指導・監督についての適切性</li> <li>・補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性</li> <li>・その他</li> </ul>
--	---

<発見した事実もしくは現状>

当該補助金は、県内バス事業者による通学路線バス2路線の運行を維持するために、当該路線にかかる赤字相当分について、いったん上天草市がバス事業者に補助金を支給し、熊本県が当該補助金の全額を上天草市に補助金として交付しているものである。

しかしながら、補助金交付実施要領において、補助対象経費にかかる消費税の取り扱いに関する記載ではなく、また、交付申請書類として上天草市より徴求している資料（「令和4年度高校再編整備に伴う通学支援に係る路線バス運行補助金交付申請系統一覧」など）を見ても、消費税分を含めて計算しているのか否かが不明確となっている。

<問題点>

「発見した事実もしくは現状」に記載したとおり、県内バス事業者に対する運行補助金の実質的な負担者は熊本県となっているにもかかわらず、補助対象経費にかかる消費税の取扱いが不明確となっていることから、消費税の取扱いについての定めの不備があるといえる。

<改善策>

県内バス事業者に対する運行補助金の実質的な負担者は県である以上、消費税の取扱いなどに関して、県が直接事業者に補助金を交付する場合と同様の取扱いとなっているべきである。

このため、「高校再編整備に伴う通学支援に係る路線バス運行補助金交付実施要領」などにおいて、補助対象経費にかかる消費税額を除外する旨の取扱いに関する規定を設けておくべきである。

そのうえで、今後は、交付申請書類に、上天草市の補助金要項や補助対象経費にかかる消費税の取扱いが分かるような資料を追加で徴求し、上天草市が補助金要項などを整備し、実際の補助金計算において運用されていることを、県として確認する必要がある。

(1) 補助金の概要

No.	125
補助事業名称	熊本地震に伴う通学支援に係る保護者団体補助金
所管課	教育委員会 高校教育課
開始年度	平成29年度

終了年度	令和5年度（南阿蘇鉄道の全線運行再開に伴い、令和5年7月に事業終了）
補助目的	熊本地震により通学困難となった阿蘇地域の生徒の通学手段を確保するため。
補助対象事業の概要	通学支援のためのバス・タクシーの運行委託を行う県立高校2校の保護者団体に対して、県が補助を行う。
交付要綱などの名称	熊本地震に伴う通学支援に係る保護者団体補助金交付実施要領
主な補助対象者	県立高校2校（阿蘇中央高校、高森高校）で通学支援を行う保護者団体
補助対象経費	通学バス・タクシーの運行委託に要する経費から、生徒の利用者負担額（南阿蘇鉄道の定期代相当額）を控除した額を補助対象経費としている。
補助率	10/10
補助金の効果測定方法	通学手段を確保することが目的であるため、効果測定の指標は特に設定していない。

（2）過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 （単位：千円・件）

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額*	43,903	38,870	35,786
交付確定額	17,097	15,780	14,666
交付先件数	2	2	2

\*上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

（3）必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	○	○	○	-

（4）監査の結果及び意見

該当なし。

（1）補助金の概要

No.	126
補助事業名称	熊本地震に伴う通学支援に係る路線バス運行補助事業補助金
所管課	教育委員会 高校教育課

開始年度	平成 29 年度
終了年度	令和 5 年度（南阿蘇鉄道の全面運行再開に伴い、令和 5 年 7 月に事業終了。）
補助目的	熊本地震により通学困難となった南阿蘇地域の生徒等の通学手段を確保するため。
補助対象事業の概要	通学支援のための路線バスの運行を行うバス事業者に対し、県が補助を行う。
交付要綱などの名称	熊本地震に伴う通学支援に係る路線バス運行補助事業補助金交付実施要領
主な補助対象者	県内バス事業者 A 社
補助対象経費	通学支援に係る路線バス（高森中央～立野）の運行経費から運賃収入を差し引いた額を補助対象経費としている。（上期：4 月～9 月、下期：10 月～翌 3 月の 2 期に分けて交付。）
補助率	10/10
補助金の効果測定方法	通学のための路線バスの運行維持が目的であるため、効果測定の指標は特に設定していない。

(2) 過去 3 年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算額*	43,903	38,870	35,786
交付確定額	10,365	9,135	9,753
交付先件数	1	1	1

\*上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	○	○	○	-

(4) -①監査の結果及び意見

指摘・意見区分	指摘事項・意見
表題	補助金交付要領における消費税の取扱いに関する規定の不備
監査要点	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助対象の適切性、公益上の必要性</li> <li>県独自の単独補助金としての妥当性</li> <li>補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性</li> <li>補助金額の算定及び交付時期についての適切性</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業の実績報告についての適切性</li> <li>・補助交付団体への指導・監督についての適切性</li> <li>・補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性</li> <li>・その他</li> </ul>
--	---

<発見した事実もしくは現状>

当該補助金は、平成 28 年 4 月の熊本地震の影響で南阿蘇鉄道が不通となった区間について、学生の通学支援のための路線バスの運行を行うバス事業者に対し、対象路線運行により生じる赤字を補填することを目的とするものであることから、対象路線における運賃収入から運行経費を差し引いた赤字相当分について、県が全額補助金を交付しているものである。

ここで、補助対象事業者であるバス事業者 A 社は、消費税の課税事業者であるため、補助対象経費に係る消費税額は消費税申告上、仕入税額控除対象となり、補助金額算定においては税抜で算定すべきである。しかしながら当該補助金交付においては、以下のとおり税込で補助金額が算定されており、補助対象事業者の消費税申告後の確定額に基づいた返還も行われていない事実が発見された。

<問題点>

消費税の課税事業者においては、補助対象経費にかかる消費税額は、仕入税額控除の対象となることから、通常、補助金交付金額算定に際しては、補助対象経費には消費税額を含めないことが一般的である。

そのため、補助金額に消費税分が含まれないよう、各部局の補助金要項もしくは個別の補助事業の補助金要領において、以下のように定められていることが一般的である。

- ・申請時：補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額して申請する。
- ・実績報告時：補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- ・消費税申告後の確定時：補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を県に報告のうえ返還する。

しかしながら、当該補助金の補助対象経費については、『熊本県教育・文化等振興補助金交付要項別表』及び『熊本地震に伴う通学支援に係る路線バス運行補助事業補助金交付実施要領』において、以下のとおり定められている。

- ・補助対象経費（『熊本県教育・文化等振興補助金交付要項別表』

高森中央－立野駅系統のバス運行に係る経費（補助対象経常費用に予備車運行委託費等を加算した額）から当該区間の運賃合計額（定期券利用含む）を差し引いた額

- ・補助対象経常費用（『熊本地震に伴う通学支援に係る路線バス運行補助事業補助金交付実

施要領』)

実車キロ数×補助年度経常費用単価（※）×1.07（単価上昇率）×〔消費税等〕

※補助年度経常費用単価の適用区分

- ① 上期の実績分：令和3年度（令和2年10月～令和3年9月）経常費用単価
- ② 下期の実績分：令和4年度（令和3年10月～令和4年9月）経常費用単価

このように、収入面では「運賃合計額」とされているのみで、消費税の取扱いが明確に記載されておらず、また費用面に関しては、補助対象経常費用に消費税分を加味するような算定式となってしまうほか、別途消費税申告確定時に報告・返還する旨の定めもないことから、消費税の取扱いについての定め不備があるといえる。

<改善策>

当該補助事業は南阿蘇鉄道の全面運行再開に伴い、令和5年7月に事業終了となっていることから、今後同様の事案がある際には、補助金の過大交付のリスクを低減するために、補助金交付要領などにおいて、補助対象経費にかかる消費税額を除外する旨の取扱いや、実際に仕入税額控除が生じた場合の補助金返還に関する事項などの条項を設けておくべきである。

(4) - ②監査の結果及び意見

指摘・意見区分	指摘事項・意見
表題	補助金算定上の消費税額の取扱いについて
監査要点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象の適切性、公益上の必要性</li> <li>・県独自の単独補助金としての妥当性</li> <li>・補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性</li> <li>・補助金額の算定及び交付時期についての適切性</li> <li>・補助事業の実績報告についての適切性</li> <li>・補助交付団体への指導・監督についての適切性</li> <li>・補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性</li> <li>・その他</li> </ul>

<発見した事実もしくは現状>

当該補助金は、平成28年4月の熊本地震の影響で南阿蘇鉄道が不通となった区間について、学生の通学支援のための路線バスの運行を行うバス事業者に対し、対象路線運行により生じる赤字を補填することを目的とするものであることから、対象路線における運賃収入から運行経費を差し引いた赤字相当分について、県が全額補助金を交付しているものである。

ここで、補助対象事業者であるバス事業者A社は、消費税の課税事業者であるため、補助対象経費に係る消費税額は消費税申告上、仕入税額控除対象となり、補助金額算定においては本来税抜で算定すべきである。しかしながら当該補助金交付においては、以下のとおり税込で補助金額が算定されており、補助対象事業者の消費税申告後の確定額に基づいた返還も行われていない事実が発見された。

<問題点>

(4) - ①「補助金交付要領における消費税の取扱いに関する規定の不備」の問題点に記載したとおり、消費税の取扱いに関するルールに不備があったことにより、実際の補助金額算定においても以下のとおり税込で算定されており、結果として本来交付すべきでない消費税相当分だけ補助金額が過大となっている。

・上期（令和4年4月～令和4年9月）分

	交付金額(税込)	うち消費税相当
補助対象経費	5,233千円	475千円
運賃収入	496千円	45千円
補助金額	4,737千円	430千円

・下期（令和4年10月～令和5年3月）分

	交付金額(税込)	うち消費税相当
補助対象経費	5,436千円	494千円
運賃収入	420千円	38千円
補助金額	5,015千円	455千円

・年間合計

	交付金額(税込)	うち消費税相当
補助金額	9,752千円	886千円

(出所：【2022年度】南郷ライナー運行業務委託料計上内訳（実績報告書類）)

また、当該補助事業は平成29年度より継続してきており、過年度においても同様の計算ロジックで算定されていることから、過年度分についても上記と同様に消費税分だけ過大交付となっていると考えられる。

<改善策>

補助金交付金額算定に際し、消費税分までを加味するか否かについては「熊本県補助金等交付規則」では明記されておらず、あくまで部局ごとの補助金要項や個別の補助事業の補助

金要領にて定めるようになっている。

その結果、当該補助金の交付においては消費税分まで補助対象となってしまったが、「補助金交付要領における消費税の取扱いに関する規定の不備」に記述したとおり、個別の補助金要領において、費用面では消費税分を加味するような計算式で定められており、収入面では消費税の取扱いが明確に記載されていないことから、誤りとまでは言い切れない。

ただ、他の補助事業との整合性並びに他の事業者との公平性の観点からは、令和4年度分のみならず、過年度分の補助金についても、過大となっている消費税相当分については返還を求めることが望ましい。

(1) 補助金の概要

No.	127
補助事業名称	「7月豪雨に伴う通学支援に係る代替輸送バス運行補助事業」補助金
所管課	教育委員会 高校教育課
開始年度	令和2年度
終了年度	令和7年度終了予定（令和7年度にくま川鉄道が全面運行再開の見込みである。）
補助目的	令和2年7月豪雨により鉄道が不通となったことで通学困難となった生徒の通学手段を確保するため。
補助対象事業の概要	通学支援のための代替輸送バスの運行委託を行う鉄道事業者に対し、県が補助を行う。
交付要綱などの名称	令和4年度「7月豪雨に伴う通学支援に係る代替輸送バス運行補助事業」補助金交付実施要領
主な補助対象者	県内鉄道事業者A社
補助対象経費	通学支援のための代替輸送バスの運行に要する経費から、次の額を差し引いた額 ①運賃収入 ②熊本県以外からの補助金等の額
補助率	10/10
補助金の効果測定方法	通学に必要な代替輸送バスの運行維持が目的であるため、効果測定の指標は特に設定していない。

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和2年度 <sup>※2</sup>	令和3年度	令和4年度
予算額 <sup>※1</sup>	311,682	407,992	329,667
交付確定額	217,889	253,873	207,518



交付先件数	2	1	1
-------	---	---	---

※<sup>1</sup> 上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

※<sup>2</sup> 令和2年度の交付先は、県内鉄道事業者A社及び県内鉄道事業者B社の2件。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	○	○	○	○

(4) -①監査の結果及び意見

指摘・意見区分	指摘事項・意見
表題	補助金交付要領における消費税の取扱いに関する規定の不備
監査要点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助対象の適切性、公益上の必要性</li> <li>・ 県独自の単独補助金としての妥当性</li> <li>・ 補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性</li> <li>・ <b>補助金額の算定及び交付時期についての適切性</b></li> <li>・ 補助事業の実績報告についての適切性</li> <li>・ 補助交付団体への指導・監督についての適切性</li> <li>・ 補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性</li> <li>・ その他</li> </ul>

<発見した事実もしくは現状>

当該補助金は、令和2年7月の豪雨災害の影響で不通となった区間について、学生の通学支援のために、鉄道事業者B社が代替輸送手段としてバスを運行させることにより生じる赤字を補填することを目的とするものであることから、当該代替輸送区間における運賃収入から運行経費を差し引いた赤字相当分について、県が全額補助金を交付しているものである。

ここで、補助対象事業者である鉄道事業者B社は、消費税の課税事業者であるため、補助対象経費に係る消費税額は消費税申告上、仕入税額控除対象となり、補助金額算定においては税抜で算定すべきである。しかしながら当該補助金交付においては、以下のとおり税込で補助金額が算定されており、補助対象事業者の消費税申告後の確定額に基づいた返還も行われていない事実が発見された。

<問題点>

消費税の課税事業者においては、補助対象経費にかかる消費税額は、仕入税額控除の対象となることから、通常、補助金交付金額算定に際しては、補助対象経費には消費税額を含めないことが一般的である。

そのため、補助金額に消費税分が含まれないよう、各部局の補助金要項もしくは個別の補助事業の補助金要領において、以下のように定められていることが一般的である。

- ・申請時：補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額して申請する。
- ・実績報告時：補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- ・消費税申告後の確定時：補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を県に報告のうえ返還する。

しかしながら、当該補助金の補助対象経費については、『熊本県教育・文化等振興補助金交付要項別表』及び『令和4年度「7月豪雨に伴う通学支援に係る代替輸送バス運行補助事業」補助金交付実施要領』のいずれにおいても、消費税の取扱いに関して何ら記述がなされていないことから、要項・要領の記載に不備があるといえる。

#### <改善策>

当該補助事業はくま川鉄道が令和7年度に全面運行再開見込みであり、令和7年度に事業終了予定となっていることから、今後の補助金の過大交付のリスクを低減するために、『令和4年度「7月豪雨に伴う通学支援に係る代替輸送バス運行補助事業」補助金交付実施要領』などにおいて、補助対象経費にかかる消費税額を除外する旨の取扱いや、実際に仕入税額控除が生じた場合の補助金返還に関する事項などの条項を設けておくべきである。

#### (4) -②監査の結果及び意見

指摘・意見区分	指摘事項・意見
表題	補助金算定上の消費税額の取扱いについて
監査要点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象の適切性、公益上の必要性</li> <li>・県独自の単独補助金としての妥当性</li> <li>・補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性</li> <li>・補助金額の算定及び交付時期についての適切性</li> <li>・補助事業の実績報告についての適切性</li> <li>・補助交付団体への指導・監督についての適切性</li> <li>・補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性</li> <li>・その他</li> </ul>

#### <発見した事実もしくは現状>

当該補助金は、令和2年7月の豪雨災害の影響で不通となった区間について、学生の通学支援のために、鉄道事業者B社が代替輸送手段としてバスを運行させることにより生じる赤字を補填することを目的とするものであることから、当該代替輸送区間における運賃収入から運行経費を差し引いた赤字相当分について、県が全額補助金を交付しているもので

ある。

ここで、補助対象事業者である鉄道事業者B社は、消費税の課税事業者であり、補助対象経費に係る消費税額は消費税申告上、仕入税額控除対象となり、補助金額算定においては税抜で算定すべきである。しかしながら当該補助金交付においては、以下のとおり税込で補助金額が算定されており、補助対象事業者の消費税申告後の確定額に基づいた返還も行われていない事実が発見された。

#### <問題点>

(4) - ①「補助金交付要領における消費税の取扱いに関する規定の不備」の問題点に記載したとおり、消費税の取扱いに関するルールに不備があったことにより、実際の補助金額算定においても以下のとおり税込で算定されており、結果として本来交付すべきでない消費税相当分だけ補助金額が過大となっている。

	交付金額（税込）	うち消費税相当 （※）
バス運行委託料 （補助対象経費）	316,405 千円	28,764 千円
運賃収入	13,887 千円	1,262 千円
国庫補助金	95,000 千円	—
補助金額（差引）	207,518 千円	27,501 千円

（出所：事業実績書（実績報告書類））

（※）消費税相当分については、実績報告資料にて直接的に集計されているものがないため、以下のとおり監査人が概算したものである。

#### ・バス運行委託料：

バス運行委託料の根拠証憑として、県が事業者より徴求している請求書を確認した結果、税込の金額で実績報告資料が作成されていることが判明したため、事業実績書に記載の金額から消費税相当額（10%相当）を算定した。

#### ・運賃収入：

県担当者に確認した結果、収入実績（税込）の金額で実績報告資料が作成されていることが判明したため、事業実績書に記載の金額から消費税相当額（10%相当）を算定した。

また、当該補助事業は令和2年度より継続してきており、過年度においても同様に税込で算定されていることから、過年度分についても上記と同様に消費税分だけ過大交付となっていると考えられる。

#### <改善策>

補助金交付金額算定に際し、消費税分までを加味するか否かについては『熊本県補助金等交付規則』では記載されておらず、あくまで部局ごとの補助金要項や個別の補助事業の補助

金要領にて定めるようになっている。

その結果、当該補助金の交付においては消費税分まで補助対象となってしまったが、(4)一①「補助金交付要領における消費税の取り扱いに関する規定の不備」に記述したとおり、部局ごとの補助金要項や個別の補助事業の補助金要領には、消費税の取扱いが明確に記載されていないことから、誤りとまでは言い切れない。

ただ、他の補助事業との整合性並びに他の事業者との公平性の観点からは、令和4年度分のみならず、過年度分の補助金についても、過大となっている消費税相当分については返還を求めることが望ましい。

(1) 補助金の概要

No.	128			
補助事業名称	高等学校体育連盟育成補助事業			
所管課	教育委員会 体育保健課			
開始年度	昭和50年度			
終了年度	未定			
補助目的	高等学校における体育・スポーツの振興及び高校生の体力の向上と健全育成を図るため。			
補助対象事業の概要	全国高等学校総合体育大会への全日制・定時制生徒の派遣及び県高等学校総合体育大会の開催。			
交付要綱などの名称	令和4年度(2022年度)高等学校体育連盟育成補助事業実施要領			
主な補助対象者	熊本県高等学校体育連盟			
補助対象経費	全国高等学校総合体育大会への全日制・定時制生徒の派遣費 県高等学校総合体育大会の開催運営費			
補助率	全国高等学校総合体育大会への全日制・定時制生徒の派遣費：一泊分宿泊費＋交通費×0.7(但し、上限額は6,000円) 800人分 県高等学校総合体育大会の開催運営費：定額 1,984千円以内			
補助金の効果測定方法	事業完了時に「事業実施報告書」を提出させることとしており、当該報告書中「事業実績書」、「収支精算書」、「事業成績」を基に効果を測定する。 過去3年間の各大会参加人数 (単位：人)			
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	全国高等学校体育大会参加人数	51	638	696
	県高等学校総合体	517	12,529	12,305

	育大会参加人数			
	※令和2年度はコロナウイルスの影響のため冬季大会のみ大会実施			

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額 <sup>※1</sup>	6,856	6,856	6,784
交付確定額 <sup>※2</sup>	501	5,812	6,160
交付先件数	1	1	1

※1 上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

※2 令和2年度はコロナ禍のため交付確定額が減少している。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	—	○	○	—

(4) 監査の結果及び意見

該当なし。

(1) 補助金の概要

No.	129
補助事業名称	競技スポーツ振興費補助事業
所管課	熊本県教育委員会 体育保健課
開始年度	平成12年度
終了年度	未定
補助目的	国体をはじめとする各種大会に向けた選手強化及び各種競技の底辺拡大を促進し、本県のスポーツ振興に資する。
補助対象事業の概要	<p>1 選手強化事業</p> <p>国民体育大会・九州ブロック大会に向けた選手の強化を図る。また、日常の強化練習において特に需用費・使用料及び賃借料・備品購入等が必要な団体に対して練習環境の整備を行う。</p> <p>2 一貫指導体制整備事業</p> <p>小中学生を中心に有望選手の早期発掘と長期的視野に立った発達段</p>

	<p>階に応じた選手育成事業を実施する。各競技団体の強化担当者及び監督等を全国の優秀な指導者・選手を有するトップレベルの企業・大学等に派遣し、研修視察をすることで県内の指導者等の資質向上を図る。</p> <p>3 トータルサポート事業</p> <p>各競技団体の指導者及び関係者等に医科学・心理学・栄養学等に関するサポート事業を行う。併せて競技力分析の情報収集及び視察激励等の事業を実施する。</p>												
交付要綱などの名称	熊本県補助金等交付規則、熊本県教育・文化等振興補助金交付要項												
主な補助対象者	公益財団法人熊本県スポーツ協会												
補助対象経費	報償費、旅費、食料費、一般需用費、保険料、一般役務費、使用料及び賃借料、補助金、その他必要と認められる経費												
補助率	定額 73,900 千円以内												
補助金の効果測定方法	<p>業務完了後に提出させる「完了報告書」の内容を精査し、効果を測定している。(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算確定額</td> <td>72,788</td> <td>73,900</td> <td>73,900</td> </tr> <tr> <td>競技団体数</td> <td>41 競技団体等</td> <td>41 競技団体等</td> <td>41 競技団体等</td> </tr> </tbody> </table>	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	予算確定額	72,788	73,900	73,900	競技団体数	41 競技団体等	41 競技団体等	41 競技団体等
年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度										
予算確定額	72,788	73,900	73,900										
競技団体数	41 競技団体等	41 競技団体等	41 競技団体等										

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額*	73,900	73,900	73,900
交付確定額	72,788	73,900	73,900
交付先件数	1	1	1

\*上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	○	○	○	—

(4) 監査の結果及び意見

該当なし。

(1) 補助金の概要

No.	130																		
補助事業名称	子どものスポーツ環境整備支援事業																		
所管課	教育委員会 体育保健課																		
開始年度	平成 25 年度																		
終了年度	未定																		
補助目的	公益財団法人熊本県スポーツ協会を通じ、各種競技団体が地域と連携・協力しながら行うスポーツ教室や体験学習等の経費を補助し、そのための環境整備も行う。																		
補助対象事業の概要	<p>1 子どもの環境整備事業</p> <p>公益財団法人熊本県スポーツ協会を通じて、高い指導力と専門性を持つ競技団体が地域と連携しながら事業を活用し、スポーツ教室や体験合宿等を行い、子どもたちにスポーツの持つ素晴らしさを実感させる。具体的には、それぞれの競技団体が拠点としている地域を中心に県下各地でスポーツ教室や合宿等を行う。また、そのための環境整備も行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門性の高いトップアスリートや一流指導者によるスポーツ教室等を実施する。</li> </ul> <p>普段慣れ親しむ機会の少ないスポーツを体験させ、生涯・競技スポーツに繋いでいく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・始めるきっかけづくりとして、整った環境を広く提供し、県内指導者や選手によるスポーツ教室等を実施する。導入段階で専門性の高い選手等と触れ合う。</li> </ul>																		
交付要綱などの名称	熊本県補助金等交付規則 熊本県教育・文化等振興補助金交付要項																		
主な補助対象者	公益財団法人熊本県スポーツ協会																		
補助対象経費	報償費、旅費、食料費、一般需用費、保険料、一般役務費、使用料及び賃借料、補助金、その他必要と認められる経費																		
補助率	定額 18,050 千円以内																		
補助金の効果測定方法	<p>業務完了後に提出させる「完了報告書」の内容を精査し、効果を測定している。 (単位：千円・人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>令和 2 年度</th> <th>令和 3 年度</th> <th>令和 4 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算確定額</td> <td>18,050</td> <td>18,050</td> <td>18,050</td> </tr> <tr> <td>競技団体数</td> <td>32 競技団体</td> <td>32 競技団体</td> <td>34 競技団体</td> </tr> <tr> <td>参加人数</td> <td>8,146</td> <td>3,329</td> <td>8,375</td> </tr> </tbody> </table>			年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	予算確定額	18,050	18,050	18,050	競技団体数	32 競技団体	32 競技団体	34 競技団体	参加人数	8,146	3,329	8,375
年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度																
予算確定額	18,050	18,050	18,050																
競技団体数	32 競技団体	32 競技団体	34 競技団体																
参加人数	8,146	3,329	8,375																

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額*	18,050	18,050	18,050
交付確定額	18,050	18,050	18,050
交付先件数	1	1	1

\*上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	○	○	○	—

(4) 監査の結果及び意見

指摘・意見区分	指摘事項・意見
表題	競技団体から提出された実績報告書の取りまとめについて
監査要点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象の適切性、公益上の必要性</li> <li>・県独自の単独補助金としての妥当性</li> <li>・補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性</li> <li>・補助金額の算定及び交付時期についての適切性</li> <li>・補助事業の実績報告についての適切性</li> <li>・補助交付団体への指導・監督についての適切性</li> <li>・補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性</li> <li>・その他</li> </ul>

<発見した事実もしくは現状>

事業計画書の内容は以下のとおりである。

期日	令和4年4月1日～令和5年3月31日
会場	各競技毎に実施
参加人数	国民体育大会開催競技等のジュニア（小～高校生）及び招聘した指導者
事業概要等	<p>本県の子どもたちが、スポーツへの興味関心や意識を高め、各競技の普及とジュニア選手の育成強化を図る</p> <p>高い指導力と専門性を持つ競技団体が、地域と連携しながらスポーツ教室や体験合宿等を行うことで、地域活性化を図るとともに、子どもの可能性を引き出すきっかけを作る</p> <p>○教室開催に必要な用具、機材等の設置、補填を行う</p>



	○優秀な指導者や競技者を招聘する
--	------------------

実績報告書の内容は以下のとおりである。

期日	令和4年4月1日～令和5年3月28日
会場	各競技毎に実施
参加人数	小学生から高校生のジュニア層 8,375名(延) 小学生 4,027名 中学生 4,055名 高校生 293名 指導者 733名(延)
事業概要等	本県の子どもたちが、スポーツへの興味関心や意識を高め、各競技の普及とジュニア選手の育成強化を図る  高い指導力と専門性を持つ競技団体が、地域と連携しながらスポーツ教室や体験合宿等を行うことで、地域活性化を図るとともに、子どもの可能性を引き出すきっかけを作る。 併せて開催に必要な用具、機材等の設置、補填し、環境整備を行う。
分配額	各競技団体(34団体)毎の分配額(18,050千円) 陸上競技協会 410千円 水泳協会 270千円 体操協会 900千円 ・ ・ ・ 合計 18,050千円

実績報告書は事業計画書の記載に各競技団体への分配額を追加したものとなっている。

<問題点>

競技団体ごとの実績報告書は徴しているが、補助対象者が作成する実績報告書ではこれらの内容が簡潔にまとめられておらず、当初の事業計画書に競技団体への分配額を追加したものとどまっている。

<改善策>

競技団体から提出された実績報告書の内容を踏まえ、補助対象者で作成する実績報告書の内容も、競技団体の活動内容が具体的に分かるよう改善することが望ましい。

(1) 補助金の概要

No.	131																		
補助事業名称	国民体育大会第42回九州ブロック大会開催に関する補助事業																		
所管課	教育委員会 体育保健課																		
開始年度	令和3年度																		
終了年度	令和4年度																		
補助目的	第42回九州ブロック大会開催費の一部を補助し、九州地区住民のスポーツに対する関心を高め、広く本県民の健康増進と体力向上を図る。																		
補助対象事業の概要	開催費補助・・・開催県として、環境整備費も含めた大会運営費等（令和4年度熊本県開催）。																		
交付要綱などの名称	熊本県補助金等交付規則 熊本県教育・文化等振興補助金交付要項																		
主な補助対象者	令和4年度国民体育大会第42回九州ブロック大会実行委員会																		
補助対象経費	報償費、旅費、一般需用費、保険料、一般役務費、使用料及び賃借料、補助金、その他必要と認められる経費																		
補助率	定額 35,657千円以内																		
補助金の効果測定方法	業務完了後に提出させる「完了報告書」の内容を精査し、効果を測定している。 ※令和3年度は準備期間のため、会議費、競技会実施のための環境整備 ※令和4年度九州ブロック大会熊本大会 (単位：人)																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>参加県</th> <th>福岡</th> <th>佐賀</th> <th>長崎</th> <th>熊本</th> <th>大分</th> <th>宮崎</th> <th>鹿児島</th> <th>沖縄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加人数</td> <td>760</td> <td>739</td> <td>745</td> <td>764</td> <td>751</td> <td>727</td> <td>750</td> <td>686</td> </tr> </tbody> </table>	参加県	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	参加人数	760	739	745	764	751	727	750	686
参加県	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄											
参加人数	760	739	745	764	751	727	750	686											

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和2年度※2	令和3年度	令和4年度
予算額※1		15,000	35,657
交付確定額		15,000	35,657
交付先件数		1	1

※1 上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

※2 令和2年度はコロナウイルスの影響のため大会中止

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	○	○	○	—

(4) 監査の結果及び意見

該当なし。

(1) 補助金の概要

No.	132			
補助事業名称	「水俣に学ぶ肥後っ子教室」補助金			
所管課	教育委員会 義務教育課			
開始年度	平成 23 年度			
終了年度	未定			
補助目的	公害の原点である水俣病を通して学んだ教訓を生かす視点から、社会科で公害について学ぶ公立小学校及び義務教育学校 5 年生を対象に水俣への現地訪問を実施し、水俣病資料館や水俣病情報センターなどでの体験を通して水俣病についての正しい理解を図るとともに、環境モデル都市として公害被害から環境再生へと立ち上がる水俣の姿を間近に体感させることで、環境保全や環境問題の解決に意欲的に関わろうとする態度や能力を育成し、「環境立県くまもと」の担い手の育成を図るため、学校設置者である市町村に補助する本県独自の事業である。			
補助対象事業の概要	事業を実施する市町村に対し、児童輸送費について、予算の範囲内で補助金を交付する。			
交付要綱などの名称	熊本県補助金等交付規則（昭和 56 年熊本県規則第 34 号） 熊本県教育・文化等振興補助金交付要項 令和 5 年度（2023 年度）「水俣に学ぶ肥後っ子教室」補助金交付要領			
主な補助対象者	県内の各市町村			
補助対象経費	市町村の事業実施に要する児童輸送費（バス代等） ※引率者である当該校の校長・教頭及び教員の旅費は、児童輸送費に含める。原則として、引率者の人数は学級数（特別支援学級は 1 学級とみなす）に 2 人を加えた数までとする。			
補助率	補助対象経費の 1/2 以内			
補助金の効果測定方法	① 参加校数及び参加児童数			
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	参加校数	331	326	327

	参加児童数	16,192	16,144	15,826
② 「実施報告書」による成果と課題				

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額*	0	0	23,284
交付確定額	0	0	22,365
交付先件数	0	0	39

\*上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	—	○	○	—

(4) 監査の結果及び意見

該当なし。

(1) 補助金の概要

No.	133
補助事業名称	熊本県人権同和教育関係団体補助事業
所管課	教育委員会 人権同和教育課
開始年度	昭和50年度
終了年度	未定
補助目的	人権同和教育関係団体が実施する各種研修事業等に補助金を交付することにより、部落差別（同和問題）をはじめ様々な人権問題の解決を目指し、差別意識の解消に向けた人権教育の推進を図るため。
補助対象事業の概要	人権問題の解消に向けた啓発活動事業。
交付要綱などの名称	熊本県人権同和教育関係団体補助事業実施要領
主な補助対象者	熊本県人権同和教育関係団体補助事業実施要領別表に定める4団体
補助対象経費	人権同和問題の解決を目指して行う年度内に完了する各種研修事業等に要する経費のうち、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料にあたるもの。

補助率	補助対象経費のうち、熊本県人権同和教育関係団体補助事業実施要領別表に定める額以内。
補助金の効果測定方法	行っていない。

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額*	10,914	10,914	10,914
交付確定額	8,137	9,012	10,914
交付先件数	4	4	4

\*上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	○	○	○	×

(4) -①監査の結果及び意見

指摘・意見区分	指摘事項・意見
表題	実績報告について
監査要点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象の適切性、公益上の必要性</li> <li>・県独自の単独補助金としての妥当性</li> <li>・補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性</li> <li>・補助金額の算定及び交付時期についての適切性</li> <li>・<b>補助事業の実績報告についての適切性</b></li> <li>・補助交付団体への指導・監督についての適切性</li> <li>・補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性</li> <li>・その他</li> </ul>

<発見した事実もしくは現状>

「熊本県補助金等交付規則」によると

(補助金等の額の確定等)

第14条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

と定められている。

交付先の一つである部落解放同盟熊本県連合会に対する過去3年間の補助金の交付確定額は以下のとおりである。(単位：千円)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付確定額	3,808	3,295	4,943

上記補助金の対象事業として

- ・高校生、青年活動研修及び会議等
- ・成人指導者会議、研修
- ・就学前交流・研修及び文化活動交流・研修

を実施しているが、事業計画書と事業実績書の記載がほぼ同じである。

例えば、事業計画書では各事業の対象者数は以下のようになっているが

- ・高校生、青年活動研修及び会議等 対象者 延べ400人
- ・成人指導者会議、研修 対象者 延べ500人
- ・就学前交流・研修及び文化活動交流・研修 対象者 延べ70人

事業実績書の対象者数(延べ人数)も全く同数となっている。

また、各事業で東京都(高校生、青年活動研修及び会議等)や大阪府(成人指導者会議、研修)の研修会にも参加しているが、研修会の概要がわかる資料(研修会テーマ、参加人数など)もなく、参加者名簿も徴されておらず、参加者ごとの報告書も作成されていない。

#### <問題点>

実績報告が不十分であり、補助対象事業が適切に行われているか、確認することが困難である。

また、このような実績報告を長年受け付けてきた担当課の指導にも問題があると言わざるを得ない。

#### <改善策>

実績報告が不十分であるので、実績報告書の作成の仕方を含めて当該団体を指導すべきである。

(4) - ②監査の結果及び意見

指摘・意見区分	指摘事項・意見
表題	検査調書について
監査要点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象の適切性、公益上の必要性</li> <li>・県独自の単独補助金としての妥当性</li> <li>・補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性</li> <li>・補助金額の算定及び交付時期についての適切性</li> <li>・補助事業の実績報告についての適切性</li> <li>・<b>補助交付団体への指導・監督についての適切性</b></li> <li>・補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性</li> <li>・その他</li> </ul>

<発見した事実もしくは現状>

「熊本県補助金等交付規則」によると

(補助金等の額の確定等)

第14条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

と定められている。

これを受けて、補助対象の4団体に対し、毎年上期及び下期に2回現地検査・指導を行い、その結果を検査調書として作成している。

<問題点>

過去3年間の検査調書の作成状況は以下のとおりである。

団体名	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期
部落解放同盟熊本県連合会	○	○	○	○	×	×
全日本同和会熊本県連合会	×	○	○	○	○	×
熊本県人権教育研究協議会	○	○	○	○	○	×
熊本県就学前人権・同和教育研究協議会	○	○	○	○	○	×

令和4年度については、各団体事務所での現地検査は実施され、支出が適正であることの

確認は行われている。その後、検査調書（復命書）の作成に取り掛かり、課内においては検査結果を口頭で報告していたが、交付確定などの伺い時に検査書類を課内供覧したため、検査調書（復命書）の作成がなおざりになり、検査調書（復命書）がない状況である。

（参考）

令和2年度の全日本同和会熊本県連合会については、上期に事業が実施されておらず、検査する会計書類（当該補助金に係るもの）が存在しないため現地での検査は実施されなかった。

<改善策>

「熊本県補助金等交付規則」や「熊本県会計規則」に準拠し、検査調書（復命書）は必ず作成すべきである。

（４）－③監査の結果及び意見

指摘・意見区分	指摘事項・意見
表題	補助対象事業の支出について
監査要点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象の適切性、公益上の必要性</li> <li>・県独自の単独補助金としての妥当性</li> <li>・補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性</li> <li>・補助金額の算定及び交付時期についての適切性</li> <li>・補助事業の実績報告についての適切性</li> <li>・補助交付団体への指導・監督についての適切性</li> <li>・補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性</li> <li>・その他</li> </ul>

<発見した事実もしくは現状>

部落解放同盟熊本県連合会の補助事業対象経費について、担当課で領収書の確認を行っているが、宛名が空欄又は上様となっているものがあり、一例を挙げると以下のようなものである。

日付	金額	宛名	内容
令和4年5月14日	54,000円	空欄	飲食費
令和4年10月28日	10,590円	空欄	飲食費
令和5年2月12日	13,068円	上様	飲食費
令和5年2月12日	13,068円	上様	飲食費
令和5年3月21日	12,280円	空欄	飲食費

<問題点>

領収書の宛名が空欄又は上様となっており、当該団体の支出かどうか確認することがで



きない。

<改善策>

領収書の宛名は必ず記載する、参加者名の記録を残すなど、当該団体を指導することが望ましい。

(4) - ④監査の結果及び意見

指摘・意見区分	指摘事項・意見
表題	補助対象事業の支出（旅費）について
監査要点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象の適切性、公益上の必要性</li> <li>・県独自の単独補助金としての妥当性</li> <li>・補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性</li> <li>・補助金額の算定及び交付時期についての適切性</li> <li>・補助事業の実績報告についての適切性</li> <li>・補助交付団体への指導・監督についての適切性</li> <li>・補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性</li> <li>・その他</li> </ul>

<発見した事実もしくは現状>

部落解放同盟熊本県連合会の補助事業対象旅費については、以下のような領収書が作成されているのみである。

領収書				
金額	58,760 円			
但し、全国女性運動部長会議				
場所 大阪				
明細				
月	日	摘要	金額	備考
10	5	報酬	11,760	
"	"	旅費	47,000	
合 計			58,760	

上記の金額を領収しました。

2022年10月5日

氏名 ×× ×× 印

部落解放同盟熊本県連合会

執行委員長 ×× ××

(\*) 旅費については、知事部局人権同和政策課が団体に対しその額を示しており、団体はその額に基づき支出している。

(単位：円)

行先	東京	関西	九州	管外	管内
金額	72,000	47,000	19,000	2,600	1,000

<問題点>

旅費受領者のサインをもらっているのみであり、旅費支出を裏付ける書類が添付されていない。

<改善策>

航空機を使用したのであれば搭乗券の半券を添付する、研修会に参加したのであれば研修会資料を添付するなど、支出をより確実に確認することができる資料を残すよう当該団体を指導することが望ましい。

(4) - ⑤監査の結果及び意見

指摘・意見区分	指摘事項・意見
表題	研修会の参加者名簿及び各人の報告書について
監査要点	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 補助対象の適切性、公益上の必要性</li><li>・ 県独自の単独補助金としての妥当性</li><li>・ 補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性</li><li>・ 補助金額の算定及び交付時期についての適切性</li><li>・ <b>補助事業の実績報告についての適切性</b></li><li>・ 補助交付団体への指導・監督についての適切性</li><li>・ 補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性</li><li>・ その他</li></ul>

<発見した事実もしくは現状>

交付先の一つである全日本同和会熊本県連合会に対する過去3年間の補助金の交付確定額は以下のとおりである。(単位：千円)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付確定額	1,621	3,089	3,263

<問題点>

上記補助金の対象事業として東京都や大阪府の研修会に参加しているが、参加者名簿が一部しか徴されていない。

また、参加者ごとに報告書を作成する必要もあると考えられ、当該団体で作成されていないのであれば、作成するよう指導し、作成しているのであれば、実績報告時に担当課で確認することが望ましい。

<改善策>

実績報告が不十分であるので、実績報告書の作成の仕方を含めて当該団体へ指導することが望ましい。

(4) - ⑥監査の結果及び意見

指摘・意見区分	指摘事項・意見
表題	研修会の実施について
監査要点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象の適切性、公益上の必要性</li> <li>・県独自の単独補助金としての妥当性</li> <li>・補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性</li> <li>・補助金額の算定及び交付時期についての適切性</li> <li>・補助事業の実績報告についての適切性</li> <li>・補助交付団体への指導・監督についての適切性</li> <li>・補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性</li> <li>・その他</li> </ul>

<発見した事実もしくは現状>

上天草市のホテルで令和4年11月21日及び22日に1泊2日の指導者研修会を開催している。

開催に要した経費は以下のとおりである。補助対象経費となっており、上記補助金の一部として当該団体に交付されている。(単位：円)

費目	金額	積算
旅費(*)	796,500	13,500円×59名
需用費	210,100	資料代
役務費	2,520	郵便代
使用料及び賃借料	33,000	会場借上料

	1,042,120	
--	-----------	--

(\*)宿泊代 16,500 円から団体が見積もった食事代 3,000 円を控除した 13,500 円を積算基礎としている。

<問題点>

上天草市のホテルにおいて1泊2日で開催する必要性は乏しく、ホテル宿泊とせず、1日で開催することができたと考えられる。

<改善策>

事業内容の妥当性については常に検討することが必要であり、改善点があれば、当該団体を指導することが望ましい。

(4) - ⑦監査の結果及び意見

指摘・意見区分	指摘事項・意見
表題	効果測定について
監査要点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象の適切性、公益上の必要性</li> <li>・県独自の単独補助金としての妥当性</li> <li>・補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性</li> <li>・補助金額の算定及び交付時期についての適切性</li> <li>・補助事業の実績報告についての適切性</li> <li>・補助交付団体への指導・監督についての適切性</li> <li>・<span style="border: 1px solid black;">補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性</span></li> <li>・その他</li> </ul>

<発見した事実もしくは現状>

補助事業の効果測定を行っていない。

<問題点>

補助事業が本来の目的に照らして有効に行われているか検討することができない。

<改善策>

各団体が実施する研修会の参加人数や参加者へのアンケートなど、あるいは参加した研修会の報告書を基に補助対象事業が有効に行われているかの検証をすることが望ましい。

(1) 補助金の概要

No.	134
-----	-----

補助事業名称	熊本県文化財保存整備費補助金（文化財保存事業）																																																																																				
所管課	教育委員会 文化課																																																																																				
開始年度	不明																																																																																				
終了年度	未定																																																																																				
補助目的	県指定文化財の「修理」を第一の目的とし、次いで保存・整備、調査等について、経費の一部を補助することで文化財の保護を支援するため。																																																																																				
補助対象事業の概要	県指定文化財の保存・活用のために実施する計画策定・調査・修理・管理・整備・買い上げ等並びに維持補修的な調査・整備・買い上げ等。																																																																																				
交付要綱などの名称	熊本県補助金等交付規則 熊本県教育・文化等振興補助金交付要項 熊本県文化財保存整備費補助金実施要領																																																																																				
主な補助対象者	市町村、所有者等																																																																																				
補助対象経費	文化財国庫補助事業対象経費の取扱いに準じる																																																																																				
補助率	県指定：事業費の50%以内（※自治体が補助事業者の場合、1,000千円超の事業を対象）																																																																																				
補助金の効果測定方法	<p>災害復旧の文化財災害復旧率。</p> <p><b>【熊本地震 国、県指定、国登録の復旧件数】</b></p> <table border="1"> <caption>熊本地震 国、県指定、国登録の復旧件数</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>国指定</th> <th>県指定</th> <th>国登録</th> <th>合計</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28年度</td> <td>10</td> <td>17</td> <td>32</td> <td>59</td> <td>38%</td> </tr> <tr> <td>H29年度</td> <td>16</td> <td>20</td> <td>40</td> <td>76</td> <td>49%</td> </tr> <tr> <td>H30年度</td> <td>40</td> <td>26</td> <td>45</td> <td>111</td> <td>72%</td> </tr> <tr> <td>R元年度</td> <td>45</td> <td>32</td> <td>49</td> <td>126</td> <td>81%</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>49</td> <td>33</td> <td>55</td> <td>137</td> <td>88%</td> </tr> <tr> <td>R3年度</td> <td>51</td> <td>35</td> <td>55</td> <td>141</td> <td>91%</td> </tr> <tr> <td>R4年度</td> <td>52</td> <td>35</td> <td>56</td> <td>143</td> <td>92%</td> </tr> <tr> <td>R5年度(8月末)</td> <td>52</td> <td>36</td> <td>56</td> <td>144</td> <td>93%</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【令和2年7月 豪雨 国、県指定、国登録の復旧件数】</b></p> <table border="1"> <caption>令和2年7月 豪雨 国、県指定、国登録の復旧件数</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>国指定</th> <th>県指定</th> <th>国登録</th> <th>合計</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2年度</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>13</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>R3年度</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>10</td> <td>22</td> <td>51%</td> </tr> <tr> <td>R4年度</td> <td>13</td> <td>8</td> <td>12</td> <td>33</td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td>R5年度(8月末)</td> <td>13</td> <td>8</td> <td>12</td> <td>33</td> <td>79%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	国指定	県指定	国登録	合計	割合	H28年度	10	17	32	59	38%	H29年度	16	20	40	76	49%	H30年度	40	26	45	111	72%	R元年度	45	32	49	126	81%	R2年度	49	33	55	137	88%	R3年度	51	35	55	141	91%	R4年度	52	35	56	143	92%	R5年度(8月末)	52	36	56	144	93%	年度	国指定	県指定	国登録	合計	割合	R2年度	3	4	6	13	30%	R3年度	5	7	10	22	51%	R4年度	13	8	12	33	70%	R5年度(8月末)	13	8	12	33	79%
年度	国指定	県指定	国登録	合計	割合																																																																																
H28年度	10	17	32	59	38%																																																																																
H29年度	16	20	40	76	49%																																																																																
H30年度	40	26	45	111	72%																																																																																
R元年度	45	32	49	126	81%																																																																																
R2年度	49	33	55	137	88%																																																																																
R3年度	51	35	55	141	91%																																																																																
R4年度	52	35	56	143	92%																																																																																
R5年度(8月末)	52	36	56	144	93%																																																																																
年度	国指定	県指定	国登録	合計	割合																																																																																
R2年度	3	4	6	13	30%																																																																																
R3年度	5	7	10	22	51%																																																																																
R4年度	13	8	12	33	70%																																																																																
R5年度(8月末)	13	8	12	33	79%																																																																																

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額※	13,432	9,272	28,103
交付確定額	10,803	8,127	21,301
交付先件数	8	5	10

※上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	-	○	○	○

(4) 監査の結果及び意見

該当なし。

11. 所管部局：警察本部

(1) 補助金の概要

No.	135
補助事業名称	公益社団法人くまもと被害者支援センター事業補助金
所管課	警察本部 警務部 広報県民課
開始年度	平成 16 年度
終了年度	未定
補助目的	犯罪被害者支援活動の推進を図るため。
補助対象事業の概要	公益社団法人くまもと被害者支援センターの事業。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 直接的支援事業</li><li>・ 自助グループ支援事業</li><li>・ 関係機関、団体等との連携による被害者支援事業</li><li>・ 相談員、被害者支援ボランティアの養成及び研修事業</li><li>・ 被害者等の実態等に関する調査及び研究事業</li><li>・ 広報啓発事業</li></ul>
交付要綱などの名称	令和 4 年度（2022 年度）公益社団法人くまもと被害者支援センター事業補助金交付要項
主な補助対象者	公益社団法人くまもと被害者支援センター
補助対象経費	公益社団法人くまもと被害者支援センターの事業に関する経費 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 直接的支援事業</li><li>・ 自助グループ支援事業</li><li>・ 関係機関関連事業</li><li>・ 相談員、ボランティア養成研修事業</li><li>・ 調査研究事業</li><li>・ 広報啓発事業</li></ul>
補助率	10/10 以内（予算の範囲内）
補助金の効果測	法人の運営費の補助金であり、効果測定は困難であることから実施し

定方法	ていない。
-----	-------

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額*	2,500	3,800	3,800
交付確定額	2,500	3,800	3,800
交付先件数	1	1	1

\*上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	警務部庶務 にて保管	○	—	○

(4) 監査の結果及び意見

指摘・意見区分	指摘事項・意見
表題	実績報告の時期について
監査要点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象の適切性、公益上の必要性</li> <li>・県独自の単独補助金としての妥当性</li> <li>・補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性</li> <li>・補助金額の算定及び交付時期についての適切性</li> <li>・<u>補助事業の実績報告についての適切性</u></li> <li>・補助交付団体への指導・監督についての適切性</li> <li>・補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性</li> <li>・その他</li> </ul>

<発見した事実もしくは現状>

「令和4年度（2022年度）公益社団法人くまもと被害者支援センター事業補助金交付要項」においては、実績報告について次のとおり定めている。

<p>(実績報告)</p> <p>第9条 規則第13条の規定による実績報告は、実績報告書(別記第7号様式)によるものとする。</p> <p>2 規則第13条の添付書類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 事業報告書</p> <p>(2) 計算書類等</p>
---

3 第1項の実績報告書の提出期限は令和5年(2023年)3月31日とし、その提出部数は1部とする。

令和4年実績報告資料を閲覧し、担当者に質問したところ、実際の実績報告書及び添付書類は令和5年4月以降に受領しているが、交付要項に定める報告期限が3月31日までとなっているため、要項に違反しないよう実績報告書の日付及び検査調書の日付を3月31日にバックデートしている。

<問題点>

補助金は、概算請求によって前期及び後期の2回に渡り、交付決定額全額について既に交付完了している。実績報告により、補助金の確定を行う必要があるが、実績報告に添付が必要とされる事業報告書及び計算書類等は、法人の決算が終了しなければ確定したものが入手できない。このため、実績報告を3月31日までに行うことは不可能であり、要項の定め  
に不備がある。

<改善策>

実績報告が可能な期限となるよう要項の記載を見直すべきであるが、現状では3月31日までに補助事業を完了する必要があることから、要項に従って3月31日までに仮の決算書  
を入手し、後日差し替えるなどの対応が必要と考えられる

(1) 補助金の概要

No.	136
補助事業名称	公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センター事業補助金
所管課	警察本部 刑事部 組織犯罪対策課
開始年度	平成4年度
終了年度	未定
補助目的	暴力追放活動の促進を図るため。
補助対象事業の概要	県民の総意を結集して暴力追放活動を強力かつ恒常的に推進し、暴力のない明るく住みよい熊本県の実現に寄与すること。
交付要綱などの名称	令和4年度公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センター事業補助金 交付要項
主な補助対象者	公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センター
補助対象経費	(1) 相談対応、暴力団離脱者の更生促進等、暴力団員等からの犯罪被害の軽減と回復を図る犯罪被害者救済事業に要する経費 (2) 暴力団員等による不当行為の防止に関する広報啓発や不当要求防止のための犯罪被害者防止事業に要する経費



補助率	10/10 以内 (13,410,000 円以内)
補助金の効果測定方法	法人の運営費の補助金であり、効果測定は困難であることから実施していない。

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位：千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額*	13,410	13,410	13,410
交付確定額	13,410	13,410	13,410
交付先件数	1	1	1

\*上記予算額は、最終予算額（繰越額を含む）とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
○	○	刑事部庶務にて保管	○	—	○

(4) 監査の結果及び意見

指摘・意見区分	指摘事項・意見
表題	実績報告の時期について
監査要点	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助対象の適切性、公益上の必要性</li> <li>県独自の単独補助金としての妥当性</li> <li>補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性</li> <li>補助金額の算定及び交付時期についての適切性</li> <li>補助事業の実績報告についての適切性</li> <li>補助交付団体への指導・監督についての適切性</li> <li>補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性</li> <li>その他</li> </ul>

<発見した事実もしくは現状>

「令和4年度公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センター事業補助金交付要項」においては、実績報告について次のとおり定めている。

<p>(実績報告)</p> <p>第7条 規則第13条の実績報告は、実績報告書（別記第6号様式）によるものとする。</p> <p>2 規則第13条の添付書類は、次のとおりとする。</p>
---

- |   |
|---|
| (1) 事業報告書<br>(2) 収支決算書<br>3 第1項の実績報告書は、令和5年3月31日までに提出するものとする。 |
|---|

令和4年実績報告資料を閲覧し、担当者に質問したところ、実際の実績報告書及び添付書類は令和5年4月以降に受領しているが、交付要項に定める報告期限が3月31日までとなっているため、要項に違反しないよう実績報告書の日付及び検査調書の日付を3月31日にバックデートしている。

<問題点>

補助金は、概算請求によって前期及び後期の2回に渡り、交付決定額全額について既に交付完了している。実績報告により、補助金の確定を行う必要があるが、実績報告に添付が必要とされる事業報告書及び収支決算書は、法人の決算が終了しなければ確定したものが入手できない。このため、実績報告を3月31日までにを行うことは不可能であり、要項の定め  
に不備がある。

<改善策>

実績報告が可能な期限となるよう要項を見直すべきであるが、現状では3月31日までに補助事業を完了する必要があることから、要項に従って3月31日までに仮の決算書を入手し、後日差し替えるなどの対応が必要と考えられる。

## V. 統括意見

前「IV. 監査の結果及び意見の各論」では、補助金ごとに監査の結果及び意見を述べてきたが、特定の補助金に限定されない横断的な意見を総括意見として以下に記載する。

### 1. 財産処分に伴う納付額の算定方法と証拠書類の保管期間について

現状では、財産処分の制限期間や証拠書類の保管期間、そして補助金返還の取扱いについては概ね、各課の事業ごとそれぞれの要項によって定められている。しかしながら、平成28年4月18日付け総務部財政課長事務連絡『熊本県補助金等交付規則第21条に基づく知事の承認について』では以下のとおり定められていた（一部抜粋）。

#### 1 財産処分承認の取扱い

(1) 近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、また、既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、取得から概ね10年経過した補助対象財産については、補助目的を達成したものとみなし、補助事業者から財産処分承認申請があった場合においては、原則として、補助金返還の条件を付さず、これを承認するものとする（有償譲渡又は有償貸付の場合を除く。）。

#### 2 補助金返還の取扱い

上記1により補助金返還の条件を付さずに財産処分の承認を行うもの以外の財産処分の承認に当たっては、次により算定した額の補助金返還を条件として付すものとする。ただし、補助金交付時における補助事業の目的が財産処分後も引き続き達成される場合等は、この限りでない。

なお、本取扱いによりがたい場合（①、②以外の財産処分を含む。）にあつては、個別に財政課と協議のうえ、財産処分に付する条件を決定するものとする。

##### ① 有償譲渡又は有償貸付の場合

譲渡額又は貸付額（貸付期間にわたる貸付額の合計の予定額）に総事業費（補助基準額を超える補助事業者負担分を含む。）に対する県補助金額の割合を乗じて得た額。ただし、補助対象財産に係る県補助金額を上限とし、取得から概ね10年経過前の補助対象財産の処分の場合にあつては、補助対象財産に係る県補助金額に処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。以下同じ。）の割合を乗じて得た額（土地等の場合は県補助額）とを比較していずれか高い方の額とする。

##### ② 無償譲渡又は無償貸付及び取壊し（廃棄）の場合

補助対象財産に係る県補助金額に処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額（土地等の場合は県補助額）とする。

本来であれば、上記の事務連絡に従い、どの事業においても、財産処分制限などについて

は、統一された要項を定め運用すべきであったが、ほとんどの事業において、この事務連絡の存在自体の認識がなかった。これについては、個別の指摘事項として、No. 1「くまモン活用地域資源創出補助金」、No. 6「集落サポートプロジェクト事業補助金」、No. 7「熊本県移住定住促進すまい支援補助金」、No. 17「肥薩おれんじ鉄道運行支援対策事業補助金」、No. 20「熊本県老人福祉施設等整備費補助金（老人福祉施設整備等事業）」、No. 26「子どものための教育・保育給付費地方単独費用県費補助金」、No. 46「熊本県地場企業立地促進補助金」、No. 54「ユニークベニュー利用促進事業費補助金」、No. 64「地下水と土を育む農業育成事業」でも述べている。

この事務連絡の内容を要約すると、無償譲渡であれば10年経過をもって自由に財産処分が可能となり補助金返還も不要となるが、そうでない有償譲渡については、経過年数に関係なく常に補助金返還が必要ということである。補助事業者が補助金により財産を取得した時点では、のちに財産処分が発生するとしてもそれが無償か有償かは分からない以上、いかなる局面にも対応できるような管理が必要と考えられる。したがって、必要資料が最も多岐にわたる有償譲渡を想定し、総事業費（補助基準額を超える補助事業者負担分を含む。）とこれに対する県補助金額とその割合に関する書類の保管が必要となる。幾つかの補助金交付要項にもあるように、財産処分の制限期間については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間、とされていることとの整合性から、証拠書類の保管についても、同様に耐用年数とすることが望ましい。

つまり、補助金により補助事業者が財産を取得した場合の財産処分の制限期間と証拠書類の保管期間は、どちらも取得財産の耐用年数とし管理し続けるような運用が必要である。以上を加味し、財政課より改めて事務連絡を行い、周知徹底されることが期待される。

## 2. 補助金交付要項に定める実績報告期限について

次に補助事業における実績報告については、その報告期限を3月31日として定めているものがほとんどである。これは、当該年度の予算として確保された補助金について、その年度中に執行し、補助事業を完了する必要があるためであるが、実際には、3月31日までに必要書類を入手できていない事例や、書類は入手できているものの見込に基づく書類によって実績報告が完了している事例が散見された。

例えば、No. 135「公益社団法人くまもと被害者支援センター事業補助金」においては、実績報告に必要な添付資料として法人の決算報告書が添付されているが、3月決算法人の決算報告書は4月以降でなければ入手できないため、4月以降になってから添付資料を入手し実績報告書の日付をバックデートしている。

また、No. 4「熊本県私学団体補助金（退職金資金給付事業）」においては、3月31日時点で実績報告は行われているものの、添付された熊本県私学教育振興会の教職員退職金資金給付事業の貸借対照表は、見込みにより作成されたものであり確定した決算に基づくものではなかった。

これらの事例は、各補助金の交付要項において実績報告の期限を3月31日としているために生じているものであるが、そもそも3月決算法人の決算は3月末時点で確定していないのが通常であり、確定した決算に基づく資料を添付することは困難である。

他方で、実績報告の趣旨は、補助金が適切に使用されたことを確かめることにあると考えられることから、見込みの数値など変動する可能性がある実績報告をもって補助事業を完了させるのは、当該趣旨に照らして妥当とはいえない。

また、これらの補助金は、交付金決定通知によって補助事業者に支払いを約束した金額について、既に会計年度中に概算払いによって全額支出している。このため、実績報告後に新たに補助金を交付する可能性はなく（補助金額に変更がある場合は期中に変更申請が必要ため）、実績報告は補助事業を完了するための最後のプロセスにすぎない。

したがって、実績報告について3月31日までに報告させる必然性はなく、4月以降に確定した決算に基づいて実績報告がなされ、当該実績報告によって補助事業が完了することが最も望ましいと考えられる。

参照すべき事例として、No. 5「私立広域通信制高等学校経常費補助金」については、会計年度が終了した後の令和5年7月に実績報告が行われている。当該補助金については、その交付要項において実績報告期限を3月31日と定めているものの、担当部署から関係課に確認がなされた結果、「支出負担行為をした日の属する年度内に全額概算払いを行っており、次年度に交付確定しても前年度会計区分となるため可能」として処理されている。このような取扱いは、実績報告期限を3月31日までとする交付要項に反しているものの、本来あるべき実績報告のあり方と考えられる。したがって、当該取扱いが例外的な位置づけにならないよう、交付要項において一律に実績報告期限を3月31日とするのではなく、補助事業の実態に合わせて柔軟に期限を定めることが望ましいと考えられる。